

国立研究開発法人国立環境研究所
第3期中期目標期間実績評価書

平成28年8月31日

環 境 省

目 次

1 評価の概要	1
2 総合評定	2
3 項目別評定総括表	4
4 項目別評価調書	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. 環境研究に関する業務	
(1) 環境研究の戦略的な推進	5
(2) 研究の構成	
①環境研究の柱となる研究分野	20
②課題対応型の研究プログラム	28
③災害と環境に関する研究	34
④環境研究の基盤整備	42
(3) 研究成果の評価	46
2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	51
3. 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	
(1) 研究成果の提供等	58
(2) 研究成果の活用促進	66
(3) 社会貢献活動の推進	70
第2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 研究所の運営・支援体制の整備	75
2. 人材の効率的な活用	80
3. 財務の効率化	85
4. 効率的な施設運用	96
5. 情報技術等を活用した業務の効率化	100
6. 業務における環境配慮等	105
7. 内部統制の推進	110
8. 安全衛生管理の充実	116
第5 その他の事項	
1. 施設・設備の整備及び維持管理	120
2. 人事に関する計画	122

※「第3 財務内容の改善に関する事項」および「第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」については「第2 3. 財務の効率化」の項目で記載。

1 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
評価対象事業年度	中期目標期間実績評価	第3期中期目標期間
	中期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣		
法人所管部局	環境省総合環境政策局	担当課・室責任者	総務課環境研究技術室 室長 太田志津子
評価点検部局	環境省大臣官房	担当課責任者	総務課政策評価室 室長 鮎川 智一

3. 評価の実施に関する事項	
○平成28年6月13日（月）・28日（火）	環境省国立研究開発法人審議会委員、国立環境研究所を視察。
○平成28年7月13日（水）	第5回環境省国立研究開発法人審議会を開催。 当会合において、国立環境研究所理事長及び理事等より、平成27年度業務実績及び第3期中期目標期間に係る期間業務実績並びに自己評価について報告された後、環境省評価書（素案）について審議。
○平成28年8月18日（木）	第6回環境省国立研究開発法人審議会を開催。 第5回審議会での委員の意見等を踏まえ、修正した環境省評価書（案）について更に審議。
○平成28年8月31日（水）	第6回審議会での審議及び省内協議を経て、評価書を決定。

4. その他評価に関する重要事項	
平成25年度から、「災害と環境に関する研究」を中期目標及び中期計画に明確に位置付けて取り組むこととしたため、平成25年3月25日付で第3期中期目標を改定し、平成25年3月29日付で第3期中期計画を認可した。	
また、平成27年度から、「調達等合理化計画」を策定し、更なる調達等の合理化に取り組むこととしたため、平成27年11月13日付で第3期中期目標を改定し、平成28年1月26日付で第3期中期計画を認可した。	

2 総合評定

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
評定に至った理由	<p>第3期中期目標期間(平成23～27年度)の業務実績について総合的に見ると、研究開発成果の最大化と適正・効果的かつ効率的な業務運営に向け、第3期中期計画に定めた業務を滞りなく着実に実施し、適切な業務運営が行われたと認められることから、第3期中期目標を概ね達成したと判断し、第3期中期目標期間の期間実績評価については、総合評定をBとする。</p> <p>※平成25年度までの評価については、環境省独立行政法人評価委員会における評価基準及び評価結果であり、A評定が標準であった。平成26年度以降の評価においては、新基準に基づく環境大臣の評価結果であり、B評価を標準とするものである。</p>

2. 法人全体に対する評価	
	<p>国立環境研究所は、前身の国立公害研究所として昭和49年に設立されて以来、我が国の環境科学の中核的研究機関として、地球温暖化、循環型社会、環境リスク、自然共生など、幅広い研究を遂行している。また、平成23年度から、東日本大震災に対応した災害環境研究を開始し、平成25年3月には、この取り組みを明確化するため、第3期中期目標及び中期計画の見直しを行った。</p> <p>災害環境研究については、東日本大震災発生直後から被災地の復旧・復興に貢献すべく研究を展開し、復旧・復興貢献本部の設置、中期計画の変更、福島支部準備室の設置と、災害と環境に関する研究に対応するため機動的に体制を整備し、所内・所外との連携を強化しながら調査・研究の幅を広げたことは、評価する。</p> <p>放射性物質による環境汚染への対処など、昨今の環境分野に係る研究の重要性はますます大きくなっています、国立環境研究所に対する国内外の期待も一層大きくなっています。国立環境研究所は、今後も、我が国の環境科学分野において牽引的役割を担い続けるとともに、環境政策の決定に際し有効な科学的知見を創出・提供し、政策の具体化・実施の場面においても科学的側面から強力なリーダーシップを發揮することが期待されており、引き続き、積極的かつ先導的な方策を展開されたい。</p> <p>第3期中期目標期間(平成23～27年度)について、5年間の研究実績と成果の活用及び環境情報の取扱等を総合的に見ると、研究開発成果の最大化に向け、第3期中期目標・計画に定めた業務を滞りなく、着実に実施し、中期目標を概ね達成したと評価する。</p> <p>また、業務運営の効率化等の観点においても、前期の期間評価の結果を踏まえ、適切な措置が講じられているとともに、他の公的研究機関における業務運営も参考にしつつ、研究開発成果の最大化に向けた改善が図られており、着実な業務運営が行われていることを評価する。次期目標期間においても、更なる改善の措置を検討・実施することを期待する。</p> <p>以上のことから、国立研究開発法人の目的・業務、第3期中期目標・中期計画等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を勘案し、総合的に判断した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、かつ、適切な業務運営が行われたことにより、第3期中期目標・中期計画に掲げた目標は概ね達成できたとし、第3期中期目標期間における国立研究開発法人国立環境研究所の期間実績評価については、総合評定をBとする。</p>

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

環境研究（第1の1）【B】

環境研究の柱となる研究分野、課題対応型研究プログラム、環境研究基盤整備のいずれについても、研究開発成果の最大化に向け、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められた。特に、東日本大震災直後から対応した災害と環境に関する研究については、復旧・復興貢献本部の設置、中期計画の変更、福島支部準備室の設置と、研究を推進するための機動的な体制整備を次々と進め、所内外との連携も強化しながら調査・研究の幅を広げ、成果を挙げたことを評価する。また、いずれの研究分野においても、研究成果の環境政策への反映が適切に実施されており、有識者による外部研究評価においても高い評価を得ていることから、第3期中期目標は達成したと判断する。

第4期中長期目標期間においても、国立環境研究所における「研究開発成果の最大化」が一層図られるよう、第4期中長期目標・計画に基づいた研究体制の下、課題解決のための統合的な研究の推進や、環境研究の基盤整備・研究事業の推進等を着実に実施していただきたい。

環境情報の収集・整理・提供（第1の2）【B】

研究開発成果の最大化に向け、情報の収集・整理を的確に行い、利便性の向上を目指した情報基盤の整備に努め、適時適切に環境情報を提供するとともに、数値目標が示されていた情報源情報（メタデータ）について、第3期中期目標を達成したことを評価する。第4期中長期目標期間においても、利用者の要望を踏まえてコンテンツの更なる充実を図るとともに、研究開発成果の最大化に向け、これまで以上に適切な情報収集、整理、提供を実施していただきたい。

研究成果の積極的な発信と社会貢献（第1の3）【B】

第3期中期目標期間を通じて、論文発表数に変動はあるが、その質において高い水準にあると考える。共同研究や環境施策への貢献も、第3期中期目標期間を通して適切に行われている。研究成果の国民への普及、還元を通じた社会貢献活動として、公開シンポジウムや施設公開の実施、幅広い年代層を意識した各種イベント・展示会等への積極的な出展等、研究開発成果の最大化に向けた取り組みを評価する。第4期中長期目標期間においては、国内外の他の研究機関等とのネットワーク・橋渡しの拠点となるための研究連携の強化等を着実に実施していただきたい。

業務運営・財務内容・その他（第2～第5） それぞれ【B】

研究開発成果の最大化に向け、適正・効果的かつ効率的な業務運営を目指して、研究所の運営・支援体制の整備、人材の効率的な活用、業務における環境配慮など、必要かつ適切な措置を講じて、全体的に業務運営の改善が図られた。内部統制に関しては、 国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程に基づき、中長期計画の策定・評価、内部統制の推進、リスク管理等に関する個別規程の策定作業が行われ、研究所の実態に応じた現実的な内部統制システムの構築が図られた。また、第5期科学技術基本計画を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制の導入を行ったことを評価する。

第4期中長期目標期間においても、研究開発成果の最大化に向け、適正・効果的かつ効率的な業務運営の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

4. その他事項

3 項目別評定総括表

中期目標 (中期計画)	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考 (評価比率等)
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	見込 評価	期間 評価		
第1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1. 環境研究に関する業務	A	A	A	B	B	B	B	—	—
(1)環境研究の戦略的な推進	A	A	A	B	B	B	B	第1 1.(1)	(5%)、0.15
(2)①環境研究の柱となる研究分野	A	A	A	B	B	B	B	第1 1.(2)①	(15%)、0.45
(2)②課題対応型の研究プログラム	A	A	A	A	B	B	B	第1 1.(2)②	(20%)、0.60
(2)③災害と環境に関する研究	—	—	A	A	A	A	A	第1 1.(2)③	(5%)、0.20
(2)④環境研究の基盤整備	A	A	A	B	B	B	B	第1 1.(2)④	(5%)、0.15
(3)研究成果の評価	A	A	A	B	B	B	B	第1 1.(3)	(5%)、0.15
2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	B	B	B	B	第1 2.	(5%)、0.15
3. 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	A	A	A	B	B	B	B	—	—
(1)研究成果の提供等	A	A	A	B	B	B	B	第1 3.(1)	(3.3%)、0.10
(2)研究成果の活用促進	A	A	A	B	B	B	B	第1 3.(2)	(3.3%)、0.10
(3)社会貢献活動の推進	A	A	A	B	B	B	B	第1 3.(3)	(3.3%)、0.10
大項目別評定	A	A	A	B	B	B	B		70%、2.15
第2．業務運営の効率化に関する事項									
1. 研究所の運営・支援体制の整備	A	A	A	B	B	B	B	第2 1.	(2.1%)、0.06
2. 人材の効率的な活用	B	A	A	B	B	B	B	第2 2.	(2.1%)、0.06
3. 財務の効率化	—	—	—	—	—	—	—	第2 3.	第3と同じ
4. 効率的な施設運用	A	A	A	B	B	B	B	第2 4.	(2.1%)、0.06
5. 情報技術等を活用した業務の効率化	A	A	A	B	B	B	B	第2 5.	(2.1%)、0.06
6. 業務における環境配慮等	A	A	A	B	B	B	B	第2 6.	(2.1%)、0.06
7. 内部統制の推進	A	A	A	B	B	B	B	第2 7.	(2.1%)、0.06
8. 安全衛生管理の充実	A	A	A	B	B	B	B	第2 8.	(2.1%)、0.06
大項目別評定	A	A	A	B	B	B	B		15%、0.45
第3．財務内容の改善に関する事項、 第4．予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画									
(2 3. 財務の効率化)	A	A	A	B	B	B	B		(10%)、0.30
大項目別評定	A	A	A	B	B	B	B		10%、0.30
第5．その他の事項									
1. 施設・設備の整備及び維持管理	A	A	A	B	B	B	B	第5 1.	(2.5%)、0.08
2. 人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	第5 2.	(2.5%)、0.08
大項目別評定	A	A	A	B	B	B	B		5%、0.15
合計	A	A	A	B	B	B	B		100%、3.05

注1) 平成23～25年度については、環境省独立行政法人評価委員会による評価結果であり、評定（S、A、B、C、D）の標準はA評定であった。独立行政法人通則法改正後（平成27年4月1日施行）の評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月総務大臣決定）に基づき行うこととされており、総合評定及び項目別評定はBを標準とすることとされた。

注2) 備考欄は、平成25年度業務実績評価において、環境省独立行政法人評価委員会により定められた評価比率等を用いて、今回の項目別評価結果を試算したものである。左の%は評価比率、右の数値は、項目別評価を点数化（S；5点、A；4点、B；3点、C；2点、D；1点）して評価比率に掛けた値である。

4 項目別評価調書 (第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1. 1. (1)	環境研究の戦略的な推進
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。 (第2号、第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標)	—	—	43	56	57	62	58	
共同研究契約数	—	—	43	56	57	62	58	
協力協定数	—	—	13	12	16	18	25	
地方環境研究所等との共同研究数	—	—	44	32	24	21	18	
大学との交流協定数	—	—	20	21	20	19	19	
大学の非常勤講師等委嘱数	—	—	247	215	152	153	154	
客員研究員等の受入数	—	—	358	348	402	403	360	客員研究員、共同研究員、及び研究生の計。ただしH23年度については、H23年度まで存在した特別客員研究員を含む。
二国間協定等の枠組み下での共同研究数	—	—	29	29	29	31	18	現中期期間の平均値 $(29+29+29+31+18)/5 =27.2$
海外からの研究者・研修生の受入数	—	—	69	64	57	67	59	現中期期間の平均値 $(69+64+57+67+59)/5 =63.2$
各種審議会等の委員数	—	—	651	655	588	619	532	現中期期間の平均値 609人
所内公募型提案研究の数	—	—	8	8	16	15	17	
所内公募型提案研究の予算額(千円)	—	—	26,760	66,950	118,320	137,438	133,955	
競争的資金等の獲得額(千円)	2,008,343	—	1,991,736	1,588,814	1,300,608	1,350,704	1,417,448	
自己収入の確保状況(千円)	3,550,423		3,172,331	4,051,846	3,573,418	3,695,329	3,710,569	
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額(千円)	17,287,071	15,882,840	15,488,472	15,642,816	15,856,137	1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
決算額(千円)	15,369,044	14,430,040	15,772,583	17,228,012	20,145,470	1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
従事人員数(常勤職員)	全体の内数 (257)	全体の内数 (251)	全体の内数 (254)	全体の内数 (265)	全体の内数 (268)	括弧内の数字は各年度の研究所全体の常勤職員数		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p>＜第2 1. (1) 環境研究の戦略的推進＞</p> <p>①環境研究の体系的推進</p> <p>環境研究の中核的研究機関として、中長期的視点に立って将来の環境研究の課題を見通し、新たな環境研究の体系をその柱となる研究分野で構成し、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ推進する。また、環境研究の推進とあわせて長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備を行う。</p> <p>②課題対応型研究の推進</p> <p>政策貢献を担う研究機関として、環境基本計画、科学技術基本計画、推進戦略等を踏まえ、特に社会や政策への貢献が急がれる課題や、環境科学技術面から取組の急がれる課題等に対応するため、組織的に集中して研究展開を図る課題対応型の研究プログラムを推進する。</p> <p>③中核的研究機関としての連携機能の強化</p> <p>国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能をさらに強化する。</p> <p>国内においては、他の研究機関等（独立行政法人、大学、地方自治体の環境研究機関、民間企業等）との共同研究等を通じて、環境研究全体の一層のレベルアップを図る。このため、他機関の研究実施状況や成果に係る情報を把握して、効果的な環境研究の推進体制を構築し、外部競争的資金も活用した共同プロジェクトなどの効率的な研究の実施に努める。なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。</p> <p>海外については、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの連携を推進するとともに、国際的な研究活動、国際研究交流、国際研究協力等に取り組む。</p> <p>④環境政策立案等への貢献</p> <p>政策貢献型の研究機関として、国環研の研究成果が、国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に貢献するよう、更なる取組の強化を行う。そのため、環境政策の検討に向けて、研究成果を積極的に提供、発信するとともに、環境政策の決定に必要となる科学的な事項の検討への参加、関係審議会等への参画を通じて幅広く貢献する。また、研究分野ごとに研究成果と政策貢献との関係を把握し、政策貢献に関する評価の仕組みを構築する。さらに、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報を収集・整理し、提供する。当面の課題として、地球環境モニタリングの推進等により、温室効果ガス排出量の中長期的な削減目標の達成のための地球温暖化対策に関する計画の策定などの環境政策の展開に資する科学的知見やデータの提供等を行うほか、「子どもの健康と環境に関する全国調査」、化学物質のリスク評価等の政策支援を的確に実施する。また、生物多様性保全に関し、広域的な生物多様性の状況の観測等の手法開発、生物多様性条約の愛知目標の達成状況評価のためのデータの収集・提供等を行う。さらに、東日本大震災からの復興に向けて、災害と環境に関する研究、特に環境中へ放出された放射性物質による汚染に関する研究などを実施する。加えて、福島県環境創造センター（仮称）の設置・運営に向け、福島県と連携して必要な検討・準備を行う。</p> <p>⑤研究環境の質の向上</p> <p>研究費の適正かつ効果的な配分、外部研究資金獲得能力の向上、研究空間の整備と最適配分、人材育成等のための研修などを更に充実させるほか、研究活動に役立つ情報の収集・整理・提供などにより、研究者が能力を最大限に発揮する研究環境を確立する。</p> <p>また、公募と評価に基づき運営される所内公募型研究を、分野間連携を重視しつつ実施するなど、研究者の意欲及び能力を十分に引き出す研究環境を充実させる。</p>

	(2) 中期計画
	<p><第1 1. (1) 環境研究の戦略的な推進></p> <p>国内外の環境研究の中核的機関として、また、政策貢献型機関としての役割を果たすべく、環境政策立案への貢献や技術・システムの社会実装につながる課題対応型研究、分野横断型研究を重視しつつ、長期的展望と環境政策への貢献の双方に立脚した学際的かつ総合的で質の高い環境研究を推進する。</p> <p>まず、環境研究の中核的研究機関として、我が国が目指すべき脱温暖化社会、循環型社会、自然共生型社会、安全が確保された社会の4つの社会を構築するための地球環境研究分野、資源循環・廃棄物研究分野などの環境研究の柱となる分野について、国内外の環境政策の動向及び環境研究の動向を把握し、進めるべき環境研究の方向性を示す。そのため、環境省と協働して国内外の環境関係機関や国際的プログラム等と連携し、また研究の連携を具体化するための中核的な役割を果たすことを目指す。</p> <p>また、目指すべき研究の水準としては、国内あるいは国際的な環境政策の立案、運用等の科学的根拠として活用される科学的データ・事実等を測定・把握し、解析し、検証して科学的因果関係を明らかにすべく、幅広い環境研究の分野について重点化を図りつつ総合的に最高水準の成果を出していくことを目指す。</p> <p>以上を踏まえて、以下のように環境研究を戦略的に推進する。</p> <p>①環境研究の体系的推進</p> <p>環境研究の中核的研究機関として、中長期的視点に立って将来の環境研究の課題を見通し、新たな環境研究の体系をその柱となる研究分野で構成し、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ推進する。また、環境研究の推進とあわせて長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備を行う。</p> <p>②課題対応型研究の推進</p> <p>政策貢献を担う研究機関として、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、特に社会や政策への貢献が急がれる課題や、環境科学技術面から取組の急がれる課題等に対応するため、組織的に集中して研究展開を図る課題対応型の研究プログラムを推進する。</p> <p>③中核的研究機関としての連携機能の強化</p> <p>国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化する。</p> <p>国内においては、他の研究機関等（独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等）との共同研究等を通じて、環境研究全体の一層のレベルアップを図る。このため、他機関の研究実施状況や成果に係る情報を把握して、効果的な環境研究の推進体制を構築し、外部競争的資金も活用した共同プロジェクトなどの効率的な研究の実施に努める。なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。</p> <p>海外については、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの連携を推進するとともに、国際的な研究活動、国際研究交流、国際研究協力等に取り組む。特に地球環境問題に関する研究や我が国と密接な関係にあるアジア地域において、国環研が中心となった戦略的な研究展開を図る。</p> <p>④環境政策立案等への貢献</p> <p>政策貢献型の研究機関として、国環研の研究成果が、国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に貢献するよう、さらなる取組の強化を行う。そのため、環境政策の検討に向けて、研究成果を積極的に提供、発信するとともに、環境政策の決定に必要となる科学的な事項の検討への参加、関係審議会等への参画等を通じて幅広く貢献する。また、研究分野ごとに研究成果と政策貢献との関係を把握し、政策貢献に関する評価の仕組みを構築する。更に、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報を収集・整理し、提供する。当面の課題として、温室効果ガス排出量の中長期的な削減目標の達成のための地球温暖化対策に関する計画の策定などの環境政策の展開に資するよう、地球環境モニタリングの推進等により科学的知見やデータの提供等を行うほか、「子</p>

	<p>どもの健康と環境に関する全国調査」、化学物質のリスク評価等の政策支援を的確に実施する。また、生物多様性保全に関し、広域的な生物多様性の状況の観測等の手法開発、生物多様性条約の愛知目標の達成状況評価のためのデータの収集・提供等を行う。さらに、東日本大震災からの復興に向けて、災害と環境に関する研究、特に環境中へ放出された放射性物質による汚染に関する研究等を実施する。加えて、福島県環境創造センター（仮称）の設置・運営に向け、福島県と連携して必要な検討・準備を行う。</p> <p>⑤研究環境の質の向上</p> <p>研究費の適正かつ効果的な配分、外部研究資金獲得能力の向上、研究空間の整備と最適配分、人材育成等のための研修などを更に充実させるほか、研究活動に役立つ情報の収集・整理・提供、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）（以下「研究開発力強化法」という。）に基づく人材活用方針を積極的に運用することなどにより、研究者が能力を最大限に発揮する研究環境を確立する。</p> <p>また、公募と評価に基づき運営される所内公募型研究を、分野間連携を重視しつつ実施するなど、研究者の意欲及び能力を十分に引き出す研究環境を充実させる。</p>
	<p>（3）主な評価軸（評価の視点）、指標等</p>
	<p>①環境研究を体系的に推進しているか</p> <p>(a)基礎研究から課題対応型研究までの一体的な研究の推進の状況【定性】</p> <p>(b)分野間連携の推進の状況【定性】</p> <p>②中核的研究機関としての連携機能を果たしているか</p> <p>(a)国内の研究機関等との連携の状況【定性】</p> <p>参考指標：共同研究契約数、協力協定数、地方環境研究所等との共同研究数、大学との交流協定数、大学の非常勤講師等委嘱数、客員研究員等の受入数【定量】</p> <p>(b)国外の研究機関等との連携の状況【定性】</p> <p>参考指標：国際機関・国際研究プログラムへの参加数、二国間協定等の枠組み下での共同研究数、海外からの研究者・研修生の受入数【定量】</p> <p>③環境政策立案等への貢献は十分か</p> <p>(a)各種審議会等への参画の状況【定性】</p> <p>参考指標：各種審議会等の委員数【定量】</p> <p>(b)環境政策への主な貢献の状況【定性】</p> <p>④研究環境の質の向上への取り組みは十分か</p> <p>(a)研究費の適正かつ効果的な獲得と配分への取り組みの状況【定性】</p> <p>参考指標：所内公募型提案研究の数および予算額、競争的資金等の獲得額【定量】</p> <p>(b)研究環境の整備や人材育成への取り組みの状況【定性】</p> <p>参考指標：研究基盤整備の状況【定性】</p>
	<p>（4）法人の業務実績等・自己評価</p>
	<p>①－1 主な業務実績等</p> <p>「独立行政法人国立環境研究所憲章」（資料1）の下で、平成25年3月に第3期中期目標、中期計画に明記された災害と環境に関する研究を含めて、中期計画及び年度計画に基づき以下のとおり環境研究を戦略的に推進した。</p>

1. 環境研究の体系的推進

第3期中期目標期間の環境研究の柱となる8つの研究分野について、対応する研究センターの下で、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ研究を推進した。環境研究の体系的推進を具体的に示すために、研究所で各年度に実施された全ての研究課題を各研究分野に関連づけたうえで、研究の性格を課題対応型研究、行政支援調査・研究、基礎科学研究などに分類して記載した「国立環境研究所研究計画」を作成し、ホームページ上で公表した。この研究計画に基づいて実施された各年度の研究の成果等をまとめた「国立環境研究所年報」を作成し、ホームページ上で公表している。また、長期的な取組が必要な環境研究について基盤整備を行った。

2. 課題対応型研究の推進

課題対応型の研究プログラムとして設定した5つの重点研究プログラム及び5つの先導研究プログラムを推進した。

3. 災害と環境に関する研究

東日本大震災後、「東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置し、東日本大震災の復旧・復興に貢献すべく、環境省からの受託研究などにより「災害廃棄物や放射性物質汚染廃棄物の処理」「環境中の多媒体での放射性物質の実態把握・動態解明」に関する調査・研究を開始した。その後、平成25年3月に第3期中期計画を変更して、災害と環境に関する研究の実施を明記し、東日本大震災からの復旧・復興に向けた災害と環境に関する研究として、調査・研究を総合的・一体的に推進した。具体的には、「放射性物質に汚染された廃棄物・土壤の処理処分技術・システムの確立」、「放射性物質の環境動態解明、被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価」、「災害後の地域環境の再生・創造」、「地震・津波災害に起因する様々な環境変化とその影響に関する調査・予測」、「地震・津波災害に起因する様々な環境変化とその影響に関する調査・予測」の4つの課題に総合的に取組み、各種モニタリング調査やモデルの開発・解析等を行った。

また、平成25年10月には福島支部準備室を開設して、上記の4つの課題に加えて「将来の災害に備えた環境マネジメントシステムの構築」の課題にも取り組んだ。

4. 中核的研究機関としての連携機能の強化

（1）連携強化のための体制構築等

1) 国内外の研究機関との連携を推進するため、”アジア等国際環境研究推進タスクフォース”を設置し、その検討結果を受け、研究と事業を総括した、国際環境研究事業戦略調整費に呼称変更するとともに、理事長トップダウン型及びボトムアップ型を設けて、実施した。

2) 災害と環境に関する研究について、国内の9研究機関が参画する環境放射線研究連絡会議を3回主催し、東日本大震災に関わる環境放射線研究の連携を推進するための情報・意見交換を行った。

また、福島支部準備室を中心として、福島県や国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）と福島県環境創造センターにおける研究連携、施設整備、管理・運営体制について協議・調整を進めた。

3) 環境分野の研究を実施している国・独立行政法人等の間の連絡調整・情報交換の場として、国環研が中心となって「環境研究機関連絡会」をその運営にも主導的な役割を果たしている。その活動として、毎年環境研究シンポジウムを東京において実施した。

4) 北東アジア地域の環境研究の推進を図るため、日韓中の環境研究において重要な役割を有する国環研、国

立環境科学院(韓国)及び中国環境科学研究院(中国)の3研究機関で、毎年日韓中三カ国環境研究機関長会合(TPM)を開催してきた。平成23年度(TPM8)及び平成26年度(TPM11)は国環研がホスト国として開催し、重点研究分野における各機関の最新の研究活動の共有を行った。新たな取組としてTPM8においては、環境問題の現状への対処のため、TPMにおける8つの重点研究分野の名称及び内容を再編し、また、中国で平成25年度に開催されたTPM10においては重点研究分野の中に「災害研究」を加えることで、東アジア地域の様々な環境問題の解決に向けた研究協力を推進した。平成27年度は韓国がホスト国となり開催した。

(2) 国内における連携

- 1) 国立研究開発法人、大学、地方の環境研究所、民間企業等との間で共同研究契約、協力協定等を締結し、共同研究を実施した(資料2、3)。その際、共同研究契約の実務的な進め方や留意点等を具体的に整理し、インターネットで所内全職員に周知する等、より円滑な共同研究実施に向けた環境整備に努めた。さらに、民間企業等からの受託研究や、研究奨励寄附金を受けた研究についても推進した(資料4-1)。
- 2) 大学との間では、多数の交流協定等を交わし、教育・研究交流を進めた(資料4)。人的連携としては、研究者が大学の客員教員・非常勤教員となるほか、大学職員を連携研究グループ長(73ページ(3)参照)や客員研究員・共同研究員として、また学生を研究生として受入等を行った(資料5、6)。
- 3) 地方の環境研究機関等との共同研究のうち、多数の地方環境研究所との間で実施する比較的規模の大きな共同研究を、平成23-27年度にのべ38課題実施した。この共同研究は、全国の地方環境研究所等で構成される全国環境研協議会からの推薦と所内からの提案に基づき、その意義や研究の進め方等について所内で事前評価を行った上で採択・実施しているものである。また、全国環境研協議会と連携して、毎年2月に地環研の関心の高いテーマを選んで全国環境研究所交流シンポジウムを開催し、地方環境研究所との連携を深めた。さらに、毎年シンポジウム開催前に「地方環境研究所と国立環境研究所との協力に関する検討会」を開催し、全国環境研協議会と国環研の幹部により、共同研究の実施等を通じたさらなる連携を強化していくことを定期的に協議した。
- 4) 上記1)~3)の活動に加えて、各研究者が学会等を通じて情報を収集することにより、他機関の研究実施状況や成果に係る情報の把握に努めた。

(3) 海外との連携

1) 国際研究活動・研究交流等の主導的推進

- ア. 国際的な研究プログラム・ネットワークの一つであるグローバルカーボンプロジェクト(GCP)の事務局として、炭素循環・炭素管理等の国際共同研究の中心的役割を果たした。また、温室効果ガスインベントリオフィスの活動の一貫として、アジア地域のインベントリ整備等のための国際的な支援・交流を実施した。さらに、アジア地域における温室効果ガスのフラックス観測に関わるAsiaFluxネットワーク、アジアエアロゾルライダー観測ネットワーク等の研究ネットワークの中心的機能を果たし、アジア域のこれらの活動のネットワーク化やデータ管理、情報発信を行った(資料7)。

また、平成21年1月に打ち上げられた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)のデータについては、国環研が処理、検証した上で国内外に提供しており、そのデータ質評価とデータを利用した研究のため、打ち上げ後に累計8回の研究公募を経て、平均20.2カ国の研究機関との間で、年平均66.4件の共同研究協定を結び、共同研究を実施している。(資料7)

イ. 2国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定等の枠組みのもとで、平均7カ国の研究機関と連携して、国際共同研究プロジェクト平均27.2件を実施した。また、平均15.4カ国の研究機関、1共同設立研究機関、1国際機関を相手側として平均47件の共同研究協定等を締結し、国際共同研究を実施した（資料8）。

2) 国際機関等の活動への参加・協力

ア. 国連環境計画（UNEP）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、経済協力開発機構（OECD）生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）等の国際機関の活動や国際研究プログラムに積極的に参画した。IPCCが平成23年度に公表した特別報告書のほか、平成25年度から平成26年度にわたり公表された、IPCC第5次評価報告書の各作業部会報告書および政策決定者向け統合報告書の執筆には、国環研の複数の研究者が参画し、執筆やとりまとめに大きな貢献を果たした（資料7）。

イ. 気候変動枠組条約締約国会議および京都議定書締約国会合に毎年参加し、メイン会場に展示ブースを設置して研究活動をアピールするとともに、サイドイベントを開催した（資料7）。

ウ. 国際協力機構（JICA）の研修員を含め、外国人や海外からの観察・研修者等を平均281.8人受け入れた（資料9）。

3) 国際的活動の推進のための体制等の整備

ア. 平成23年度にアジア地域等をはじめとした国際的な環境研究を戦略的に推進するため、アジア等国際環境研究事業戦略調整費を設け、研究拠点形成・強化やインキュベーションのための研究等を実施した。また平成25年度には、調整費の名称を国際環境研究事業戦略調整費と変更し、国際的な認知度を高めることを目指す事業に重点的に支出することとした。

イ. 外国人研究者・研修生については、平均33.6名が職員（任期付職員含む）・契約職員として所属し、平均29.6名の外国人客員研究員・共同研究員等の招へい、受入を行った。

ウ. 平成23年度より外国人研究者が生活する上で生じる様々な問題について相談、解決を図ることができるよう、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに公益社団法人科学技術国際交流センターと契約し、生活支援を実施した。なお、生活支援制度については、制度の目的を明確に果たすため平成26年度に支援対象者を来日2年未満とする見直しを行い、制度の名称を「外国人研究者等生活支援制度」から「外国人研究者生活立ち上げ等支援制度」へと変更した。さらに平成27年度には2年以上の外国人研究者の緊急時支援を含む制度へと拡充し、引き続き生活立ち上げ等支援を実施した。

エ. 海外の研究者や研究機関等との連携を進めるにあたり、国環研への理解を深めてもらうため、国環研ホームページの英語版の掲載情報等を見やすく整理するなど、発信情報の改善・充実を進めた。

5. 環境政策立案等への貢献

（1）第1.3.(1)に詳述するとおり、学会発表やプレスリリース、インターネットホームページをはじめとする様々な手段で積極的に研究成果を発信するとともに、資料10に示すとおり、国や地方自治体の審議会、検討会、委員会等の政策検討の場に参画し（平成23年度から平成27年度の間に、2,237件の審議会等に延

べ3,045人の職員が参画、年平均で448件の国の審議会等に609人の職員が参画)、国環研の研究成果や知見を提示するなど、環境政策立案等に貢献した。

(2) 第3期中期目標期間中の主な政策貢献事例については、資料11に示すとおり。

(3) 研究分野ごとの研究成果と政策貢献の関係については、毎年度多くの貢献事例が得られているが、平成25年度から、貢献の結果（アウトカム）について新たに分類・整理を行った。その結果、研究分野によって傾向は異なるものの、研究分野全体としては制度面での貢献が多くを占めることが示された。また、外部研究評価委員会において成果の活用状況を含めた評価を受けるとともに、職員等に対する職務業績評価の場でも、環境政策への貢献を含めた評価を行った。

(4) 国や地方における環境政策立案等にも役立つよう、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報を収集・整理し、提供した。（第1.2.に詳述）

(5) 中期目標において環境政策立案等への貢献が必要な当面の課題として列挙されている事項について、第3期中期目標期間においてはこれまで以下の取組を実施した。

1) 地球温暖化対策

温室効果ガス観測衛星（GOSAT）、航空機、船舶、地上観測を含む精度管理された地球環境モニタリングの推進等により、温室効果ガス濃度の経年変動や濃度分布の実態及び温室効果ガス（GHG）の排出、吸収量変化に関する知見、さらに気候変動影響のリスク研究等から、今後の温室効果ガス排出削減や適応に関する計画策定の基礎となる科学的情報を提供し、特にIPCC第5次報告書への自然科学的知見、影響評価や適応策に関する知見の提供、全球地球観測システム（GEOS）計画や攻めの地球温暖化外交戦略に関して貢献した。GOSATでは、地球全体の大気の濃度算出を行い、大気全体の平均濃度が400ppm台になっていることが示された。

国内のGHGの排出量の推算にあたりGHGインベントリーオフィス（GIO）を運営し、京都議定書等に関わるインベントリの報告を行い、環境省の行政に貢献した。

日本における将来のGHGの削減目標の設定において、環境省中央環境審議会地球環境部会の2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会等にこれまでの試算結果を提供し、活用された。また、2020年以降の枠組みについての議論に対しては、環境省の検討会に参画し、JCM（国レベルNAMA（Nationally Appropriate Mitigation Actions:途上国による適切な緩和行動）策定支援事業）を通じた途上国のモデル研究者の育成などを通じて貢献を行った。

2) 子どもの健康と環境に関する全国調査

「子どもの健康と環境に関する全国調査」は環境汚染物質が子どもの健康や成長発達に与える影響を解明するために、国環研が、研究実施の中心機関であるコアセンターとして進める疫学調査研究である。コアセンターは、データ及び生体試料等の集積・保管業務、全国15地域のユニットセンターにおける業務の支援等を行い、円滑な調査の進捗に貢献し、参加者のリクルート目標数をほぼ達成した。調査の進捗に合わせて、子どもの成長・発達に関わる追跡調査を進めるとともに、新たな調査内容・調査手法の検討、集積されるデータの点検・整備、解析手法の検討や生体試料中化学物質の分析手法の確立と一部の化学物質の分析実施、成果発信の基盤となる研究を推進した。

3) 化学物質のリスク評価

「化学物質評価・管理イノベーション研究プログラム」の成果、およびこれに基づく化学物質審査オフィスの施策支援業務において、1) 化審法生態毒性評価のための学術的基礎を提供し、科学的な評価の実施に貢献してきた。2) ナノマテリアルに関する行政的取組の基礎となる学術的知見を提供し、これら物質の健全な使用と管理を検討する基礎として貢献した。また、3) 化審法曝露評価の実施におけるモデル技術と学術的基礎を提供し、また水環境部等の検討など政策的課題の解決に貢献した。さらに、平成24年4月に化学物質審査オフィスを設置し、化審法や環境基準・指針に関わる施策の課題に集中して取り組み、(1)生態リスク評価に関連した「水生生物への影響が懸念される有害物質等情報収集調査業務」では、優先度が高いと判断された物質について、専門家判断を仰ぎつつ環境基準値・目標値案を導出し、平成24年には「ノニルフェノール」および「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の2項目が追加された。(2)化学物質のリスク評価・管理に関連した「化審法リスク評価高度化検討調査業務」では、生態リスクに関する検討会を立ち上げ「スクリーニング評価」および「リスク評価（その一）評価Ⅱ」を実施し、それぞれ優先評価化学物質（生態）の選定および、リスク評価書を審議会の資料として取りまとめた。また、(3)「化学物質環境リスク初期評価等実施業務」では、環境省内で化学物質の評価が必要とされた物質を対象に初期リスク評価を実施し、環境省が公表する「化学物質の環境リスク評価」を毎年1巻取りまとめてきた。その成果は一般に公開されると同時に、環境省の担当部局でそれぞれの制度下で利用されている。(4)大気の健康リスク評価に関連した「有害大気汚染物質の健康リスク評価手法等に関する検討等委託業務」では、動物実験の知見に基づく指針値設定のための有害大気汚染物質の適切な健康リスク評価手法の改定等、詳細なガイドラインの策定に関する検討を継続して実施してきた。平成25年度に改定案を完成させ、平成26年度の「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の全面改定に大きく貢献することができた（中環審第十次答申）。このほか、食品安全委員会によるアクリルアミドの曝露評価を担当し、リスク評価の実施に貢献した。

4) 生物多様性保全

生物多様性条約愛知目標の達成と達成状況評価のための、観測、データ収集、提供ならびに研究を推進し、国や地方自治体の委員会や生物多様性条約事務局に成果を提供した。主なものは、気候変動及び海洋酸性化がサンゴ礁生態系に及ぼす影響の試算、絶滅危惧種管束植物の調査による国立・国定公園の保全効果の検証、奄美大島におけるマングース駆除事業の効果予測、特定外来生物アルゼンチンアリやセイヨウオオマルハナバチの薬剤防除手法の開発、日本における鳥インフルエンザの侵入リスクマップの作成、野外における除草剤耐性ナタネと近縁種の交雑や除草剤耐性遺伝子の発現ならびに市民の生態系サービスへの認知と保全行動意図との関係についての知見の提供、などである。また、国際自然保護連合日本委員会との連携協定を締結し、にじゅうまるプロジェクトにて生物多様性の主流化のための普及・啓発に努めた。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（I P B E S）の4つの作業分科会において専門家として文書原稿の査読を行った。さらにアジア・オセアニア地域の評価報告書の作成について執筆者として貢献するとともに、地球環境戦略研究機関（I G E S）に設置されることが決定した I P B E S の作業計画に基づく活動に対して技術的な支援を行う T S U (Technical Support Unit) に協力した。

(6) 災害環境研究

東日本大震災によって生じた環境被害、環境中に放出された放射性物質による環境汚染、その汚染が生物や人の健康に与える影響、汚染の除去のための技術や汚染廃棄物の処理技術、被災地域の環境再生・創造、巨大災害発生時の災害廃棄物対策など、災害と環境に関する研究を幅広く推進した。その成果は、放射性物質汚染廃棄物等の調査研究で得られた知見が放射性物質汚染対処特措法に基づく各種基準やガイドラインの策定に貢献するとともに、I A E A 専門家会合にて放射能汚染廃棄物の処理に関する教訓に繋がる知見を提供し、技術文書作成

に貢献した。福島県宇多川流域などを対象とした放射性物質の環境動態計測結果が環境省の除染関係ガイドライン等に活用されるとともに、「放射性物質の常時監視に関する検討会」において、専門家として放射性物質の環境動態に関する知見を提供し、常時監視結果のとりまとめや今後の方針策定に貢献した。福島県新地町で町民講座や職員講座を開催し、環境と経済が両立する復興計画の作成に資する情報提供、経済産業省「スマートコミュニティ事業」のマスター・プラン計画の採択を受けて、その運営会議に委員として参加した。巨大災害発生時における災害廃棄物対策の検討で災害廃棄物の量的質的手法を提案するとともに、災害廃棄物の発生量の推定を行った成果が環境省の検討会資料に反映、地盤工学会と連携し、蓄積してきた知見等をもとに、災害廃棄物等の有効利用に係る提言書及びガイドラインを策定するなど、環境政策へ大きく貢献した（資料11）。

（7）PM2.5汚染問題への対応

大きな社会問題となった微小粒子状物質PM2.5による大気汚染について、環境省の「PM2.5常時観測データ等検討会」、「PM2.5等に関する測定精度検討会」、「PM2.5発生源寄与割合推計に関する検討会」に参加し、PM2.5等の測定や発生源寄与割合推計に関する問題点の検討を行った。PM2.5のデータ解析結果や東アジア広域大気汚染シミュレーション結果等の研究成果が国や地方自治体におけるPM2.5対策検討の基礎情報として活用された。また、「注意喚起判断方法の改善策」、「最近の微小物質（PM2.5）による大気汚染への対応」、「微小粒子（PM2.5）二次粒子の挙動解明」についてのとりまとめ・報告書作成に貢献した。また、環境省と連形成して開発中である大気汚染予測システム（VENUS）によるPM2.5等の予測結果は、地方自治体当の注意法等発令判断の参考情報として活用されるとともに、PM2.5汚染等に関する一般国民の関心に応える情報を提供した。PM2.5に係る共同研究として、全国の地方環境研究所等と共に、PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構を解明するために、二つの観測グループ（高濃度事例観測、季節的データ検討）、二つのモデルグループ（レセプターモデル、化学輸送モデル）、測定法検討グループ、閉鎖性海域グループの6つの研究サブグループにより、高濃度事例の出現傾向や成分データの地域特性を明らかにして、さらに高濃度要因について解析した。また、モデル解析による総合的な取り組みにより環境基準の超過要因について検討した。これらの研究成果は国や自治体のPM2.5対策検討に活用された。

二次生成有機粒子などの動態解明を行う一方で、酸化物、水溶性有機物、金属などの濃度と酸化ストレス発現の関係を整理して粒子の毒性を評価した。さらに、小動物の吸入曝露実験により、ディーゼル排気起源の二次生成粒子の急性影響を評価した。さらに、大気シミュレーションや観測などから得られた粒子状物質の化学組成や濃度分布に基づいて、粒子状物質がもたらす健康への影響を評価した。

茨城県つくば市周囲の田園地域を対象として、PMおよびガスの大気観測を行った。燃焼起源で排出される黒色炭素、NO_xおよび、植物の燃焼で放出されるカリウムやレボグロコサンを自動測定器やフィルター捕集の手法を用いて観測・分析した。

沖縄辺戸と長崎福江におけるエアロゾルの光学的、物理化学的性質の測定を継続して実施した。長崎福江では冬季から春季にかけて粒子状物質を継続して観測しており、社会的に注目された2013年1月からの「高濃度イベント」は特別な現象でなく、過去にも類似の観測事例があることを明らかにした。沖縄辺戸でのPM2.5、ライダーの長期観測から2006年ごろをピークにそれ以降はPM2.5や球形粒子の光学的厚さが減少している傾向が見られた。長崎福江でのライダー連続観測結果は環境省「微小粒子状物質等薬学調査検討会」における曝露指標としても活用された。当該モニタリングデータは東アジアの広域大気汚染・日本への越境大気汚染の実態や長期変動に把握に貢献した。

6. 研究環境の質の向上

（1）研究費については、8研究センタ一体制の運営の基盤となる研究費を配分するとともに、（2）に示す所内公募型研究制度等により競争的環境の下での配分も行った。また、外部競争的研究資金についても、応募に際

して参考となる情報をインターネットに掲載し、所内に周知するとともに、提案内容の精査・助言の機会を設ける等により研究提案力の向上を図った。

施設面では、スペース課金制度により研究空間の効率的な配分に努めたほか、放射性物質により汚染された環境試料を扱う研究（震災放射線研究）に関しては、効率的かつ安全面を考慮した新たな研究スペースを確保した。

人材育成の観点から、英語論文研修等の各種研修を実施して知識・能力の向上を図るとともに、平成23年度及び平成26年度に所内公募型研究の仕組みを見直し、若手研究者の自由な発想での応募がより容易な制度に変更した。

研究活動に役立つ情報を収集・整理し、様々な種類の環境情報をインターネット等を通じて効果的、統合的に利用できる情報基盤の整備・運用を行った。

このほか、研究開発力強化法に基づく人材活用方針に基づき、若年者、女性、外国人の一層の能力活用を図るため、平成23年度に妊娠婦が搾乳や休憩のできる休憩スペースを開設したが、更に利便性を図るため新たに一箇所増設した。平成24年度には一時預り保育室も開設しており、利用者も順調に増加し、高い稼働率で利用されている。また、平成23年度に導入した外国人研究者生活支援制度（平成26年度に「外国人研究者生活立ち上げ等支援制度」へ変更するとともに内容も見直した。平成27年度も内容を見直し拡充した）により、生活立ち上げ支援を実施した。

（2）所内公募と評価に基づき運営される所内公募型研究については、人材育成、研究所に求められる研究ニーズへの対応、新たな研究シーズへの後押し、といった様々な視点を考慮して見直しを行った。これまでに実施した所内公募型研究の実施状況と事後評価の状況は資料12と資料13に示すとおりである。

さらに、研究の基盤となる大型施設や大型計測機器等の整備、改修、更新に関する所内公募を実施し、先端性やその分野の研究における戦略的重要性を考慮し、平成23－27年度にのべ48件の案件を採択した。

（3）研究業務に必要な電力の一部を太陽光エネルギーで賄うため、順次太陽光発電設備を設置した。これにより構内に設置された太陽光発電設備の総発電容量は519kWとなった。節電対応と研究機能の両立については、東日本大震災後の平成23年度に環境研究を実施する機関として自ら率先し、法的削減義務を越えて基準電力量の20%削減を目標とする夏季の節電計画およびアクションプランを策定し、研究業務への影響を極力抑えつつ組織を上げて強力に取り組んだ結果、目標を大きく超えたピークカットを達成した。その後も理事長を本部長とする節電対策本部において、通年の電力消費量をできる限り抑制すること、ピーク対策として契約電力を見直して、それを超えないことなどを目標とする節電方針及びアクションプランを策定した。スーパーコンピュータ等の研究施設の運転停止は、研究業務への影響を最小限に抑えるように配慮し、夏季以外の時期にシフトが可能な機器について実施した。研究者の節電意識の高まりによる継続的な節電効果が確認され、夏季の電力消費量や、ピーク電力を抑制することができた。

7. 次期中長期計画に向けた検討

第4期中長期計画の策定に向けて、理事長、理事及び各ユニット長が参加し毎月開催する幹部会において、必要に応じてメンバーを拡大しつつ、研究の推進方向・体制等について検討を行った。検討状況については、隨時インターネット上に公開し、また各ユニット内で周知するほか、全所的な説明会を平成27年度に2回開催するなどし、所内周知を図るとともに所員からの意見聴取に努めた。なお環境省との間でも意見交換を重ね、意思疎通に努めた。

平成28年2月29日、環境大臣より第4期中長期目標が指示され、同年3月31日付で第4期中長期計画が認可された。

①-2 関連する資料編

	<p>資料1 独立行政法人国立環境研究所憲章</p> <p>資料2 1) 共同研究契約について 2) 協力協定等について</p> <p>資料3 地方環境研究所等との共同研究実施課題一覧</p> <p>資料4 大学との交流協定等一覧</p> <p>資料5 大学の非常勤講師等委嘱状況</p> <p>資料6 客員研究員等の受入状況</p> <p>資料7 国際機関・国際研究プログラムへの参加</p> <p>資料8 二国間協定等の枠組み下での共同研究</p> <p>資料9 海外からの研究者・研修生の受入状況</p> <p>資料10 各種審議会等委員参加状況</p> <p>資料11 環境政策への主な貢献事例</p> <p>資料12 所内公募型提案研究の採択状況</p> <p>資料13 所内公募型提案研究の実施状況及びその評価</p> <p>資料41 自己収入の確保状況</p>
	<p>②自己評価</p> <p>(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)</p> <p>①環境研究を体系的に推進しているか</p> <p>(a)基礎研究から課題対応型研究までの一体的な研究の推進の状況</p> <p>第3期中期目標期間の環境研究の柱となる8つの研究分野について、対応する研究センターの下で、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ研究を推進したこと、体的な研究の推進を具体的に示すために、研究所で各年度に実施された全ての研究課題を各研究分野に関連づけたうえで、研究の性格を課題対応型研究、行政支援調査・研究、基礎科学研究などに分類して記載した「国立環境研究所研究計画」を公表したことは評価できる。また、長期的な取組が必要な環境研究について基盤整備も推進しており評価できる。平成28年度以降も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に沿って、適切に推進していく。【B】</p> <p>(b)分野間連携の推進の状況</p> <p>分野横断的な研究が特に不可欠な課題対応型研究や災害と環境に関する研究では、特に分野間連携を推進しており評価できる。その結果、様々な調査研究が行われ、研究成果も創成された。平成28年度以降も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に沿って、適切に推進していく。【B】</p> <p>②中核的研究機関としての連携機能を果たしているか</p> <p>(a)国内の研究機関等との連携の状況</p> <p>他機関との連携強化のための体制構築などを進めるとともに、国内機関との共同研究を通じた連携を推進しており評価できる。その結果として共同研究契約数及び協力協定数も着実に伸びており評価できる。また研究の実施に必要な人材の受け入れ（客員研究員、共同研究員及び研究生）についても、着実に維持しており評価できる。また平成26年度については適切な共同研究の実施のために共同研究実施規程の見直しを行い、より一層の連携強化のための体制構築を進めており評価できる。平成28年度以降も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に沿って、適切に推進していく。【B】</p> <p>(b)国外の研究機関等との連携の状況</p> <p>平成27年度末時点で、二国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定の枠組み等のもとで、7カ国(前中期</p>

目標期間終了年度末 7 カ国)の研究機関と連携して国際共同研究プロジェクト 18 件(同 31 件)を実施しており評価できる。また、海外の研究機関との間で締結した文書に基づく共同研究等は、18 カ国(同 14 カ国)、1 国際機関を相手として、61 件(同 45 件)となっており評価できる。このほか、21 年 1 月に打ち上げられた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) のデータについては、国環研が処理・検討した上で国内外に提供しており、そのデータ質評価とデータを利用した研究の促進のため、打ち上げ後に累計 8 回の研究公募を経て、19 カ国(同 18 カ国)の研究機関との間で、共同研究協定等 59 件(同 59 件)を締結し、共同研究を実施しており評価できる(資料 7)。前中期目標期間終了年度のそれぞれの件数と比較して件数の減少が目立つが、締結文書の有効期間が前年度及び前々年度での終了の案件が多かったことが一因だと推測される。また、国際的な活動に対する参加・協力として、毎年日韓中 3 カ国環境研究機関長会合(TPM)を実施し、TPM10(2014 年開催)においては、8 つの重点研究分野に新たに「災害環境」を加えたほか、国連環境計画(UNEP)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関の活動や国際研究プログラムに積極的に参画しており評価できる。中でも、IPCC 第 5 次評価報告書の各作業部会報告書及び政策決定向け統合報告書の執筆には国環研の研究者が複数、専門家として参画し、その取りまとめに大きく貢献しており評価できる。以上のことから、第 3 期中期目標として示した国内外の環境関係機関や国際的プログラム等と連携し、また研究の連携を具体化するための中核的な役割として十分な成果を上げたと評価できる。

【B】

③環境政策立案等への貢献は十分か

(a) 各種審議会等への参画の状況

国の審議会、検討会、委員会等の政策検討の場に参画し、国環研の研究成果や知見を提示するなど、環境政策立案等に貢献しており評価できる。引き続き環境省等の政策立案等に貢献していく。【B】

(b) 環境政策への主な貢献の状況

環境政策の貢献については、地球温暖化対策、子どもの健康と環境に関する全国調査、化学物質のリスク評価、生物多様性保全をはじめとする様々な分野で、着実に貢献を進めており評価できる。IPCC 第 5 次評価報告書執筆への参画など、国際的な政策貢献も大きく評価できる。また、特に災害環境研究に関しては、東日本大震災後の喫緊の課題に対応するため、発生直後から関係機関と連携して機動的に対応を行い、その成果をもとに各種規程やガイドラインの作成に貢献するとともに、現場での様々な課題の解決に貢献しており評価できる。また、平成 25 年度に大きな社会問題となった PM2.5 についての対応等も含め、様々な分野で国環研の研究成果や知見を提供することにより、積極的な貢献を果たせたものと考えている。今後とも関連学会や研究機関等と連携しつつ引き続き積極的に環境省等の政策立案等に貢献していく。【A】

④研究環境の質の向上への取り組みは十分か

(a) 研究費の適正かつ効果的な獲得と配分への取り組みの状況

8 センタ一体制の運営の基盤となる研究費を配分するとともに、所内公募型研究制度等により、競争的環境の下での配分を行ったことは評価できる。所内公募型研究では、分野横断型研究の推進や若手研究者育成も視野に入れた小規模の萌芽的な研究の推進も図った。平成 26 年度からは、幅広い研究提案を可能とするため、研究の規模(予算や人員)に応じた公募型研究を整備し、研究の質の向上を促進した。本制度を今後も継続し、研究の質の向上に努めており評価できる。

一方、競争的資金等の獲得については、獲得額は達成目標である第 2 期中期目標期間の年平均額(2,008 百万円)に対して平成 23 年度の 1,992 百万円から平成 25 年度の 1,301 百万円まで減少傾向が続いたが、平成 26 年度には 1,351 百万円、平成 27 年度には 1,417 百万円と増加した。応募前に提案課題の

所内ヒアリングを行うなど獲得のための取組を行ったことが評価できる。業務委託等も含めた自己収入全体では、第3期中期目標期間の年平均値は3,641百万円で、第2期中期目標期間の年平均値3,550百万円を上回っている。競争的資金等の獲得額が相対的に低くなっているのは、環境省の東日本大震災復興特別会計（平成24、25年度）及びエネルギー対策特別会計予算による研究業務（平成26年度から）等を受託する等、業務委託に研究資源の一部を振り向けたためである。第4期中長期目標期間（平成28年4月～）においても、ミッション性の高い研究業務と、競争的資金等獲得による研究業務のバランスに配慮しつ、研究環境の質の向上に取り組んで行く。【B】

(b) 研究環境の整備や人材育成への取り組みの状況

研究の基盤となる大型施設や大型計測機器等の整備、改修、更新に関する所内公募を実施し、先端性やその分野の研究における戦略的重要性を考慮した施設や測器という観点から研究環境の充実を図ることができており評価できる。また、人材活用方針に基づく若年者、女性、外国人の一層の能力活用を図る取組を進めるほか、大学との交流推進や、所内公募型研究、特に小規模の萌芽的な研究の推進等により若手研究者の人材育成を図っており評価できる。【B】

総合評価

上記①～④の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、環境研究の戦略的な推進について、研究開発成果の最大化に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成できたと評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間実績評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>環境研究の戦略的な推進については、研究開発成果の最大化に向けて、基礎研究から課題対応型研究までの一体的な研究や災害環境研究に見られるような分野横断的な研究、地球環境モニタリングやエコチル調査など、対応する研究センター、各プロジェクトの下で、適切かつ着実に推進している。また、国内外の研究機関等との連携も着実に進んでいる。各種審議会への参画をはじめ、環境政策への貢献・研究環境の質の向上にも積極的に取り組んでいる。引き続き、中期目標の達成に向けてこれらの取組を計画的に継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>なお、次期中長期目標・中長期計画の策定に向けて、統合的分野の創設や、研究の連携から一步踏み込んだ橋渡し機能の強化について検討を行われたい。</p>	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境研究を体系的に推進しているか <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究から課題対応型研究までの一体的研究、災害環境研究のような分野横断的研究及び地球環境モニタリングやエコチル調査等について、研究センター及び各プロジェクトの下、適切かつ着実に推進した。 ② 中核的研究機関としての連携機能を果たしているか <ul style="list-style-type: none"> ・国内の研究機関等との連携は適切に推進した。 ・二国間協定等による共同研究数や海外からの研究者等の受入数に、年度による変動はあるが、第3期を通して着実に実施した。 ③ 環境政策立案等への貢献は十分か <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策から化学物質リスク評価まで様々な分野での貢献の他、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書執筆などの国際的な貢献、東日本大震災後に立ち上げた災害環境研究による除染や汚染廃棄物の処理等に係る政策貢献など、着実に成果が反映されたため、「A」とした。(なお、主な貢献事例についての第3期の件数実績は、平成23年度が59件、平成24年度が78件、平成25年度が 		

	<p>135件、平成26年度が157件、平成27年度が145件であった。)</p> <p>④ 研究環境の質の向上への取り組みは十分か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内公募型研究制度を利用した質の高い研究への研究費配分や自己収入の着実な確保を行った。 ・大型施設や大型計測機器等の整備、改修、更新による研究環境の整備、人材活用方針に基づく若手、女性、外国人の研究者の能力活用を図る取組を行った。 <p>上記より、本項目については、各指標の評価及び法人の自己評価等を踏まえ、総合的に判断した。</p> <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においては、課題解決のための統合的研究の推進及び国内外の研究機関等とのネットワーク・橋渡しの拠点としての機能強化を図られたい。</p>
--	--

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・環境政策への主な貢献の状況については、2013・2014年に刊行されたIPCC第5次評価報告書執筆への貢献、また、東日本大震災後の災害環境研究への貢献は著しいものがあり、評価する。
- ・環境政策への貢献は、様々な分野で行われていることは評価できるが、さらに関連学会や研究機関等と連携しつつ、環境省等の政策立案に貢献して頂きたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 1. (2) ①	環境研究の柱となる研究分野
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 (第2号、第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報
(評価指標)								
誌上発表 (査読あり)件数	第2期中期目標期間中の年平均	434	453	400	506	497	397	451 (H23~H27の年平均値)
誌上発表 (査読なし)件数	第2期中期目標期間中の年平均	200	202	199	211	219	177	202 (H23~H27の年平均値)
口頭発表 (国内)件数	第2期中期目標期間中の年平均	943	942	965	975	1,194	883	992 (H23~H27の年平均値)
口頭発表 (国外)件数	第2期中期目標期間中の年平均	324	330	339	334	398	374	355 (H23~H27の年平均値)
招待講演数	—	—	135	186	132	223	156	研究所の成果として登録された全ての発表件数
書籍数	—	—	78	61	61	75	70	研究所の成果として登録された全ての発表件数
(参考指標)								
発表論文の相対被引用度の平均値	—	—	—	—	1.12	1.27	1.37	過去10年間に発表された論文に係る値
プレスリリースの数	第2期中期目標期間中の年平均	36	35	38	46	46	58	45 (H23~H27の年平均値)
マスメディアへの当研究所関連の掲載記事数	—	—	370	377	428	246	342	
当研究所関連の放映番組数	—	—	152	203	133	104	203	
刊行物の発刊件数	—	—	27	27	33	31	45	163【H23~27累計値】
研究所視察・見学受け入れ数	—	—	4,986	5,919	6,088	5,825	5,970	
ワークショップ等の開催数	—	—	24	27	35	30	42	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
予算額 (千円)	1号業務全体の額の内数 (17,287,071)	1号業務全体の額の内数 (15,882,840)	1号業務全体の額の内数 (15,488,472)	1号業務全体の額の内数 (15,642,816)	1号業務全体の額の内数 (15,856,137)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額
決算額 (千円)	1号業務全体の額の内数 (15,369,044)	1号業務全体の額の内数 (14,430,040)	1号業務全体の額の内数 (15,772,583)	1号業務全体の額の内数 (17,228,012)	1号業務全体の額の内数 (20,145,470)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額
従事人員数 (常勤職員)	197	192	193	203	203	研究系常勤職員数 第1 1 (2) ①～④の項目間では複数の項目に従事している者がいるため、重複がある

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p><第2 1. (2) ①環境研究の柱となる研究分野></p> <p>環境研究の柱となる8の研究分野を以下のとおり設定する。これら研究分野において、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に推進するとともに、分野間の連携も図りつつ実施し、目標の達成を図る。</p> <p>ア.地球環境研究分野</p> <p>地球環境の現況の把握とその変動要因の解明、それに基づく地球環境変動の将来予測及び地球環境変動に伴う影響リスクの評価、並びに地球環境保全のための対策に関する調査・研究を実施する。</p> <p>イ.資源循環・廃棄物研究分野</p> <p>社会経済活動に伴う物質の利用と付随する環境負荷の実態解明及び将来展望、資源性・有害性の両面からみた物質の評価・管理手法の構築、並びに資源の循環的利用、廃棄物・排水等の適正処理及び汚染された環境の修復・再生のための技術・システムの開発、評価及び地域実装に関する調査・研究を実施する。</p> <p>ウ.環境リスク研究分野</p> <p>化学物質等の環境リスク要因の同定、曝露経路及び動態の解明と曝露評価法、有害性評価に資する機構解明と健康リスク評価法、生態影響評価に資する機構解明、試験方法及び生態リスク評価法並びに環境リスクの評価と政策・管理に関する調査・研究を実施する。</p> <p>エ.地域環境研究分野</p> <p>アジアを中心とする海外及び国内における地域環境問題について、人間活動による環境負荷と大気、水、土壤などの環境媒体を通した人・生態系への影響等に関する、国を越境するスケールから都市スケールまでの多様な空間で発生する環境問題の理解と対策に関する研究とそれらの総合化によって、地域環境問題の総合的かつ実効的な解決策を見出し、適用して行くための調査・研究を実施する。</p> <p>オ.生物・生態系環境研究分野</p> <p>地球上の多様な生物からなる生態系の構造と機能及び構造と機能の間の関係、並びに人間活動が生物多様性・生態系に及ぼす影響の解明に関する調査・研究を様々な空間及び時間スケールで実施する。</p> <p>カ.環境健康研究分野</p> <p>環境汚染物質等の環境要因による健康影響及びその発現機構の実験的研究による解明と評価、簡易・迅速な曝露・影響評価系の開発、並びに環境が健康にもたらす影響の同定と要因の究明に関する疫学的調査・研究を実施する。</p> <p>キ.社会環境システム研究分野</p> <p>人間と環境を広く研究の視野に入れて、社会経済活動と環境問題との関わりの解明、環境と経済の調和した持続可能な社会のあり方、並びにそれを実現するためのシナリオ・ロードマップ及び対策・施策に関する調査・研究を実施する。</p>

	<p>ク.環境計測研究分野</p> <p>環境の状態や変化を把握・監視するための環境計測・モニタリング手法や、環境ストレスに対する生体・生物応答の計測技術の開発・高度化に関する調査・研究を実施する。また、大量・多次元の計測データから必要な環境情報を抽出するための情報解析技術の開発・高度化に関する調査・研究を実施する。更に、化学分析精度管理手法の改善や相互比較などによるデータ質の評価、環境標準物質の調製と環境計測への応用、並びに環境試料の保存や保存試料の活用技術の開発に関わる調査・研究を実施する。</p>
	(2) 中期計画
	<p><第1 1. (2) ①環境研究の柱となる研究分野></p> <p>環境研究の柱となる8の研究分野を以下のとおり設定する。これらを担う研究センターを設置し、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に推進するとともに、分野間の連携も図りつつ実施する。第3期中期目標期間中においては、別表1に示す研究を実施し、目標の達成を図る。</p> <p>ア.地球環境研究分野</p> <p>地球環境の現況の把握とその変動要因の解明、それに基づく地球環境変動の将来予測及び地球環境変動に伴う影響リスクの評価、並びに地球環境保全のための対策に関する調査・研究を実施する。以上により、地球環境の保全に関して気候変動（地球温暖化）をはじめとする問題解決に貢献する。</p> <p>イ.資源循環・廃棄物研究分野</p> <p>社会経済活動に伴う物質の利用と付随する環境負荷の実態解明及び将来展望、資源性・有害性の両面からみた物質の評価・管理手法の構築、並びに資源の循環的利用、廃棄物・排水等の適正処理及び汚染された環境の修復・再生のための技術・システムの開発、評価及び地域実装に関する調査・研究を実施する。以上により、循環型社会形成のための資源の循環的・効率的な利用と、廃棄物等の環境負荷の低減に貢献する。</p> <p>ウ.環境リスク研究分野</p> <p>化学物質等の環境リスク要因の同定、曝露経路及び動態の解明と曝露評価法、有害性評価に資する機構解明と健康リスク評価法、生態影響の評価に資する機構解明、試験方法及び生態リスク評価法並びに環境リスクの評価と政策・管理に関する調査・研究を実施する。以上により、環境リスクの評価とそれに基づく管理による人の健康の安全確保と生態系の保全に貢献する。</p> <p>エ.地域環境研究分野</p> <p>人間活動による環境負荷と大気、水、土壤などの環境媒体を通した人・生態系への影響等に関する、国を越境するスケールから都市スケールまでの多様な空間で発生する環境問題の理解と対策に関する研究とそれらの総合化によって、地域環境問題の総合的かつ実効的な解決策を見出し、適用して行くための調査・研究を実施する。以上により、アジアを中心とする海外及び国内における地域環境問題の解決に貢献する。</p> <p>オ.生物・生態系環境研究分野</p> <p>地球上の多様な生物からなる生態系の構造と機能及び構造と機能の間の関係、並びに人間活動が生物多様性・生態系に及ぼす影響の解明に関する調査・研究を様々な空間及び時間スケールで実施する。以上により、生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用の実現に貢献する。</p> <p>カ.環境健康研究分野</p> <p>環境汚染物質等の環境要因による健康影響及びその発現機構の実験的研究による解明と評価、簡易・迅速な曝露・影響評価系の開発、並びに環境が健康にもたらす影響の同定と要因の究明に関する疫学的調査・研究を実施する。以上により、環境汚染物質等の環境要因による健康影響の低減、未然防止に貢献する。</p> <p>キ.社会環境システム研究分野</p> <p>人間と環境を広く研究の視野に入れて、社会経済活動と環境問題との関わりの解明、環境と経済の調和した持続可能な社会のあり方、並びにそれを実現するためのシナリオ・ロードマップ及び対策・施策に関する調査・研究を実施する。以上により、環境問題の根源となる人間の社会経済活動を持続可能なものにする環境と経済が両</p>

	<p>立した社会への転換に貢献する。</p> <p>ク.環境計測研究分野</p> <p>環境の状態や変化を把握・監視するための環境計測・モニタリング手法や、環境ストレスに対する生体・生物応答の計測技術の開発・高度化に関する調査・研究を実施する。また、大量・多次元の計測データから必要な環境情報を抽出するための情報解析技術の開発・高度化に関する調査・研究を実施する。更に、化学分析精度管理手法の改善や相互比較などによるデータ質の評価、環境標準物質の調製と環境計測への応用、並びに環境試料の保存や保存試料の活用技術の開発等に関わる調査・研究を実施する。以上により、環境保全の基盤となる計測データ質の保証と管理の充実、環境計測技術等の革新的進展、新たな環境悪化の懸念要因の発見やその評価等に貢献する。</p>
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等
	<p>①環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか</p> <p>(a)誌上発表（査読あり）【定量】 (b)誌上発表（査読なし）【定量】</p> <p>参考指標：発表論文の相対被引用度の平均値（過去10年間）</p> <p>(c)口頭発表（国内）【定量】 (d)口頭発表（国外）【定量】 (e)招待講演数【定量】 (f)書籍数【定量】</p> <p>②環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか</p> <p>(a)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況【定性】 (b)国のガイドライン・指針・要領等や地方自治体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況【定性】 (c)国際的な文書等への研究成果反映の状況【定性】 (d)上記以外の社会への貢献</p> <p>参考指標：プレスリリースの数、マスメディアへの当研究所関連の掲載記事・放映番組数、刊行物の発刊数、視察・見学受け入れ数、ワークショップ等の開催数【定量】</p> <p>(e)中長期的観点から重要と考えられる課題への対応状況【定性】</p>
	(4) 法人の業務実績等・自己評価
	①－1 主な業務実績等
	<p>環境研究の柱となる8つの研究分野を担う各研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ環境研究を推進した（資料14、15）。各研究センター長のリーダーシップの下で概ね年度計画通りに研究が進展し、様々な課題について基礎研究から応用研究まで、最終的な社会実装を意識しながら研究を推進した。外部研究評価委員により、毎年度評価を受けるとともに、平成24年度には追跡調査、平成26年度には第3期中期目標期間見込み評価、平成27年度には第3期中期目標期間の事後評価も受け、今後の研究の進め方に活用・反映させた。</p> <p>第3期中期目標期間の主な政策貢献事例については、1.1.(1)で述べたとおり（資料11）。</p>
	①－2 関連する資料編

	<p>資料11 環境政策への主な貢献事例（再掲）</p> <p>資料14 中期計画における研究の構成（平成25年3月29日変更）</p> <p>資料15 各研究分野全体の研究実施状況及びその評価</p> <p>資料24 誌上/口頭発表件数等</p> <p>資料25 論文の被引用数等の評価</p> <p>資料32 国立環境研究所刊行物</p>
	②自己評価
	<p>（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）</p> <p>① 環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか</p> <p>各研究センターにおいて基礎研究から応用研究まで一体的に、環境研究を推進しており評価できる。研究成果は研究報告等として研究所から刊行されたほか（資料32）、論文や書籍、学会等における講演として発表された。資料24に示すように、誌上発表数、口頭発表数、招待講演数、及び書籍数は、平成23年から27年にかけ研究成果が着実に挙がっており、科学・学術分野へ適切に貢献していると考えられる。なお、資料24に平成23年度からの研究業務に係る決算額一億円当たりの誌上発表件数、口頭発表件数を示している。平成27年度は第3期中期目標期間の最終年度であるため、次年度への繰越が非常に限定的であったことから、前年度までと比較して大きな決算額となったこともあり低い水準となっているものの、平成23年度から平成26年度は概ね同水準が維持されている。一方、研究者一人あたりの誌上発表、口頭発表の件数では、年度により増減はあるものの、第3期中期目標期間を通じた平均値は、第2期中期目標期間の平均値を上回っている。平成28年度以降も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づいて、成果発表件数をより伸ばし、科学的・学術的な貢献に資するよう努める。以下、個々評価基準に沿って記載する。</p>
	<p>(a) 誌上発表（査読あり）</p> <p>発表件数は年によって増減が見られるが、平成23年度から平成27年度までの査読付き発表論文数は平均451件（最小397件、最大506件）で推移し、第2期中期目標期間の平均である基準値を約4%上回っており評価できる。資料25に示すように、平成17年から平成26年までの10年間に発表された国環研の論文全体の平成27年における相対被引用度の平均値は1.37であり、世界標準（1.0）を上回る。平成25年、平成26年における相対被引用度の平均値はそれぞれ1.12、1.27であり、年々引用が進んでいることが示された。これは、国環研の論文が世界的にも高く評価されていることを示している。【B】</p>
	<p>(b) 誌上発表（査読なし）</p> <p>発表件数は年によって多少の増減はみられるが、成果が着実に上がっており評価できる。平成23年度から27年度までの平均は202件と基準値（200件）を達成しており評価できる。【B】</p>
	<p>(c) 口頭発表（国内）</p> <p>平成23年度から27年度までの発表件数の平均は992件と基準値（943件）を約5%上回っており、成果が着実に上がっていることが示されており評価できる。【B】</p>
	<p>(d) 口頭発表（国外）</p> <p>発表件数は、平成23年度から25年度まではほぼ同程度に推移しており、さらに平成26年度と平成27年度はそれぞれ398件、374件に達し、平成23年度から27年度までの平均は355件と基準値（324件）を約10%上回っており評価できる。【B】</p>

(e)招待講演数

発表件数は、年度による増減があるものの毎年130件以上で推移しており、平成23年度から27年度までの平均は166件と多くの発表がなされ評価できる。【B】

(f)書籍数

平成23年度以降、ほぼ同程度に推移しており、平成23年度から27年度までの平均は69件と成果が維持されており評価できる。【B】

②環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか

(a)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況

平成27年11月に決定された気候変動の影響への適応計画や、COP21に向けた2020年以降の排出削減目標の約束草案の議論において各種審議会等に研究成果を提供し活用されるなど、着実な貢献がなされている。また、生物多様性条約、循環型社会形成推進基本計画、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針等で定められている目標の達成状況のモニタリングや評価に関して、研究成果の提供のほか、技術的指導・助言等を行っており評価できる。【B】

(b)国のガイドライン・指針・要領等や地方自治体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況

大きな社会問題となったPM_{2.5}による大気汚染対策において、関係する環境省の多くの検討会に参加し大気汚染シミュレーション結果等の研究成果が活用されるとともに、関連文書のとりまとめ、報告書作成に貢献した。また、有害大気汚染物質に関して、測定法のマニュアルや健康リスク評価手法等のガイドラインの作成・改正や、特定外来生物の防除に関する手引きの改訂、湖沼水環境保全対策に関する新たな環境基準項目の設定・検討など、様々な分野の委員会や検討会に専門家として参加し、研究成果の提供のほか、技術的指導・助言等を行っており着実な貢献がなされている。さらに、地方自治体が策定する環境基本計画のほか、地球温暖化対策、廃棄物処理、水質保全、交通体系等に関する計画策定等の議論へ研究成果等の知見を提供し、活用されるなど、地方公共団体への貢献もなされており評価できる。【B】

(c)国際的な文書等への研究成果反映の状況

平成25年度から26年度にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、第1～第3作業部会の全ての作業部会で執筆を分担するとともに、これまで実施してきた関連研究が同報告書に引用された。また、国連環境計画（UNEP）のEmission Gap報告書や持続可能開発・国際関係研究機関（IDDR）等によるDeep Decarbonization Pathway Project報告書、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学一政策プラットフォーム（IPBES）のアジア・オセアニア地域の評価報告書においても執筆を分担し、提供した研究成果が活用されるなど、研究成果が国際的な文書等へ着実に反映されており評価できる。【B】

(d)上記以外の社会への貢献

プレスリリースの数、マスメディアへの当研究所関連の掲載記事・放映番組数、刊行物の発刊数、視察・見学受け入れ数、ワークショップ等の開催数については年度による増減があるものの概ね増加傾向にあり、達成目標があるプレスリリースの数については、平成23～27年度の平均値が45件と達成目標である36件を大きく上回っており評価できる。【B】

(e)中長期的観点から重要と考えられる課題への対応状況

環境研究の柱となる8つの研究分野を担う各研究センターにおいて、基礎研究から応用研究まで一体的に、環境研究を推進しており評価できる。各研究センター長のリーダーシップの下で概ね年度計画通りに研究が進展し、所内公募型提案研究や各研究センターに配分された運営費交付金による研究、及び科学研究費助成事業による研究等により、地球温暖化対策、資源循環、生物多様性、安全確保等に関する課題に取り組み、将来的な発展が期待される研究を推進した。外部研究評価委員により、毎年度評価を受けると共に、第3期中期目標期間の事後評価も受けており評価できる。平成28年度以降は、第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づいて基盤的調査・研究として着実に推進していく予定である。【B】

総合評価

上記①、②の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、評価指標は全て基準値等を上回っていた。また、平成25年度から調査を開始した国環研の論文全体の相対被引用度の平均値は、毎年度世界標準を上回っているとともに年々上昇しており、国環研の論文が高く評価されていることが示された。資料15に示すように、外部研究評価委員会による年度評価の全センターの平均点が、平成23年度から平成27年度まで総じて高い点数をマークしており（5点満点中、4以上）、平成27年度に受けた第3期中期目標期間の事後評価の点数も高く（センター全体平均で4.46）、客観的にも成果の増大・維持が十分に達成されたと考えられる。また、環境研究の柱となる研究分野において、研究開発成果の最大化に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるとともに、着実な業務運営がなされていると考えられ、所期の目標を達成できたと評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>環境研究の柱となる8つの研究分野については、各分野を担当する研究センターにおいて、分野間連携を図りつつ、基礎研究から応用研究まで最終的な社会実装を意識しながら研究を推進している。外部研究評価委員会による第3期中期目標期間見込評価においては高い評価を受け、（センター全体平均で4.09）、客観的にも一定の研究成果を得られたものと考える。論文発表等の数字やその他の評価指標においては、年度によって動きがあるものの、学術的にも行政的・社会的にも、研究成果の一定の貢献は認められる。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて、これまでの取組を計画的に継続することで、中期目標等に掲げる目標については本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p>	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか <ul style="list-style-type: none"> ・誌上発表論文件数及び口頭発表論文件数の第3期平均値は、すべて基準値を上回った。 ・平成17年度から26年度までの国環研の論文全体に対する相対被引用度の平均値は1.37と世界標準（1.00）を上回り、論文の質の高さが維持されていることが伺える。 ② 環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究評価委員会による研究分野（各研究センター）ごとの第3期評価の平均評点は、4.46であり、見込評価時の平均評点である4.27を上回った。 ・マスメディア等を通じた社会貢献等については、プレスリリース数（第3期の平均数が目標の25%増で「A」）以外の指標は年度により増減があるため、総合的に判断した。 		

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・第3期中期目標期間を通じ、外部研究評価委員会の毎年度の評価の全センターの平均点が、総じて高い評点を維持したことは評価できる。
- ・第3期は学術発表が着実に増加し、学術的貢献の成果が出ていると評価できる。

4 項目別評価調書 (第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 1. (2) ②	課題対応型の研究プログラム
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 (第2号、第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
(評価指標)	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
誌上発表 (査読あり)件数	—	—	170	174	236	264	198	
誌上発表 (査読なし)件数	—	—	61	82	94	102	90	
口頭発表 (国内)件数	—	—	373	429	415	589	417	
口頭発表 (国外)件数	—	—	169	192	174	255	220	
招待講演数	—	—	71	89	71	134	94	
書籍数	—	—	26	26	29	33	34	
(参考指標)	プレスリリースの数 第2期中期目標期間中の年平均	36	35	38	46	46	58	データは研究所全体としての総数 45 (H23~H27 の年平均値)
マスメディアへの当研究所関連の掲載記事数	—	—	370	377	428	246	342	データは研究所全体としての総数
当研究所関連の放映番組数	—	—	152	203	133	104	203	データは研究所全体としての総数
ホームページのアクセス件数(万件)	—	—	3,554	4,358	5,283	5,330	4,540	23,065【H23~27 累計値】
刊行物の発刊件数	—	—	27	27	33	31	45	163【H23~27 累計値】
研究所視察・見学受け入れ数	—	—	4,986	5,919	6,088	5,825	5,970	データは研究所全体としての総数
②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (17,287,071)	1号業務全体 の額の内数 (15,882,840)	1号業務全体 の額の内数 (15,488,472)	1号業務全体 の額の内数 (15,642,816)	1号業務全体 の額の内数 (15,856,137)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額-2号業務全体)の額		
決算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (15,369,044)	1号業務全体 の額の内数 (14,430,040)	1号業務全体 の額の内数 (15,772,583)	1号業務全体 の額の内数 (17,228,012)	1号業務全体 の額の内数 (20,145,470)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額-2号業務全体)の額		
従事人員数 (常勤職員)	161	167	169	178	182	外部研究評価委員会事前配付資料、各年度10月31日現在 第1 1 (2) ①~④の項目間では複数の項目に従事している者がいるため、重複がある		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第2 1. (2) 研究の構成> 重要な環境研究課題に対応するための研究プログラム（課題対応型の研究プログラム）を推進する。
(2) 中期計画	<第1 1. (2) 研究の構成②課題対応型の研究プログラム> 重要な環境研究課題に対応するための研究プログラム（課題対応型の研究プログラム）を推進する。 上記の分野の中で実施する、課題対応型の研究プログラムは、第2期中期目標期間の研究成果を踏まえつつ、緊急かつ重点的な対応が求められている研究課題と、それ以外の特に研究資源を集約して取り組むべき研究課題とかなる次の10の研究プログラムとし、本計画策定時点で5年にわたり実施すべきと考える課題を別表2に示す。これらの研究プログラムについては、所内の連携を促進するとともに、国内外の関連研究実施機関・研究者との連携のもとに最大の成果を上げられるようにするために、それぞれにプログラム総括者を置くとともに連携推進体制を整備し、目標の達成を図る。
	<緊急かつ重点的な研究課題：重点研究プログラム> ア. 地球温暖化研究プログラム イ. 循環型社会研究プログラム ウ. 化学物質評価・管理イノベーション研究プログラム エ. 東アジア広域環境研究プログラム オ. 生物多様性研究プログラム
	<次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題：先導研究プログラム> カ. 流域圏生態系研究プログラム キ. 環境都市システム研究プログラム ク. 小児・次世代環境保健研究プログラム ケ. 持続可能社会転換方策研究プログラム コ. 先端環境計測研究プログラム
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	<p>①環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか</p> <p>(a)誌上発表（査読あり）【定量】 (b)誌上発表（査読なし）【定量】 (c)口頭発表（国内）【定量】 (d)口頭発表（国外）【定量】 (e)招待講演数【定量】 (f)書籍数【定量】</p> <p>②環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか</p> <p>(a)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況【定性】 (b)国のガイドライン・指針・要領等や地方自治体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況【定性】 (c)国際的な文書等への研究成果反映の状況【定性】 (d)上記以外の社会への貢献 参考指標：プレスリリースの数、マスマディアへの当研究所関連の掲載記事・放映番組数、ホームページのアクセス件数、刊行物の発刊数、視察・見学受け入れ</p>

数【定量】

(e)中長期的観点から重要と考えられる課題への対応状況

【定性】

(4) 法人の業務実績等・自己評価

①－1 主な業務実績等

緊急かつ重点的な対応が求められている研究課題と次世代の環境問題に先導的に取り込む研究課題からなる課題対応型の研究プログラムを実施した（資料16）。各研究プログラム統括のリーダーシップの下で年度計画通りに研究を進展し、様々な課題について最終的な社会実装を意識しながら研究を推進した。外部研究評価委員による毎年度評価を受けると共に、第3期中期目標期間見込み評価、ならびに事後評価も受けた。さらに、個別プログラムでの所内外の識者による研究プログラム助言会合や国外の識者による助言も受け、今後の研究の進め方に活用・反映させた。また、平成27年度には海外の学識者による新たな評価・助言の仕組みとして「国際アドバイザリーボード」を開催するとともに、第4期中長期計画の事前評価を受けた。

全体の研究成果と政策貢献の関係については、1.1.(1)で述べたとおりである。課題対応型の研究課題対応型の研究プログラムによる貢献についても、環境政策へ様々な分野で貢献を果たしたものと考えている（資料11）。

①－2 関連する資料編

資料11 環境政策への主な貢献事例（再掲）

資料16 課題対応型の研究プログラムの実施状況及びその評価

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

① 環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか

緊急かつ重点的な対応が求められている研究課題と次世代の環境問題に先導的に取り込む研究課題からなる課題対応型の研究プログラムを推進しており、科学・学術分野へ適切に貢献していると考えられ、評価できる。評価基準となっている、誌上発表数や口頭発表数は、平成23年度から26年度にかけ総じて増加傾向が見られた。平成27年度では書籍数を除き、研究成果数は前年度を下回っているが、これは、第3期中期目標期間の最終年度であることから、第3期中期目標期間全体の成果とりまとめが進められたことや、平成28年度以降の第4期中長期計画（平成28年4月～）への準備作業などに各研究者のエフォートが振り向けられた等の理由が考えられる。第3期中期目標期間中では、研究成果が着実に挙がっているといえる。人員あたり、研究費あたりの成果数を表1に示す。資料24に示したのが人件費、施設維持費等を含む1号業務全体の金額あたりの成果数であるのに対し、表1では課題対応型研究プログラムに係る研究費あたりの成果数を示している。平成28年度以降は、第4期中長期計画（平成28年4月～）において課題解決型研究プログラムとして発展・改組するが、誌上発表や口頭発表の成果をより伸ばし、招待講演数や書籍数には増加を促すことで成果の全体的な底上げを推進し、科学的・学術的な貢献に資する。以下、個々評価基準について記載する。

表1 課題対応型研究プログラムにおける人員（常勤職員・フェロー）あたり、研究費あたりの成果数（平成23年度～平成27年度）

	人員1人あたり					研究費（実績額1千万円）あたり				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
誌上発表(査読あり)件数	1.06	1.04	1.40	1.48	1.09	3.51	3.12	4.52	4.30	3.32

誌上発表(査読なし)件数	0.38	0.49	0.56	0.57	0.49	1.26	1.47	1.80	1.66	1.51
口頭発表(国内)件数	2.32	2.57	2.46	3.31	2.29	7.71	7.70	7.95	9.59	7.00
口頭発表(国外)件数	1.05	1.15	1.03	1.43	1.21	3.49	3.45	3.33	4.15	3.69
招待講演数	0.44	0.53	0.42	0.75	0.52	1.47	1.60	1.36	2.18	1.58
書籍数	0.16	0.16	0.17	0.19	0.19	0.54	0.47	0.56	0.54	0.57
(参考) 実績額(千万円)						48.4	55.7	52.2	61.4	59.6

(a)誌上発表（査読あり）

発表件数は年によって増減は見られるが、平成23年度から平成27年度までの査読付き発表論文数は平均208件（最小170件、最大264件）で推移し、成果が着実に上がっており評価できる。【B】

(b)誌上発表（査読なし）

発表件数は年によって増減は見られるが、平成23年度から平成27年度までの誌上発表件数は平均85件（最小61件、最大102件）で推移し、成果が着実に上がっており評価できる。【B】

(c)口頭発表（国内）

発表件数は年によって増減は見られるが、平成23年度から平成27年度までの口頭発表（国内）の件数は平均445件（最小373件、最大589件）で推移し、成果が着実に上がっており評価できる。【B】

(d)口頭発表（国外）

発表件数は年によって増減は見られるが、平成23年度から平成27年度までの口頭発表（国外）の件数は平均202件（最小169件、最大255件）で推移し、成果が着実に上がっており評価できる。【B】

(e)招待講演数

件数は年によって増減は見られるが、平成23年度から平成27年度までの招待講演の件数は平均92件（最小71件、最大134件）で推移し、成果が着実に上がっており評価できる。【B】

(f)書籍数

平成23年度以降、増加傾向にあり、平成27年度には34件と平成23年度から平成26年度までの平均値30件を約13%上回る増加が見られ、高く評価できる。【B】

②環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか

(a)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況

平成27年11月に決定された気候変動の影響への適応計画や、COP21に向けた2020年以降の排出削減目標の約束草案の議論において各種審議会等に研究成果を提供し活用されるなど、着実な貢献がなされている。また、生物多様性条約の第5回国別報告書の作成に、気候変動および海洋酸性化がサンゴ礁生態系におよぼす影響の試算結果および市民の生態系サービスへの認知と保全行動意図との関係を明らかにした研究成果が反映されるな

ど、着実な貢献がなされており評価できる。【B】

(b)国のガイドライン・指針・要領等や地方公共団体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況

大きな社会問題となったPM_{2.5}による大気汚染対策において、関係する環境省の多くの検討会に参加し大気汚染シミュレーション結果等の研究成果が活用されるとともに、関連文書のとりまとめ、報告書作成に貢献した。

有害大気汚染物質の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの改定にあたっては、研究成果が活用されたほか、ガイドライン改定に関する報告のとりまとめおよび改定ガイドラインのリスク評価手法の妥当性の検討に貢献した。また、特定外来生物の防除に関しても、アルゼンチンアリ防除の手引きの改定版に研究成果が反映されるなど、着実な貢献がなされている。さらに、地方公共団体の湖沼水質保全計画や交通体系、地球温暖化対策や環境都市政策に関する議論へ研究成果等の知見を提供し、活用されるなど、地方自治体への貢献もなされており評価できる。【B】

(c)国際的な文書等への研究成果反映の状況

平成25年度から26年度にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、第1～第3作業部会の全ての作業部会で執筆を分担するとともに、これまで実施してきた関連研究が同報告書に引用された。また、国連環境計画（UNEP）のEmission Gap報告書や持続可能開発・国際関係研究機関（IDDRi）等によるDeep Decarbonization Pathway Project報告書、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学一政策プラットフォーム（IPBES）のアジア・オセアニア地域の評価報告書においても執筆を分担し、提供した研究成果が活用されるなど、研究成果が国際的な文書等へ着実に反映されており評価できる。

【B】

分野全体の政策貢献については1. 1. (1)で前述のとおりであるが、課題対応型の研究プログラムに関する環境政策への貢献については、様々な分野で貢献を果たせたものと考えている。今後とも関連学会や研究機関等と連携しつつ引き続き積極的に環境省等の政策立案等に貢献していく。【B】

(d)上記以外の社会への貢献

プレスリリースの数、マスメディアへの当研究所関連の掲載記事・放映番組数、ホームページのアクセス件数、刊行物の発刊数、視察・見学受け入れ数については年度による増減があるが、達成目標があるプレスリリースの数については、達成目標である36件を、平成23～27年度の平均値が45件と大きく上回っており評価できる。

【B】

(e)中長期的観点から重要と考えられる課題への対応状況

緊急かつ重点的な対応が求められている5つの研究課題（中期的観点からみて重要な課題が含まれる）に加えて、次世代の環境問題に先導的に取り込む5つの研究課題からなる課題対応型の研究プログラムを推進しており評価できる。各プロジェクト統括のリーダーシップの下で年度計画通りに研究が進展し、様々な課題について基礎研究から応用研究まで、最終的な社会実装を意識しながら研究を推進しており評価できる。外部研究評価委員による年度評価を毎年度評価を受けると共に、第3期中期目標期間の事後評価も受け、いずれも高い点数を受けており評価できる。【B】

総合評価

資料16に示すように、外部研究評価委員会による年度評価の全研究プログラムの平均点は年々上がる傾向にあり（5点満点中、3. 91(H23), 4. 15(H24), 4. 10(H25), 4. 35(H26), 4. 26(H

	27) 平成27年度に受けた第3期中期目標期間の事後評価の点数も高い（研究プログラム全体平均で4.36）ことから、所期の目標を上回って達成できたと評価できる。上記①、②の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、課題対応型の研究プログラムにおいて、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされていると考えられる。【B】		
主務大臣による評価			
(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>論文の誌上発表数等については、第3期中期目標期間において増加し続けている点を高く評価するが、その他の指標については年度によって増減の波があるため、標準的評価とした。環境行政や国際的文書等への反映は評価するが、マスメディアを活用した情報発信については、改善策を講ずる必要がある。研究内容に関しては、外部研究評価委員会による年度評価を見ると、全研究プログラムの平均点が上がる傾向にあり（5点満点中、3.89（H23）、4.17（H24）、4.14（H25）、4.34（H26）、また、平成26年度に受けた第3期中期目標期間見込評価の点数も高い（全研究プログラム平均で4.26）。</p> <p>従って、引き続き、中期目標の達成に向けて、計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>なお、課題対応型研究プログラムについては、現在10の研究プログラムで構成されているが、次期中長期目標・中長期計画の策定に向けて、先日公表された「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（中央環境審議会答申）を踏まえつつ、新しい枠組での効果的なプログラム構成を検討する必要がある。</p>		<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>① 環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誌上発表論文件数、口頭発表論文件数及び招待講演数は、年度により増減があるため、第3期全体を通しての増加傾向で判断した。 <p>② 環境行政や社会への貢献や環境問題に係る国際的な貢献が大きいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究評価委員会による課題対応型研究プログラムごとの第3期評価の平均評点は、4.36であり、見込評価時の平均評点である4.28を上回った。 ・プレスリリース等を通じた社会貢献については、第1 1. (2) ①環境研究の柱となる研究分野と同じデータであるため、P.26と同様に、総合的に判断した。 	

4. その他参考情報

＜審議会の意見等＞

- ・論文発表件数等の推移は、着実に成果が上がっていることが確認できる。
- ・外部研究評価委員会による年度評価の全研究プログラムの平均点が年々上がる傾向にあったことは大いに評価できる。

様式2-3 中期目標期間評価 項目別評価調書様式（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 1. (2) ③	災害と環境に関する研究
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 (第2号、第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(評価指標)	—	—	22	29	30	31	29	
各種審議会等の委員数	—	—	22	29	30	31	29	
一般向けの講演数	—	—	6	34	42	26	7	
誌上発表(査読あり)件数	—	—	7	6	20	26	25	
誌上発表(査読なし)件数	—	—	36	33	42	22	13	
口頭発表(国内)件数	—	—	96	95	144	118	99	
口頭発表(国外)件数	—	—	6	14	22	28	18	
(参考指標)	—	—	40	40	51	64	64	
参画研究者の数	—	—	40	40	51	64	64	
分野数	—	—	7	7	7	7	7	
所内ワークショップ等の開催数	—	—	0	0	1	8	3	
共同研究の件数	—	—	2	8	13	14	14	
共同研究の機関数	—	—	2	8	13	14	12	
所外ワークショップ等の開催数	—	—	1	1	1	3	2	
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額(千円)	1号業務全体の額の内数 (17,287,071)	1号業務全体の額の内数 (15,882,840)	1号業務全体の額の内数 (15,488,472)	1号業務全体の額の内数 (15,642,816)	1号業務全体の額の内数 (15,856,137)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
決算額(千円)	1号業務全体の額の内数 (15,369,044)	1号業務全体の額の内数 (14,430,040)	1号業務全体の額の内数 (15,772,583)	1号業務全体の額の内数 (17,228,012)	1号業務全体の額の内数 (20,145,470)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
従事人員数(常勤職員)	—	—	46	64	64	※H23、H24は各センター内での研究分野の一部として実施していたため、人数を記載しない 第1 1 (2) ①～④の項目間では複数の項目に従事している者がいるため、重複がある		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p><第2 1. (2) ②災害と環境に関する研究></p> <p>東日本大震災などの災害と環境に関する研究として、放射性物質に汚染された廃棄物・土壤の処理処分技術の評価・開発や、放射性物質の環境動態解明等に関わる調査・研究を総合的・一体的に推進するとともに、福島県など他の機関との連携を図りつつ実施し、目標の達成を図る。</p>
(2) 中期計画	<p><第1 1. (2) ③災害と環境に関する研究></p> <p>東日本大震災等の災害と環境に関する研究として、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理処分技術・システムの確立や、放射性物質の環境動態解明、被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価、災害後の地域環境の再生・創造等に関する調査・研究を、研究体制を整備して総合的・一体的に推進するとともに、福島県等他の機関との連携を図りつつ実施する。第3期中期目標期間においては、別表3(略)に示す研究を実施し、目標の達成を図る。</p>
(3) 主な評価軸(評価の視点)、指標等	<p>①災害と環境に関する研究に総合的に取り組まれているか</p> <p>(a)所内連携の実施状況</p> <p>参考指標：参画研究者の数・分野数、所内ワークショップ等の開催数など</p> <p>(b)所外との共同研究の実施状況</p> <p>参考指標：共同研究の件数・機関数、所外ワークショップ等の開催数など</p> <p>(c)被災地と連携した取組みの実施状況</p> <p>参考指標：研究拠点の取組状況など</p> <p>②災害環境問題に関する環境行政や社会への貢献が大きいいか</p> <p>(a)社会的関心の高い課題への対応状況</p> <p>(b)関係審議会等への参画の状況</p> <p>(c)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況【定性】</p> <p>(d)国のガイドライン・指針・要領等や地方自治体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況【定性】</p> <p>(e)一般向けの講演数</p> <p>③災害環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいいか</p> <p>(a)誌上発表(査読あり)【定量】</p> <p>(b)誌上発表(査読なし)【定量】</p> <p>(c)口頭発表(国内)【定量】</p> <p>(d)口頭発表(国外)【定量】</p> <p>(e)招待講演数【定量】</p> <p>(f)書籍数【定量】</p>
(4) 法人の業務実績等・自己評価	
①-1 主な業務実績等	<p>東日本大震災後、「東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置し、東日本大震災の復旧・復興に貢献すべく、環境省からの受託研究などにより「災害廃棄物や放射性物質汚染廃棄物の処理」「環境中の多媒體での放射性物質の実態把握・動態解明」に関する調査・研究を開始した。その後、平成25年3月に中期計画を一部変更し、災害と環境に関する研究の実施が明確に位置付けられ、「放射性物質に汚染された廃棄物・土壤の処理処分技術・システムの確立」、「放射性物質の環境動態解明、被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価」、「災害後の地域環境の再生・創造」、「地震・津波災害に起因する様々な環境変化とその影響」に関する調査・研究を総合的・一体的に推進</p>

した。さらに、平成25年10月には福島支部準備室を設置して、「将来の災害に備えた環境マネジメントシステムの構築」に関する研究を加えるとともに、所内連携をより一層強化し、総合的、分野横断的な研究を推進した（資料17）。

所外との連携については、各大学・独法・企業等との共同研究を実施するとともに、日本原子力研究開発機構（JAEA）・福島県との環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定（平成27年4月）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との連携・協力に関する協定（平成27年5月）のほか、福島大学、フランス放射線防護原子力安全研究所（IRSN）との連携協定の締結、公開シンポジウムでの講演、三春町や南相馬市での出前講座等の取組や、南相馬実験室を拠点としたフィールド調査、福島県新地町との包括協定に基づく環境創生型の復興まちづくり研究と企業との連携での研究会の開催等、被災地と連携した取組も実施した。

環境行政等への貢献については、各省・地方自治体の検討委員に参画し、専門家の立場から技術的助言等を行うとともに、IAEA専門家会合に参画し、放射能汚染廃棄物の処理に関する教訓に繋がる知見の提供により技術文書作成に貢献、福島県宇多川流域などを対象とした放射性物質の環境動態計測結果が環境省の除染関係ガイドライン等に活用、原子力規制庁原子力施設等防災対策等委託費高経年化技術評価高度化事業において、最新の国際的知見に基づき、評価基準作成のための検討を主導するなど、環境行政や社会へ大きく貢献した。また、環境省の技術アセスメント評価モデル開発委託業務を推進して、環境省が開催した一般公開シンポジウムでの情報発信を行った。まちづくり事業を具体化したうえで、環境省グリーンプランパートナーシップ事業FS調査への申請・採択、経済産業省スマートコミュニティ事業マスターPLAN作成事業の申請・採択に貢献した。環境創生型のまちづくりの産官学連携の事例として内閣官房環境未来都市推進委員会に情報発信をしてきた。

これらを通じて、研究成果が国の基準、指針等に反映されるとともに、たとえば以下のように国の施策と連携しつつ現場の課題解決を支援する取組も進めた。

① 放射性物質汚染廃棄物等の減容化技術等について、溶融法や焼成法、洗浄法などの技術開発を ラボスケールから現場でのパイロットスケールまで年度ごとに段階的に実証試験を進め、それらの成果が平成27年度の環境省における長期的な技術戦略の検討に反映された。さらに、焼却処理や埋立処分過程の放射性セシウムの挙動に関する知見の集積を進め、平成24年1月の放射性物質汚染対処特別措置法における技術基準やガイドラインの策定や、その後の適宜の改正に反映された。平成27年度には、放射性セシウムの焼却炉内蓄積に関する新たな知見が処理施設解体整備マニュアルの改訂の際に活用された。

一方、災害廃棄物処理に関する研究開発については、適正処理や再生利用技術などの高度化、アスベスト対策の適正化、分散型生活排水処理の強靭化などの技術的検討を行い、環境省が策定した災害廃棄物対策指針や地盤工学会の復興資材活用のマニュアル等に反映された。マネジメント手法の検討として、自治体担当者向けの参加型研修手法に関する兵庫県での平成26、27年度試行研修等の成果に基づくプログラムが、平成27年度に三重県、奈良県等で行われた実際の研修プログラムに採用された。さらに、自治体で行う災害廃棄物処理計画の策定支援のために「災害廃棄物情報プラットフォーム」を平成26年度に公開し、その後もコンテンツの拡充を行い、計画策定を検討又は実施している自治体等に活用された。さらに、平成27年9月に起こった関東東北水害に伴う災害廃棄物の処理において、環境省のD.Waste-Netにおける専門家による支援者ネットワークの一員として、これまでの研究成果に基づく指導助言や調査データの提供を行い、現場対応や実行計画策定に貢献した。

② 新地町における環境と経済が調和した持続可能な環境都市の再生にむけての暮らしと産業の実現に役立てることを目的として、内閣官房環境未来都市に指定された福島県新地町と平成25年3月に基本協定を締結した。その後包括的な研究連携を進めて、新地町、福島県と関係する企業との間での環境創生型まちづくりの研究を進めてきた。具体的には、内閣府環境未来都市事業の一環として新地町の「スマートハイブリッドタウン計画」を支援し、地域の特性を定量的に解析して行政担当者と住民、企業で共有できる地域データベースを構築するとともに、地域社会モニタリングの社会実装としてICTを活用して施設の環境排出をモニタリングする「く

らしさアシストタブレット」事業の運営管理を進めた。そして災害の復興状況と地域環境特性を考慮して適正な「環境・エネルギー技術・政策選定支援システム」の研究開発を進め、新地町の復興まちづくりと福島県イノベーションコースト構想、内閣官房環境未来都市に年度ごとの情報発信を行って環境省等の環境共生型まちづくり事業の申請、採択を支援してきた。また内閣官房環境未来都市推進委員会（25年度一）、産官学が連携する新地町での産業共生復興まちづくり協議会（準備会、26年度）、福島県コンパクトタウン推進検討部会（27年度一）への情報発信を進めてきた。平成27年度は新地町の総合計画の見直しにむけて、長期的な復興・発展の目標となる環境・産業・人口のシナリオと必要な施策を自治体担当者との連携で定量的に分析するシナリオ・シミュレーションを行い、新地町の総合計画及び人口ビジョンの策定を支援した。また、町民対話の一環として中学校での復興まちづくりワークショップを複数回行った結果をシナリオ・シミュレーションの検討に反映している。さらに、JR常磐線復旧に伴う新地駅周辺の復興拠点地区整備事業の基本設計にシステム適用することで、地域再開発の過程における地域エネルギー事業の実現に向けて主にエネルギー需給制御等の知見提供を行うとともに、同事業のCO₂排出量削減効果の高い技術システムと土地利用システム等を定量的に示して、官民連携の事業推進体制の構築に貢献している。その検討をもとに、環境省「グリーンプランパートナーシップ」事業化可能性調査の申請・採択、および経済産業省「スマートコミュニティ事業」マスタープラン策定の申請・採択に主導的な役割を果たし、両事業の検討会の運営を支援している。くらしさアシストタブレットシステムは実証試験を継続し、省エネ情報の提供による低炭素効果の定量的な分析を行った。さらに、環境省「平成27年度技術アセスメント評価モデル開発及び地域計画策定委託業務」の採択を受けて統合的な低炭素社会技術に関するアセスメント手法として、福島県浜通り地域を含む将来的な水平展開を試行する手法の開発を行った。

③ 誌上発表・口答発表も積極的に行い、学術的にも大いに貢献した。

①-2 関連する資料編

資料11 環境政策への主な貢献事例

資料17 災害と環境に関する研究の実施状況及びその評価

②自己評価

(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)

人員あたり、研究費あたりの成果数を表1に示す。

表1 災害環境研究プログラムにおける人員（常勤職員・フェロー）あたり、研究費あたりの成果数（平成23年度～平成27年度）

	人員 1人あたり					研究費（実績額1千万円）あたり				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般向けの講演数	-	-	0.91	0.41	0.11	-	-	0.39	0.38	0.07
誌上発表(査読あり)件数	-	-	0.43	0.41	0.39	-	-	0.18	0.38	0.24
誌上発表(査読なし)件数	-	-	0.91	0.34	0.20	-	-	0.39	0.32	0.13
口頭発表(国内)件数	-	-	3.13	1.84	1.55	-	-	1.33	1.71	0.97
口頭発表(国外)件数	-	-	0.48	0.43	0.28	-	-	0.20	0.41	0.18

(参考) 実績額(1千万円)		-	-	108.6	68.8	102.1
-------------------	--	---	---	-------	------	-------

※ H23, H24は各センター内の研究分野の一部として実施していたため、記載しない。

<評定と根拠>

① 災害と環境に関する研究に総合的に取り組まれているか

(a)所内連携の実施状況

各プログラムの研究成果発表やプログラム間の連携を検討するセミナー等を開催しており評価できる。【B】

(b)所外との共同研究の実施状況

JAEAなどの研究機関・大学・企業と共同研究を行うなど、他機関とも連携を図りながら調査研究を展開しており評価できる。【A】

(c)被災地と連携した取組みの実施状況

南相馬実験室を拠点としたフィールド調査、地方自治体と協力したまちづくり支援等の被災地と連携した取組を行うなど、他機関とも連携を図りながら調査研究を進めており評価できる。【B】

② 災害環境問題に関する環境行政や社会への貢献が大きいか

(a)社会的関心の高い課題への対応状況

放射性物質に汚染された廃棄物の処理技術、中間貯蔵施設に関する研究、ヒトへの被ばく量の把握、復興後のまちづくり研究など、社会的関心の高い課題への研究を行い、行政や社会に貢献しており評価できる。【A】

(b)関係審議会等への参画の状況

「水生生物の放射性物質モニタリング評価検討会」「水道水における放射性物質対策検討会」「環境回復検討会」「福島県環境審議会」、「中央環境審議会」など、様々な審議会等へ参画しており評価できる。【A】

(c)国の法令・基準・計画への研究成果反映の状況

災害対策基本法の改正に関して、災害廃棄物に対する指導助言を行った。また、特措法に基づく技術基準、河川除染事業計画等の様々な国の法令、計画等への知見の提供を行い、資料11に記載のとおり研究成果が反映されており評価できる。【A】

(d)国のガイドライン・指針・要領等や地方自治体による条例・計画・手法等への研究成果反映の状況

環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン、海洋汚染モニタリングに係るガイドライン、災害廃棄物処理対策指針、地方自治体の災害廃棄物処理計画などの各ガイドライン等への知見の提供を行い、資料11に記載のとおり研究成果が反映されており評価できる。【A】

(e)一般向けの講演数

講演数は年によって増減は見られるものの、頻度を重ね開催されている。平成24年度には前年度に比べて大幅に増加しており、毎年積極的に講演を行っており評価できる。【B】

③ 災害環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか

(a)誌上発表（査読あり）

発表件数は、平成23年度から増加傾向にあり、成果が着実に上がっていることがうかがえ評価できる。【A】

(b)誌上発表（査読なし）

発表件数は増減が見られるものの、毎年積極的に発表を行っている。平成25年度は前年度に比べ増加しており評価できる。【B】

(c)口頭発表（国内）

発表件数は年度によって増減があるものの、平成23年度からの推移としては増加傾向にある。平成25年度は144件と多くの発表がなされており評価できる。【B】

(d)口頭発表（国外）

発表件数は、平成27年度は減少したものの、平成23年度からの推移としては増加傾向にあり、成果が着実に上がっていることがうかがえ評価できる。【A】

(e)招待講演数

講演数は年によって増減は見られるものの、少しづつ増加傾向にある。平成24年度には前年度に比べて大幅に増加し、毎年積極的に講演を行っており評価できる。【B】

(f)書籍数

書籍については、東日本大震災後から数年ということもあり、まだ数は少ないものの少しづつ増加しており評価できる。【B】

総合評価

災害と環境に関する研究は、東日本大震災直後から東日本大震災の復旧・復興に貢献すべく、研究を展開しており評価できる。復旧・復興貢献本部の設置、中期計画の変更、福島支部準備室の設置と、災害と環境に関する研究に対応するための機動的な体制整備を進め、所内・所外との連携も強化しながら調査・研究の幅を広げており評価できる。

上記①～③の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、他機関とも連携して着実に研究を進め、その研究成果が国の法令等に反映され、また研究成果の積極的な発信を行っていることからも、着実な業務運営がなされていると考えられる。

また平成25年度からは外部評価委員会で「災害と環境に関する研究」として評価され、第3期中期目標期間の事後評価では、総合評価4.75と高い評価をいただくとともに、「被災地復興と環境回復に大きな貢献を果たすものと評価する」「社会・行政の要求に応えた研究を短期間で成し遂げた点は高く評価できる」「環境創造センターについても、適切な計画がなされている」等といった評価を得ることができた。

さらに、平成25年3月に中期計画を変更して「災害と環境に関する研究」が位置付けられ、その目標を達成するため研究を進めているが、環境政策への貢献、研究成果の積極的な発信を見ても中期計画の目標を達成していることがうかがえる。また、中期計画の変更後に「災害環境マネジメント研究」といった新たな研究を展開するなど、中期計画期間終了時には当初の目標を上回って達成した。

今後も中長期的に進めるべき重要な研究課題として位置付け、他の研究課題とのバランスに配慮しつつ、また、他の研究分野や国内外の研究機関と連携して、研究を進めていく。【A】

主務大臣による評価			
(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【A】	評定	【A】
<p>災害と環境に関する研究は、東日本大震災直後から東日本大震災の復旧・復興に貢献すべく、復旧・復興貢献本部の設置、中期計画の変更、福島支部準備室の設置と、災害と環境に関する研究に対応するための機動的な体制整備を進め、所内・所外との連携も強化しながら調査・研究の幅を広げてきた。また、研究成果が国の法令等に反映され、研究成果の積極的な発信を行っていることも評価するところである。</p> <p>今回、外部研究評価委員会において、第3期見込評価のうち「災害と環境に関する研究」の全体的評価として4.6.3（5点満点）という高評価を受けたことからも、被災地復興や行政・社会への貢献が大きいことを示すと考える。また、環境回復・環境創生の研究のみならず、中期計画の変更後に「災害環境マネジメント研究」といった新たな研究を開始するなど、今後の災害環境研究の新たな展開に期待する。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて、計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>なお、平成28年度は、環境創造センターとして福島支部が開設され、更なる災害環境研究の推進とその成果の発信、環境政策や社会への高い貢献が期待される。今後も、国環研の重要な統合的研究課題として、国内外の機関と連携を深めつつ、災害環境研究の拠点として研究開発成果の最大化を目指してもらいたい。</p>			<p><評定に至った理由></p> <p>① 災害と環境に関する研究に総合的に取り組まれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>東日本大震災直後から、機動的な体制整備を進め、被災地を拠点とした調査研究、所外と連携した調査研究等を実施したことを高く評価し「A」とした。</u> ・第3期平均共同研究数は10件、第3期平均参画研究者数は52人であった。 ・被災地と連携した取組の例（新地町） <p>福島県浜通り地域の復興モデル実現を目指し、<u>新地町との研究協力協定（H25）</u>の下、住民参加による地域情報の収集・解析及び統合評価モデルを用いた持続可能なまちづくりの将来シナリオを提示し、<u>計画策定等に貢献した</u>。さらに事業実施段階においても、<u>地域エネルギーを利用する技術の評価モデル</u>により、駅前地区の拠点開発事業の推進を支援したことを高く評価し、「A」とした。</p> <p>② 災害環境問題に関する環境行政や社会への貢献が大きいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の貢献事例を含む<u>5年間の実績</u>を総合的に判断し「A」とした。 ・外部研究評価委員会による「災害と環境に関する研究」の第3期総合評価の平均評点は<u>4.75</u>と、<u>4点台後半</u>であり、<u>見込評価時の平均評点</u>である<u>4.63</u>を上回り、特に高い評価を得た。 ・<u>中期目標・中期計画に「災害と環境に関する研究」の記載がないにもかかわらず平成23～24年度においても、被災地での調査研究に早期着手し積極的に取り組んだ実績</u>を特に高く評価した。 <p>③ 災害環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査読付き論文数や国外での口頭発表数については、<u>震災後着手した新たな研究テーマであるにも関わらず、毎年度積極的に成果発表を行っており、年度により増減はあるものの概ね増加傾向にある</u>ことを考慮し「A」とした。 <p><項目評定「A」の判断根拠となる第3期中期目標期間における主な貢献事例></p>

	<p>○環境省「除染関係ガイドライン」への貢献</p> <p>○東日本大震災の被災地における大気環境モニタリング調査への貢献</p> <p>○放射性物質に汚染された廃棄物の焼却飛灰の洗浄技術等に関する貢献</p> <p>○「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」策定への貢献</p> <p>○新地町総合計画等の策定及び計画に基づく地域エネルギー事業等の技術評価による貢献</p> <p>○災害廃棄物処理対策指針への技術的知見の反映</p> <p>○放射性核種による海洋汚染のモニタリングに係るガイドライン策定への貢献 等</p> <p><今後の課題></p> <p>平成28年度開設の福島支部（福島県環境創造センター内）を拠点に、福島県や日本原子力研究開発機構等との連携を強化し、災害環境研究の更なる進展による成果の最大化を図られたい。</p>
--	--

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・査読つき誌上発表数や国外口頭発表数については、災害後にすぐに成果が出ないことを考えると、最近3年間で非常に成果が増えていることから、A評価が適切であると考える。
- ・期間全体を通じても極めて優れた成果を挙げたため、A評価が適切である。
- ・災害と研究に関する研究は、東日本大震災直後から復旧・復興に貢献すべく、精力的に研究を展開しており、今後のさらなる貢献が期待される。 A評価が妥当である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 1. (2) ④	環境研究の基盤整備
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。 (第2号、第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (17,287,071)	1号業務全体 の額の内数 (15,882,840)	1号業務全体 の額の内数 (15,488,472)	1号業務全体 の額の内数 (15,642,816)	1号業務全体 の額の内数 (15,856,137)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
決算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (15,369,044)	1号業務全体 の額の内数 (14,430,040)	1号業務全体 の額の内数 (15,772,583)	1号業務全体 の額の内数 (17,228,012)	1号業務全体 の額の内数 (20,145,470)	括弧内の数字は各年度の1号業務全体(全体額—2号業務全体)の額		
従事人員数 (常勤職員)	41	43	44	41	41	地球環境モニタリングとエコチャル調査の合計(外部研究評価委員会事前配布資料、各年度10月31日現在) 第1 1. (2) ①～④の項目間では複数の項目に従事している者がいるため、重複がある		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第2 1. (2) ③環境研究の基盤整備> 環境研究の推進とあわせて長期的な取組が必要な環境研究基盤として、衛星による温室効果ガスモニタリングを含めた地球環境モニタリング等の環境の観測・解析、環境試料の保存・提供、各種データベース等の研究基盤を整備する。また、今期から本格的に動き出す「子どもの健康と環境に関する全国調査」について、環境省の基本計画に基づくコアセンターとしての調査の総括的な管理・運営を行う。 また、中核的研究機関として国内外の環境分野の研究機関と連携して研究を推進する基盤を強化する。その際、長期モニタリング事業及び環境試料等の収集・保存については、平成22年12月22日付け『独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直しで示したところにより、必要な見直しを行ったうえで、効果的、効率的に実施するものとする。
(2) 中期計画	<第1 1. (2) ④環境研究の基盤整備> 長期的な取組が必要な環境研究の基盤の整備事業として、別表3に示すとおり、衛星による温室効果ガスモニ

	<p>タリングを含む地球環境モニタリング等の環境の観測・解析、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ機能の整備、環境に関する各種データのデータベース化等を研究基盤として整備するとともに、今期から実施が本格化する「子どもの健康と環境に関する全国調査」について、環境省の基本計画に基づくコアセンターの調査の総括的な管理・運営を行う。</p> <p>また、中核的研究機関として国内外の環境分野の研究機関と連携して研究を推進する基盤を強化する。そのため、特に研究連携を強化するための体制を構築し、アジア地域等をはじめとした国際的な研究連携事業、国際約束に基づく研究事業などを行う。なお、長期モニタリング事業及び環境試料等の収集・保存については、平成22年12月22日付け「『独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し」で示されたところにより、必要な見直しを行ったうえで、効果的、効率的に実施する。</p>				
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等				
	<table> <tr> <td>①計画に沿って実施されているか</td><td>(a)実施の状況【定性】</td></tr> <tr> <td>②実施事項が国際的な水準や希少性等に照らして十分 大きな意義があるものか</td><td>(a)実施内容の水準・規模【定性】 (b)実施内容の希少性【定性】</td></tr> </table>	①計画に沿って実施されているか	(a)実施の状況【定性】	②実施事項が国際的な水準や希少性等に照らして十分 大きな意義があるものか	(a)実施内容の水準・規模【定性】 (b)実施内容の希少性【定性】
①計画に沿って実施されているか	(a)実施の状況【定性】				
②実施事項が国際的な水準や希少性等に照らして十分 大きな意義があるものか	(a)実施内容の水準・規模【定性】 (b)実施内容の希少性【定性】				
	(4) 法人の業務実績等・自己評価				
	①－1 主な業務実績等				
	<p>環境研究の推進と併せて長期的な取組が必要な環境研究の基盤の整備を行った。「地球環境の戦略的モニタリング、地球環境データベースの整備、地球環境研究支援」では、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による主要な温室効果ガスである二酸化炭素、メタンの測定をデータ処理アルゴリズム等の改善と合わせて継続するとともに、平成29年度に予定されている後継機(GOSAT-2)打ち上げの準備を行った。また、「子どもの健康と環境に関する全国調査の総括的な管理・運営」では、全国10万組の子どもと両親を対象として、環境と子どもの健康的な関連性解明のための大規模疫学調査を開始して、調査手法等の検討を行って追跡調査を継続するとともに、生体試料の保管・管理体制を整備し、生体試料の化学分析等の環境曝露評価を進め、成果発信のためのデータベースの整備を進めた。これら2つの基盤整備に関しては個別に外部評価（第1.1.(3)に詳述）を受けた。資料18に実施状況を示す。それ以外の資源循環・廃棄物、環境リスク、地域環境、生物・生態系環境、社会環境システム、環境計測の各研究分野で行われた基盤整備については、資料19に実施状況を示す。</p>				
	①－2 関連する資料編				
	資料18 環境研究の基盤整備の実施状況及びその評価				
	資料19 各研究分野の研究実施状況及びその評価（研究プログラム及び主要な基盤整備を除く）				
	②自己評価				
	(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)				
	<table> <tr> <td>①計画に沿って実施されているか</td> </tr> <tr> <td>(a)実施の状況</td> </tr> </table>	①計画に沿って実施されているか	(a)実施の状況		
①計画に沿って実施されているか					
(a)実施の状況					
	<p>環境研究の基盤整備については、各研究センター長のリーダーシップの下で第3期中期目標期間を通して概ね年度計画通りに研究が進展し、様々な課題について、最終的には研究成果が社会で実際に使われる「社会実装」を意識しながら研究を推進しており評価できる。特に、「地球環境モニタリング・地球環境データベースの整備・地球環境研究支援(GOSATプロジェクトによる全球温室効果ガス衛星観測も含まれる)」や「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の総括的な管理・運営」に関しては、外部研究評価委員により毎年度、年度評価を受けるとともに、平成27年度には第3期中期目標期間の事後評価も受け、外部研究評価委員会からのコメント等を研究の進め方に活用・反映させ、年度評価、事後評価ともに常に4点以上(5点満点)と高い評</p>				

価点を得ている。このことは、本事業が良好に実施されていることを示しており評価できる。平成28年度以降も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づき、環境研究の基盤整備及び研究事業として着実に推進していく。【B】

②実施事項が国際的な水準や希少性等に照らして十分大きな意義があるものか

(a)実施内容の水準・規模

基盤整備（地球環境モニタリングやエコチル調査等）では、手法（観測手法や調査方式等）の調査・研究やデータの精度維持にも尽力することで、国際的に認められる適切な水準を継続的に維持しており評価できる。研究所の規模や実施内容の水準を維持できる適切な研究基盤整備の規模を継続的に維持しており評価できる。平成28年度も、第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づいて、環境研究の基盤整備及び研究事業として着実に推進していく。【B】

(b)実施内容の希少性

国際水準に相当した手法や精度を維持しつつ、地上・航空機・船舶による広域的な包括観測（地球観測モニタリング）や全国規模でのエコチル調査、研究所が作製した環境標準物質や収集・保存した微生物保存株ならびに実験水生生物等の環境標準試料等の分譲等を継続的に実施し、その成果物の希少性や有用性を維持しており評価できる。平成28年度も、第4期中長期計画（平成28年4月）に基づいて、環境研究の基盤整備及び研究事業として着実に推進していく予定である。【B】

総合評価

地球環境モニタリングやエコチル調査については、外部研究評価委員会による年度評価及び第3期中期目標期間の事後評価において高い評価結果を得ており評価できる。また、上記①、②の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、環境研究の基盤整備について、研究開発成果の最大化に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成できており評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>環境研究の基盤整備の2つの柱である地球環境モニタリングやエコチル調査については、外部研究評価委員会の第3期中期目標期間見込み評価においても高い評価結果を得ており、そのプロジェクトの水準の高さ、希少性等において、国際的にもその研究成果が注目されている。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて、計画的な取組を継続することで。中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後も、研究開発成果の最大化に向けて、2つのプロジェクトが順調に推進し、将来的には、その成果が国内外に発信・活用され、環境政策や社会の発展に大きく寄与することを期待する。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>① 計画に沿って実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none">各研究センター長のリーダーシップの下で、第3期を通して年度計画に従い実施した。 <p>② 実施事項が国際的な水準や希少性等に照らして十分大きな意義があるものか</p> <ul style="list-style-type: none">外部研究評価委員会による、地球環境モニタリング及びエコチル調査の第3期評価の平均評点は、地球環境モニタリングが4.62、エコチル調査が4.50と、4点台後半であり、高い評価を得た。どちらも観測手法・調査方式等の調査・研究、データの精度維持において、国際的に認められる水準を維持しており、成果物の希少性においても有意義である。		

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・環境研究の基盤整備は、各研究センター長のリーダーシップの下で、第3期中期目標期間を通して年度計画通りに進展したことは評価できる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 1. (3)	研究成果の評価
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 (第1号、第2号省略) 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2. 主要な経年データ							
主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)	
予算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (17,287,071)	1号業務全体 の額の内数 (15,882,840)	1号業務全体 の額の内数 (15,488,472)	1号業務全体 の額の内数 (15,642,816)	1号業務全体 の額の内数 (15,856,137)	括弧内の数字は各年度の1号業務 全体(全体額—2号業務全体)の額	
決算額 (千円)	1号業務全体 の額の内数 (15,369,044)	1号業務全体 の額の内数 (14,430,040)	1号業務全体 の額の内数 (15,772,583)	1号業務全体 の額の内数 (17,228,012)	1号業務全体 の額の内数 (20,145,470)	括弧内の数字は各年度の1号業務 全体(全体額—2号業務全体)の額	
従事人員数 (常勤職員)	全体の内数 (257)	全体の内数 (251)	全体の内数 (254)	全体の内数 (265)	全体の内数 (268)	括弧内の数字は各年度の研究所全 体の常勤職員数	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p><第2 1. (3) 研究成果の評価></p> <p>国環研の研究評価実施要領に基づき研究課題及び各研究分野の研究活動についての評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。</p> <p>具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。</p> <p>①研究評価は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、国環研内における内部研究評価を実施するとともに、外部専門家を評価者とする外部研究評価を効率的・効果的に実施し、その評価結果は公表することとする。</p> <p>②評価結果は研究資源の配分等、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>③個別の研究課題ごとの研究評価においては、研究の直接の結果（アウトプット）とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果（アウトカム）についても評価する。</p> <p>④研究評価の方法は、本中期目標の趣旨を踏まえ、ア. 科学的、学術的な観点、イ. 環境問題の解明・解決への貢献度、ウ. 環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、総合的に評価する方法を設定する。</p>
(2) 中期計画	<p><第1 1. (3) 環境成果の評価></p> <p>国環研の研究評価実施要領に基づき研究課題及び各研究分野の研究活動についての評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。</p> <p>具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。</p>

	<p>①研究評価は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、国環研内における内部研究評価を実施するとともに、外部専門家を評価者とする外部研究評価を効率的・効果的に実施しその評価結果は公表することとする。</p> <p>②評価結果は研究資源の配分等、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>③個別の研究課題ごとの研究評価においては、研究の直接の結果（アウトプット）とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果（アウトカム）についても評価する。</p> <p>④研究評価の方法は、ア. 科学的、学術的な観点、イ. 環境問題の解明・解決への貢献度、ウ. 環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、総合的に評価する方法を設定する。</p>				
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等				
	<table> <tr> <td>①国環研内における研究評価は適切に実施されている か</td><td>(a)内部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】</td></tr> <tr> <td>②外部専門家による研究評価は適切に実施されている か</td><td>(a)外部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】 (c)海外の有識者からの評価や助言を受ける機会の有無 【定性】</td></tr> </table>	①国環研内における研究評価は適切に実施されている か	(a)内部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】	②外部専門家による研究評価は適切に実施されている か	(a)外部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】 (c)海外の有識者からの評価や助言を受ける機会の有無 【定性】
①国環研内における研究評価は適切に実施されている か	(a)内部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】				
②外部専門家による研究評価は適切に実施されている か	(a)外部研究評価の実施の状況【定性】 (b)評価結果の公表と反映の状況【定性】 (c)海外の有識者からの評価や助言を受ける機会の有無 【定性】				
	(4) 法人の業務実績等・自己評価				
①－1 主な業務実績等	<p>「国立研究開発法人国立環境研究所研究評価実施要領」（平成18年4月1日制定、平成27年4月1日一部改正。以下「評価要領」という。（資料20））及び「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）に基づき、適切に研究評価を行うとともに、その結果を研究業務に反映させた。</p> <p>1. 研究評価と評価結果の公表</p> <p>国環研の研究評価実施要領に基づき、外部専門家を評価者とする外部研究評価委員会（資料21）による年度評価を毎年度受けてきた。また、平成26年度には外部評価委員会により第3期中期目標期間の見込み評価を、平成27年度には事後評価も受けた。また、平成24年度には第2期中期計画において行われた重点プログラムの追跡評価も受けた。年度評価、見込み評価及び事後評価では、環境研究の柱となる研究分野全体で評価するとともに、課題対応型の研究プログラム、及び環境研究の基盤整備等の分野の構成要素毎に評価を受けた。平成25年度からは新たに「災害と環境に関する研究」についても毎年度、年度評価を受け、平成26年度には見込み評価、平成27年度には事後評価も受けた。例えば、分野全体での年度評価の平均評価点は、毎年度1～5の5段階評価で全ての分野が4以上と、高い評価を受けている。また、平成23年度から27年度にかけて、その平均点は増加傾向を示しており、研究成果の着実な推進が見てとれる（資料15、16、17、18、22-1）。これら外部研究評価の結果については、本報告書の資料編に掲載するとともに、国環研のホームページで公表している。これらに加えて、平成27年度には第4期中長期計画（平成28年4月～）の事前評価を受けた。なお、国環研での所内公募型研究については、内部の研究評価委員会で評価を行っている（資料12、13）。</p> <p>2. 評価結果の反映</p> <p>(1) 外部研究評価の結果については、内部の研究評価委員会等において検討を行い、国環研の考え方を取りまとめ、公表するとともに、毎年度の年度計画・研究計画、さらには第4期中長期計画（平成28年4月～）の検討資料とした。</p> <p>(2) 内部研究評価の結果については、国環研内に公表するとともに、各人の研究活動にフィードバックするこ</p>				

とを求めた。

3. 評価の方法

評価要領及び大綱的指針に従い、適切に評価を行った。外部研究評価では、8つの研究分野、10の課題対応型プログラム、災害と環境に関する研究等を対象に、研究のアウトプットだけでなく、社会・行政や科学技術・学術に対する貢献度（アウトカム）を記載した資料・説明について、計画の達成度の観点及び研究の質の観点からの評価と、これらを総合した評価を行った。

所内公募型研究を対象とした内部研究評価においても、①科学技術・学術貢献度、②環境問題の解明・解決への貢献度、③社会・行政的、国際的な貢献度等の評価軸での評価と総合評価について5段階評価を行った。

4. 國際的有識者による評価・助言

国際的な視点から国環研の活動を、機動的、効果的、効率的に評価するため、平成24年度より多様な環境研究分野における国際的有識者を招へいし、組織運営や研究戦略および8研究センターが担う研究分野に対して、12名の方から合計9回の評価・助言をいただいた。また、この評価結果を、国環研のホームページで公表した。

また、平成25年度の独法評価委員会において、国環研の業務実績に対して、「第3期の終了時には海外からの評価も受けることが望ましい」との意見が出されたことを踏まえ、幅広い知見を持った海外の学識経験者による新たな評価・助言の仕組みとして、第3期終了年の平成27年8月に「国際アドバイザリーボード（IAB）」を開催し、得られた助言をとりまとめた報告書を作成して、研究所ホームページで公表した。資料22-2）に第1回国際アドバイザリーボード（IAB）助言報告書の要旨（和文）を示す。報告書の内容は、第4期中長期計画等に反映させた。また、今後の研究活動等にも反映していく予定である。



写真1：IAB助言会合会場風景



写真2：IAB委員と国環研関係者

①-2 関連する資料編

資料12 所内公募型提案研究の採択状況（再掲）

	<p>資料13 所内公募型提案研究の実施状況及びその評価（再掲）</p> <p>資料15 各研究分野全体の研究実施状況及びその評価（再掲）</p> <p>資料16 課題対応型の研究プログラムの実施状況及びその評価（再掲）</p> <p>資料17 災害と環境に関する研究の実施状況及びその評価（再掲）</p> <p>資料18 環境研究の基盤整備の実施状況及びその評価（再掲）</p> <p>資料20 国立環境研究所研究評価実施要領</p> <p>資料21 国立環境研究所外部研究評価委員会委員</p> <p>資料22-1) 外部研究評価結果総括表</p> <p>資料22-2) 第1回国際アドバイザリーボード（IAB）助言報告書 要旨</p>
	<p>②自己評価</p>
	<p>（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）</p> <p>①国環研内における研究評価は適切に実施されているか</p> <p>(a)内部研究評価の実施の状況</p> <p>所内公募型提案研究や分野横断型提案研究について、毎年度（課題年度に応じて）内部の研究評価委員会で評価を行っており評価できる。これは、研究の質の向上や人材育成（特に若手研究者）に有用である。平成28年度も第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づき引き続き実施していく。【B】</p> <p>(b)評価結果の公表と反映の状況</p> <p>内部研究評価の結果について、国環研内に公表するとともに、各人の研究活動にフィードバックし、研究の質の向上等に役立てており評価できる。平成28年度も第4期中長期計画（平成28年4月～）に基づき引き続き実施するとともに、公表の方式等についての検討も図る。【B】</p> <p>②外部専門家による研究評価は適切に実施されているか</p> <p>(a)外部研究評価の実施の状況</p> <p>外部研究評価の結果、委員のコメントを踏まえ各研究センターが工夫を重ねたことにより年度評価が年々高まり、それらを踏まえた第3期中期計画の事後評価においても、高い評価を受けており、評価できる。【B】</p> <p>(b)評価結果の公表と反映の状況</p> <p>外部研究評価の結果については、内部の研究評価委員会等において検討を行い、国環研の考え方を取りまとめ、公表するとともに、第4期中長期計画の研究計画に反映させており、評価できる。【B】</p> <p>(c)海外の有識者からの評価や助言を受ける機会の有無</p> <p>国際的な視点から国環研の活動を、機動的、効果的、効率的に評価するため、平成24～26年度には多様な環境研究分野における国際的有識者を招へいし、組織運営や研究戦略および8研究センターが担う研究分野に対して、12名の方から合計9回の評価・助言を受けており評価できる。また、この評価結果を、国環研のホームページで公表しており評価できる。</p> <p>また、平成25年度の独法評価委員会において、国環研の業務実績に対して、「第3期の終了時には海外からの評価も受けることが望ましい」との意見が出されたことを踏まえ、幅広い知見を持った海外の学識経験者による新たな評価・助言の仕組みとして、平成27年8月に「国際アドバイザリーボード」を開催し得られた助言を第4期中長期計画（平成28年4月～）や平成28年度の研究計画等に反映させており評価できる。【B】</p>
	総合評価

	上記①、②の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、研究成果の評価について、内部評価、外部評価とともに適切に実施していると考えており、海外の学識者による評価・助言についても着実に実施した。評価や助言の内容は適切に公表されるとともに、その結果をふまえて第4期中長期計画や年度計画が策定されており、所期の目標を達成できたと評価できる。【B】		
主務大臣による評価			
(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>研究成果の評価については、内部評価、外部評価とともに評価の体制、評価結果の公表と研究活動への反映など、適切に実施されている。引き続き、中期目標の達成に向けて、計画的な取組を継続することで。中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>「国際アドバイザリーボード」による評価の経過や結果については、次期中長期目標・中長期計画の策定の参考となるよう、速やかに報告されたい。</p> <p>また、今後、内部評価及び外部評価の資料として、論文の解析や政策への貢献事例などを研究センター毎でまとめることを検討されたい。</p>			<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>① 国環研内における研究評価は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内公募型提案研究の成果について、内部の研究評価委員会で評価した。 ・評価結果は所内公表とともに、各研究者に適切にフィードバックされた。 <p>② 外部専門家による研究評価は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究評価委員会の結果を、内部の研究評価員会で検討し、国環研の考え方を公表するとともに第4期中長期計画に反映した。 ・平成24年度から平成26年度まで、多様な環境分野における国際的有識者を招へいし、評価を実施した。 ・平成27年度の「国際アドバイザリーボード」の評価・助言を、第4期中長期計画に反映した。 <p>＜今後の課題＞</p> <p>第4期中長期目標期間においても、アウトカムを含めた研究評価を着実に実施し、結果を公表するとともに、研究活動や業務運営に確実に反映されたい。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 2.	環境情報の収集、整理及び提供に関する業務
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 (第1号省略) 二 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。 (第3号省略)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
(評価指標)	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報(メタデータ)の件数	10,000	2,000件/年	2,702	2,956	2,753	2,842	3,542	当該年度までの累積値:14,795
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額(千円)	155,930	156,092	174,394	147,987	161,934	2号業務全体の額		
決算額(千円)	132,698	104,603	146,215	116,256	151,569	2号業務全体の額		
従事人員数(常勤職員)	10	9	7	8	8	環境情報部の人員数		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第2 2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務>
	国民の環境問題に関する理解を深めるとともに、国等の環境政策及び企業、民間による自主的な環境保全に関する取組を支援するため、様々な種類の環境情報をインターネット等を通じて効果的また統合的に利用できる情報基盤の整備・運用を行う。
	その際、利用者が必要な情報にたどり着きやすいよう、提供する情報の相互運用性の向上を図るなど情報基盤の機能を充実させ、環境研究機関等との連携に配慮するとともに、利用者の身近な環境情報の収集・活用について検討するなど双方向コミュニケーションの充実に留意する。
	本業務の目標を達成するために、次のとおり、重点的・体系的に業務を実施することとし、5年間で新たに10,000件の情報源情報(メタデータ)を収集・整理し、提供することを目指す。
	(1) 環境の状況等に関する情報の提供
	我が国の大気汚染、水質汚濁、化学物質等の環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等、行政機関等により収集された基礎データを広く収集・整理し、様々な利用に対応できるデータとして取りまとめるとともに、地理情報システム(GIS)を活用するなどして、できる限り分かりやすい方法で提供する。
	(2) 環境研究・環境技術等に関する情報提供
	環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

	る情報等を収集・整理し、提供する。提供に当たっては、関連情報へのリンクを提供するなど、多角的で分かりやすい情報の提供に留意する。						
	(2) 中期計画						
	<p><第1 2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務></p> <p>国民の環境問題に関する理解を深めるとともに、国等の環境政策及び企業、民間による自主的な環境保全に関する取組を支援するため、様々な種類の環境情報をインターネット等を通じて効果的また統合的に利用できる情報基盤の整備・運用を行う。</p> <p>その際、利用者が必要な情報にたどり着きやすいよう、提供する情報の相互運用性の向上を図るなど情報基盤の機能を充実させ、環境研究機関等との連携に配慮するとともに、利用者の身近な環境情報の収集・活用について検討するなど双方向コミュニケーションの充実に留意する。</p> <p>本業務の目標を達成するために、次のとおり、重点的・体系的に業務を実施することとし、5年間で新たに10,000件の情報源情報（メタデータ）を収集・整理し、提供することを目指す。</p> <p>(1) 環境の状況等に関する情報の提供</p> <p>我が国の大気汚染、水質汚濁、化学物質等の環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等、行政機関等により収集された基礎データを広く収集・整理し、様々な利用に対応できるデータとして取りまとめるとともに、地理情報システム（G I S）を活用するなどして、できる限り分かりやすい方法で提供する。</p> <p>(2) 環境研究・環境技術等に関する情報提供</p> <p>環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報を収集・整理し、提供する。提供に当たっては、関連情報へのリンクを提供するなど、多角的で分かりやすい情報の提供に留意する。</p> <p>上記のほか、国民の環境保全活動の推進等に資するため、環境保全に係る動向等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p>						
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等						
	<table> <tr> <td>①環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</td> <td>(a)新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）の件数</td> </tr> <tr> <td>②環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</td> <td> <p>(a)環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等の収集・整理・とりまとめ状況</p> <p>(b)地理情報システム（G I S）を活用するなどした、分かりやすい方法での提供の状況</p> </td> </tr> <tr> <td>③環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</td> <td> <p>(a)環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報等の収集・整理・提供の状況</p> <p>(b)環境保全に係る動向等に関する情報の収集・整理・提供の状況</p> </td> </tr> </table>	①環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	(a)新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）の件数	②環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	<p>(a)環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等の収集・整理・とりまとめ状況</p> <p>(b)地理情報システム（G I S）を活用するなどした、分かりやすい方法での提供の状況</p>	③環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	<p>(a)環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報等の収集・整理・提供の状況</p> <p>(b)環境保全に係る動向等に関する情報の収集・整理・提供の状況</p>
①環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	(a)新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）の件数						
②環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	<p>(a)環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等の収集・整理・とりまとめ状況</p> <p>(b)地理情報システム（G I S）を活用するなどした、分かりやすい方法での提供の状況</p>						
③環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか	<p>(a)環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報等の収集・整理・提供の状況</p> <p>(b)環境保全に係る動向等に関する情報の収集・整理・提供の状況</p>						
	(4) 法人の業務実績等・自己評価						
	①－1 主な業務実績等						
	<p>環境の状況等に関する情報や環境研究・環境技術等に関する情報をはじめとした、様々な環境に関する情報を「環境展望台」においてわかりやすく提供することに努めた。</p> <p>「環境展望台」では、利用される方が必要とされる環境に関する情報にたどり着きやすくするため、「情報源情報（メタデータ）」と「検索システム」を備えており、「情報源情報（メタデータ）」については、平成23年度から平成27年度の間に、新たに14,795件を収集・整理し、提供を行った。</p>						

また、「環境展望台」の利用者への適切な情報提供に努める観点から、各種のアクセス解析に加え、サイト上のアンケートページを活用するとともに、1,200人を対象にしたWebアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。Webアンケートにおいて改善要望の多かった、「トップページ」の利便性向上を図るためのデザイン変更や「環境法令ガイド」をより分かりやすくするための改訂を進めた。

さらに、利便性向上の一環として、新着情報メール配信サービスも引き続き実施するとともに、話題性のある環境に関連した情報を「ピックアップ」に表示した。(資料23)

この他、「環境展望台」で使用されている各種ソフトウェア等のバージョンアップを行うことでセキュリティ対策を高める等、引き続き安定運用を図った。

「環境展望台」で提供しているコンテンツ・機能は次のとおり。

- ・ 環境GIS…環境の状況、環境指標・統計等に関する情報
- ・ ニュース・イベント…国内・海外ニュース、イベント情報
- ・ 研究・技術…環境研究・環境技術に関する情報
- ・ 政策・法令…環境政策・環境法令に関する情報
- ・ 環境学習…環境学習に役立つ情報
- ・ 検索・ナビ…様々な環境情報の検索サービス

これらの項目に関して、本中期計画期間の平成23年度から平成27年度までに実施した業務は、それぞれ次のとおりである。

(1) 「環境GIS」について

①環境の状況に関する下記の情報について、データの収集・整理・提供を行った。

- ア. 大気汚染状況の常時監視結果
- イ. 公共用水域の水質測定結果
- ウ. 有害大気汚染物質調査結果
- エ. 酸性雨調査結果
- オ. 自動車騒音の常時監視結果
- カ. ダイオキシン調査結果
- キ. 騒音・振動・悪臭規制法施行状況調査結果
- ク. 海洋環境モニタリング調査結果
- ケ. 東アジア酸性雨モニタリング結果

②「環境GIS」の操作性、利便性等の向上、提供情報の充実等のため、以下の対応を行った。

ア. 操作性・利便性等の向上

- ・検索機能等の見直し、地図表示の高速化、地図の拡大・縮小・移動機能の追加
- ・PM2.5関連のアクセス急増に伴うサーバ増強
- ・大気汚染予測システムの地域別予測概況の追加、モバイル対応、予測期間の延長等
- ・騒音・悪臭・振動の規制状況・条例データ等の詳細表示機能

イ. 提供情報の充実

- ・環境省の指定物質追加等に伴う測定物質の追加表示対応
- ・大気汚染予測システムの改良（表示メッシュの細分化（25km→5km）、5kmメッシュでの提供範囲

の拡大、社会的ニーズの高いPM2.5予測の追加等)

- ・騒音・悪臭・振動等の法施行調査結果データの整備及びデータダウンロード機能の追加
- ・「熱中症発生数」や「人口分布シナリオ」等、新たな環境指標6件を含む合計10件の指標公開

ウ. 環境省請負業務、管理機能等の強化等

- ・騒音・悪臭・振動等の法施行調査結果データの地方自治体の担当者に対するオンラインデータ入力支援
- ・大気常時監視1時間値データの共通フォーマット変換等
- ・酸性雨調査結果のデータ作成作業の効率化及びデータの信頼性向上のための改修
- ・政府方針に則った領土表示、地名表記への対応

③環境数値データベースとして提供している大気常時監視データについては、環境省からの請負業務である「大気常時監視1時間値データフォーマット変換・編集業務」において、地方公共団体等から提供された1時間値データを共通のフォーマットに適切に変換・編集した。

また、平成28年1月に、大気環境学会や自治体の関係者を集めた「大気常時監視データ研究会」を開催し、大気常時監視データの「利用者がより利用しやすく、加工しやすい形」で提供するため、情報共有及び意見交換を行った。

(2) 「ニュース・イベント」について

国内（行政、研究機関、企業等）及び海外（欧米を中心とする関係政府機関や国際機関）から、環境研究・技術に関する最新ニュースを収集し、オリジナル情報へのリンクとともに紹介した。また、それぞれのニュースには、関連性のある環境技術解説へのリンクを追加する等、効率的な利用ができるように配慮した。

(3) 「研究・技術」について

日本国内における環境研究機関の取組等を紹介する「日本の環境研究」のコンテンツにおいて、国・独立行政法人や地方環境研究所の環境研究に関する情報の更新等を行うとともに、環境技術情報を発信している関連機関（公的機関、企業団体）のホームページや環境研究・環境技術に関する競争的資金、学会、政策提言の情報をはじめ、分野別取組マップなどの情報を提供した。

また、「環境技術解説」のコンテンツにおいて、「生態系の環境アセスメント」や「エコマテリアル」等、環境技術に関する解説記事94件を提供し、環境に関する技術情報を分かりやすく提供するよう努めた。さらに、提供開始から時間が経過し、内容が古くなった11件の記事の改訂を行うなど、情報の更新にも努めた。

(4) 「政策・法令」について

「環境法令ガイド」のコンテンツをリニューアルし、キーワードによる検索機能の追加や新たに制定された法令や改正法令を追加するとともに、専門家による監修のもとに環境基本法など8本の記事改訂を行うなど、質の高い情報提供に努めた。「環境法令ナビ」のコンテンツにおいては、審議会・研究会等議事録、パブリックコメント等の要約記事1,375件を追加し、関連性のある環境技術解説や環境GIS、国環研の研究成果等へのリンクを表示するなど、関連する情報同士をつなげて効率的に利用してもらえるように配慮しつつ、提供している情報の充実に努めた。

(5) 「環境学習」について

環境学習の副教材としての活用を意図した資料の提供や、環境学習を実践している高校の取組、環境分野の研究を行っている大学研究室の事例等について、情報の提供を行った。

	<p>(6) 「検索・ナビ」について</p> <p>環境情報の検索システムとして、中央省庁や研究機関（計72機関）の環境情報を収集し、展望台サイトに蓄積されたメタデータも含めた横断的な検索が可能となる機能を引き続き提供するとともに、操作性向上のための改修を進めた。</p>
	<p>①－2 関連する資料編</p>
	<p>資料23 「環境展望台」トップページ</p>
	<p>②自己評価</p>
	<p>（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）</p> <p>① 環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <p>(a)新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）の件数</p> <p>情報源情報（メタデータ）については、平成23年度から平成27年度の間に新たに14,795件を提供し、今中期計画の目標（10,000件）及び各年度の目標（2,000件／年）に対し、27年度までで148%となっており、中期計画期間を通じて目標を大きく超えて達成しており評価できる。【A】</p> <p>② 環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <p>(a)環境の状況に関するデータ及び環境指標・環境統計等の収集・整理・とりまとめ状況</p> <p>環境G I Sによる環境の状況に関する提供情報について、毎年度収集したデータの追加更新を行うとともに、環境指標・統計については「熱中症発生数」をはじめとする身近な環境に関する情報を着実に追加提供しており評価できる。【B】</p> <p>(b)地理情報システム（G I S）を活用するなどした、分かりやすい方法での提供の状況</p> <p>サイト上のアンケートに加え、一般のモニターを対象としたWebアンケートを実施することで「環境展望台」の利用者ニーズを把握することに努めており評価できる。Webアンケートでも改善要望が多かったモバイル対応については、特に利用者の多い「大気汚染予測システム」を地域別予測概況等の機能追加と併せて改修実施し、またPM2.5関連のアクセス急増に対するサーバ増強など、利用者ニーズを適切に反映するとともに、利用者の利便性向上を図るための「ピックアップ」ページでの話題性のある環境に関する情報の提供、新着情報メール配信サービス等を引き続き実施しており評価できる。これらにより、G I Sの活用を中心としたわかりやすい方法での情報の提供を行うとともに、新たな機能を提供しており評価できる。【A】</p> <p>③ 環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <p>(a)環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説、競争的資金などの支援情報その他の環境研究・環境技術に関する情報等の収集・整理・提供の状況</p> <p>環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説として、「生態系の環境アセスメント」をはじめとする合計94件の環境に関する技術の記事を分かりやすく提供するよう努めるとともに、提供開始から時間が経過し、内容が古くなった11件の記事の改訂を行うなど、情報の更新にも努めており評価できる。また、環境技術情報を発信している関連機関（公的機関、企業団体）のホームページの情報や競争的資金、政策提言など各種の情報を収集・整理・提供しており評価できる。</p> <p>また、Webアンケートにおいて改善要望が多かった「環境法令ガイド」について、専門家による監修のもとに記事改訂を行うなど、利用者ニーズを反映しており評価できる。【B】</p> <p>(b)環境保全に係る動向等に関する情報の収集・整理・提供の状況</p>

	<p>国内及び海外の環境研究・技術に関する最新ニュースを収集し、オリジナル情報へリンクするととともに、審議会・研究会等議事録、パブリックコメント等の要約記事を掲載し、これらについて関連性のある環境技術解説や環境G I S、国環研の研究成果等へのリンクを表示するなど、関連する情報同士をつなげて効率的に利用してもらえるように配慮しつつ、提供している情報を充実させており評価できる。今後も、利用者ニーズを踏まえてコンテンツのさらなる充実を図り、環境情報の適切な収集・整理及び提供について総合的に評価した。【B】</p> <p>総合評価</p> <p>上記のとおり、環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、国内・海外ニュース、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報ともに適切に実施することができており、所期の目標を達成することができた。特に、利用者が環境情報に辿りやすくするために収集、整理及び提供している情報源情報（メタデータ）については、平成23年度から平成27年度までに14,795件を提供し、今中期計画の目標（10,000件）及び各年度の目標（2,000件／年）を大きく越えて達成できた。今後も引き続きこれらの業務を適切に実施していく。【B】</p>											
主務大臣による評価												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(見込評価)</th><th colspan="2">(期間業務評価)</th></tr> <tr> <th>評定</th><th>【B】</th><th>評定</th><th>【B】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、環境情報、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報ともに適切に実施されている。特に、利用者が環境情報に辿り着きやすくなるために収集、整理及び提供している情報源情報（メタデータ）については、平成23年度から平成26年度までに11,253件を提供し、第3期中期計画の目標（10,000件）及び各年度の目標（2,000件／年）を大きく越えており、既に中期目標は十分達成したと言える。今後も、利用者のニーズを反映したコンテンツ・機能の充実に努め、利用者が安心してアクセスできるようサイバー攻撃などに備えたセキュリティ対策にも万全を期していただきたい。</td><td><評定に至った理由></td><td> <p>① 環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成27年度までの情報源情報（メタデータ）の件数は、14,795件となり、第3期の基準値（10,000件）を大幅に上回り（48%増）、目標を十分に達成したため「A」とした。 <p>② 環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国環研ホームページの「環境展望台」においてわかりやすい情報提供及び安定的運用を図った。 「環境G I S（地理情報システム）」を活用した情報提供については、大気汚染予測システムの高度化のほか、Web上のアンケートの要望等を踏まえた機能追加・改修、PM2.5の測定結果の追加やアクセス急増に対応するためのサーバ増強等を迅速に実施したことから、利用者ニーズの把握と的確な対応を評価し「A」とした。 <p>③ 環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説として、「生態系の環境アセスメント」をはじめとする合計94件の環境に関する技術の記事を分かりやすく提供した。 国内及び海外の環境研究・技術に関する最新ニュースを収集するとともに、審議会・研究会議事録等を掲載し、関連する環境G I Sや国環研の研究成果等 </td></tr> </tbody> </table>	(見込評価)		(期間業務評価)		評定	【B】	評定	【B】	環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、環境情報、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報ともに適切に実施されている。特に、利用者が環境情報に辿り着きやすくなるために収集、整理及び提供している情報源情報（メタデータ）については、平成23年度から平成26年度までに11,253件を提供し、第3期中期計画の目標（10,000件）及び各年度の目標（2,000件／年）を大きく越えており、既に中期目標は十分達成したと言える。今後も、利用者のニーズを反映したコンテンツ・機能の充実に努め、利用者が安心してアクセスできるようサイバー攻撃などに備えたセキュリティ対策にも万全を期していただきたい。	<評定に至った理由>	<p>① 環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成27年度までの情報源情報（メタデータ）の件数は、14,795件となり、第3期の基準値（10,000件）を大幅に上回り（48%増）、目標を十分に達成したため「A」とした。 <p>② 環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国環研ホームページの「環境展望台」においてわかりやすい情報提供及び安定的運用を図った。 「環境G I S（地理情報システム）」を活用した情報提供については、大気汚染予測システムの高度化のほか、Web上のアンケートの要望等を踏まえた機能追加・改修、PM2.5の測定結果の追加やアクセス急増に対応するためのサーバ増強等を迅速に実施したことから、利用者ニーズの把握と的確な対応を評価し「A」とした。 <p>③ 環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説として、「生態系の環境アセスメント」をはじめとする合計94件の環境に関する技術の記事を分かりやすく提供した。 国内及び海外の環境研究・技術に関する最新ニュースを収集するとともに、審議会・研究会議事録等を掲載し、関連する環境G I Sや国環研の研究成果等
(見込評価)		(期間業務評価)										
評定	【B】	評定	【B】									
環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、環境情報、環境の状況等に関する情報、環境研究・環境技術等に関する情報ともに適切に実施されている。特に、利用者が環境情報に辿り着きやすくなるために収集、整理及び提供している情報源情報（メタデータ）については、平成23年度から平成26年度までに11,253件を提供し、第3期中期計画の目標（10,000件）及び各年度の目標（2,000件／年）を大きく越えており、既に中期目標は十分達成したと言える。今後も、利用者のニーズを反映したコンテンツ・機能の充実に努め、利用者が安心してアクセスできるようサイバー攻撃などに備えたセキュリティ対策にも万全を期していただきたい。	<評定に至った理由>	<p>① 環境情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成27年度までの情報源情報（メタデータ）の件数は、14,795件となり、第3期の基準値（10,000件）を大幅に上回り（48%増）、目標を十分に達成したため「A」とした。 <p>② 環境の状況等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国環研ホームページの「環境展望台」においてわかりやすい情報提供及び安定的運用を図った。 「環境G I S（地理情報システム）」を活用した情報提供については、大気汚染予測システムの高度化のほか、Web上のアンケートの要望等を踏まえた機能追加・改修、PM2.5の測定結果の追加やアクセス急増に対応するためのサーバ増強等を迅速に実施したことから、利用者ニーズの把握と的確な対応を評価し「A」とした。 <p>③ 環境研究・環境技術等に関する情報の収集、整理及び提供は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境研究・環境技術の動向、環境技術の解説として、「生態系の環境アセスメント」をはじめとする合計94件の環境に関する技術の記事を分かりやすく提供した。 国内及び海外の環境研究・技術に関する最新ニュースを収集するとともに、審議会・研究会議事録等を掲載し、関連する環境G I Sや国環研の研究成果等 										

	<p>へのリンクを表示する等、効率的利用に配慮した情報提供に努めた。</p> <p>上記より、本項目については、各指標の評価及び法人の自己評価等を踏まえ、総合的に判断した。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>第4期中長期目標期間においても、利用者のニーズを反映したコンテンツ・機能の充実を図り、適切でわかりやすい情報の提供に努められたい。</p>
--	--

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・地理情報システム（G I S）については、アンケートを通じた利用者の改善要求にも応える形で機能改善がなされており高く評価できる。
- ・メタデータについては、第3期中期計画の目標および各年度の目標を大きく超えて達成しており、わかりやすい方法での情報の提供を継続して行っていることは、大いに評価できる。

4 項目別評価調書（第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1 3. (1)	研究成果の提供等							
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)							
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 (第1号、第2号省略) 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。							
2. 主要な経年データ								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(評価指標)								
誌上発表数	第2期中期目標期間中の年平均	634	655	599	717	716	574	652(H23～H27の年平均値)
査読付き発表論文数	第2期中期目標期間中の年平均	434	453	400	506	497	397	451(H23～H27の年平均値) 誌上発表数の内数
口頭発表の件数	第2期中期目標期間中の年平均	1,268	1,272	1,304	1,309	1,592	1,257	1,347(H23～H27の年平均値)
プレスリリース件数の合計数	第2期中期目標期間中の年平均	36	35	38	46	46	58	45(H23～H27の年平均値)
研究成果に関するプレスリリースの件数	第2期中期目標期間中の年平均	12	15	11	16	16	20	16(H23～H27の年平均値)
(参考指標)								
発表論文の相対被引用度の平均値	—	—	—	—	1.12	1.27	1.37	過去10年間に発表された論文に係る値
誌上発表に対する受賞数	—	—	7	7	7	9	7	
口頭・ポスター発表に対する受賞数	—	—	9	9	5	16	7	
長年の研究業績に対する受賞数	—	—	10	10	8	10	12	
マスメディアへの当研究所関連の掲載記事数	—	—	370	377	428	246	342	1,763 【H23～27累計値】
当研究所関連の放映番組数	—	—	152	203	133	104	203	795 【H23～27累計値】
ホームページから新たに提供したコンテンツの件数	—	—	3	8	9	10	17	47【H23～27累計値】
ホームページのアクセス件数(万件)	—	—	3,554	4,358	5,283	5,330	4,540	23,065【H23～27累計値】
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額(千円)	全体額の内数 (17,443,001)	全体額の内数 (16,038,932)	全体額の内数 (15,662,866)	全体額の内数 (15,790,803)	全体額の内数 (16,018,071)	括弧内の数字は研究所の全体額		
決算額(千円)	全体額の内数 (15,501,742)	全体額の内数 (14,534,643)	全体額の内数 (15,918,798)	全体額の内数 (17,344,268)	全体額の内数 (20,297,039)	括弧内の数字は研究所の全体額		
従事人員数(常勤職員)	全体の内数 (257)	全体の内数 (251)	全体の内数 (254)	全体の内数 (265)	全体の内数 (268)	括弧内の数字は各年度の研究所全体の常勤職員数		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	
<第2 3. (1) 研究成果の提供等>	
<p>国民の環境保全に対する関心を高めるとともに、環境問題に関する科学的理解と研究活動への理解を増進するため、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じ、研究活動や研究成果の積極的な発信に努める。その際、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく、かつ正確な発信に努めるとともに、特に、政策貢献型の研究機関として国環研が果たしている役割や、研究成果と環境政策との関連性等の情報発信を強化する。</p> <p>広報活動については、職員の広報に対する意識の向上を図るとともに、広報・成果普及等業務計画を策定し計画に基づき実施する。その際、広報内容と利用者のニーズ等を考慮し、経費削減の観点を加えつつ、効率的・効果的な広報媒体を選択する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的なものとなるように努める。</p> <p>具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進 <p>個別の研究成果の発表について、第3期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第2期中期目標期間中と同程度に確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②マスメディアを通じた研究成果等の普及 <p>研究活動や研究成果に関する正確で、興味深い情報をタイムリーに、マスメディアを通じて積極的に発信するとともに、マスメディアを対象とした定期的な勉強会等の開催に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③インターネット等を通じた研究成果等の普及 <p>ホームページ等による情報発信に重点化して研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。また、利用者のニーズを踏まえつつ、刊行物等の広報手段を活用し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p>	
(2) 中期計画	
<第1 3. (1) 研究成果の提供等>	
<p>国民の環境保全に対する関心を高めるとともに、環境問題に関する科学的理解と研究活動への理解を増進するため、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じ、研究活動や研究成果の積極的な発信に努める。その際、政策貢献型の研究機関として、国環研の果たしている役割や、研究成果と環境政策との関連性等の情報を含めつつ、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく、かつ正確な発信に努める。</p> <p>広報活動については、職員の広報に対する意識の向上を図るとともに、年度ごとに策定する広報・成果普及等業務計画に基づき実施する。その際、広報内容と利用者のニーズ等を考慮し、経費削減の観点を加えつつ、効率的・効果的な広報媒体を選択する。更に、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的なものとなるように努める。</p> <p>具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進 <p>個別の研究成果の発表について、第3期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第2期中期目標期間中と同程度に確保する。その際、国内外の学会等で高い評価を得るなど、学術的・社会的貢献の観点から質の高い研究成果の発信に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②マスメディアを通じた研究成果等の普及 <p>研究活動や研究成果に関する正確で、興味深い情報をタイムリーに、マスメディアを通じて積極的に発信する。なお、研究成果等が実際に掲載・放映され易くするためには、マスコミ関係者が国環研に関心を持つことも重</p>	

	<p>要であることから、マスメディアを対象とした定期的な勉強会等の開催に努める。</p> <p>これらの情報発信に関しては、第3期中期目標期間中のプレスリリース件数の合計数を、第2期中期目標期間中合計数を上回ることを目指す。更に、プレスリリースの内容については、研究成果の発表件数が第2期中期目標期間中のそれを上回ることを目指す。</p> <p>③インターネット等を通じた研究成果等の普及</p> <p>一般国民が手軽に国環研を知ことができる有効な手段の一つであるホームページの役割を踏まえ、研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。また、研究活動支援及び社会貢献の観点から、研究者向けの有用なデータや、社会的に関心の高いテーマについて、関連情報の提供に努める。更に、刊行物等の様々な広報手段を活用し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p>
	(3) 主な評価軸(評価の視点)、指標等
①	<p>発表論文、誌上発表及び口頭発表は適切に実施されているか</p> <p>(a)発表論文、誌上発表及び口頭発表の件数 (b)発表論文等の受賞状況 参考指標：発表論文の相対被引用度の平均値（過去10年間）</p>
②	<p>マスメディアを通じた研究成果等の普及は適切に実施されているか</p> <p>(a)プレスリリース件数の合計数 参考指標：国環研がマスメディアへ掲載・放映された件数 (b)広報・成果普及等業務計画に基づく実施状況</p>
③	<p>インターネット等を通じた研究成果等の普及は適切に実施されているか</p> <p>(a)ホームページから新たに提供したコンテンツの件数 (b)利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるような、ホームページの機能強化状況 (c)刊行物等の広報手段を活用した研究活動・研究成果の解説・普及状況 (d)広報・成果普及等業務計画に基づく実施状況</p>
	(4) 法人の業務実績等・自己評価
①-1	主な業務実績等
1.	発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進
	<p>研究成果の発表について、第3期中期目標期間中の誌上発表件数、査読付き発表論文数及び口頭発表件数を、それぞれ第2期中期目標期間中と同程度に確保できるように努めた。誌上発表件数に関しては、平成23年度から平成27年度まで平均年間約652件であり、第2期中期目標期間の年平均値（634件）を概ね上回っている。平成23年度から平成27年度までの査読付き発表論文数も平均年間451件であり、第2期中期目標期間の年平均値（434件）を上回っている。口頭発表に関しても、平成23年度から平成27年度までの平均は年間1,347件であり、第2期中期目標期間の年平均値（1,268件）を上回っている（資料24）。</p> <p>発表論文のうち、英語論文の質などに関する実績については、トムソン・ロイター社が整備しているデータベースであるESI（Essential Science Indicators）を用いて2005年から2014年（10年間）にかけてのデータを分析した（資料25）。まず、研究分野に関しては、ESIで設定される22の研究分野のうち数学を除く21分野で論文が発表されており、広範囲の研究分野に亘り成果を上げていることが判明した。つぎに、論文の質に関する指標である相対被引用度も算出した。これは、ある分野において発表した論文の平均被引用数を、世界全体の論文の平均被引用数で除した数値で、1.0が世界標準の値となる。ESIに格納されている国環研の論文に係る相対被引用度の平均値は1.37であり、世界標準を上回る質の高い論文を発表していることが明らかになった。さらに、ESIで設定される研究分野のうち、「地球科学」、「経済学、経営学」、「宇宙科学」、「複</p>

合領域」および「計算科学」は国際共著率（全論文数のうち、海外の研究機関に属する研究者と共に書かれた論文数の比率）は50%を超え、国際的な共同研究を進めていることや、国際的な中核研究機関としての役割を果たしていることを示している。発表論文等の受賞状況については、国内外の学会等で高い評価を得るなど、学術的・社会的貢献の観点から質の高い研究成果の発信に努めた。平成23年度から平成27年度にかけ、論文賞等誌上発表に対する受賞数は7件程度（平成27年度は7件）、口頭・ポスター発表に対する受賞数は（平成25年度を除き）9件程度（平成27年度は7件）、対象分野への長年の研究業績に対する受賞（功労賞、学術賞等）は10件程度となっている（資料26）。受賞数の上下は多少あるが（特に口頭・ポスター発表に対する受賞数）、安定して成果を挙げている。

2. マスメディアを通じた研究成果等の普及

第3期中期計画の数値目標達成のため、毎年度広報・成果普及等業務計画（資料27）に基づき、国環研の研究成果について、マスメディアを通じた積極的な発信を進めた。

プレスリリースについては、第2期中期目標期間の年間平均件数36件に対し、平成23年度から平成27年度の平均実績は45件で125%、うち研究成果に関する発表件数は第2期中期目標期間の年間平均件数12件に対し、平成23年度から平成27年度の平均実績は16件で133%となっており、中期目標を上回った（資料28）。

また、研究者と広報室が連携し、わかりやすいプレスリリースに努め、積極的にマスメディアの取材・要望に応じた。国環研の研究が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演の平成23年度から平成27年度の平均実績は159件、新聞報道の平成23年度から平成27年度の平均実績は353件であった（資料29）。

3. インターネット等を通じた研究成果等の普及

第3期中に策定された広報・成果普及等業務計画（資料27）に基づき、国環研の研究成果等について、国環研ホームページを通じ正確かつ迅速に発信し、また、刊行物等を活用し、研究成果の解説・普及に努めた。

（1）ホームページによる研究成果等の普及

1) 所内研究センター等と連携し、国環研ホームページを通じて国環研の最新情報や研究成果の提供を行った。

リニューアル等を含め、平成23年度から平成27年度に新たに47件のコンテンツを公開した。

2) 平成23年度に、震災復旧・復興への貢献の一環として「東日本大震災 関連ページ」を開設した。平成24年度には、国環研で実施しているさまざまな研究課題を災害環境研究として俯瞰的に整理した「災害環境研究の俯瞰」、それらの研究活動から得られた成果を中間的に要約した「災害環境研究の成果」のページを開設した。平成25年度にはこれらを統合し、「災害環境研究への取り組み」として再構成を行い、国環研の災害環境研究への取り組み等に関する情報提供を行った。

また、国環研ホームページ全体については、よりわかりやすく、利用しやすいホームページを目指してリニューアルを行い、平成25年7月に公開した。新しいホームページでは、利用者が必要な情報に容易にアクセスできるよう、トップページにユーザー別ナビの設置、国環研の最新動向やイベント等の話題性のある情報にアクセスしやすいよう、バナーを用いたピックアップによる誘導、関連性のあるコンテンツを自動的に抽出してリンク先を表示するコンテンツ連携や階層メニュー表示機能の導入等により、効率的な利用ができるよう配慮した。さらに、統一的なサイト管理、デザインの設定を行うとともに、各コンテンツを担当しているユーザーによるページ作成が容易になるよう、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入して適切かつ迅速に情報発信できる仕組みを整えた。

平成26年度には、研究者の専門分野、研究課題、論文等を公開する「研究者紹介ページ」を見やすくリニューアルするとともに、関連するコンテンツと相互にリンクできるように機能改良し、人材や業績の分か

りやすい紹介に努めた。また、ユーザーが必要な情報に、よりたどり着きやすくなるよう、ユーザー別ナビ・スライドショーを目に付きやすい位置へ移動し、検索窓を追加する等、トップページの修正を行った。

平成27年度には、引き続き利便性向上のための微修正とともに、研究者の各種受賞情報をまとめる「受賞ページ」を公開した。

平成26年4月の国立研究開発法人への移行、平成28年度から開始される第4期中長期計画に伴うホームページの改修作業については、着実に実施した。

3) 平成23年度から平成27年度における国環研ホームページのアクセス件数（ページビュー）は、約2億3,065万件であった（資料31）。

（2）刊行物等による研究成果等の普及

1) 国環研の研究成果等を刊行する際の刊行規程に基づき、研究報告書等を刊行した（資料32）。

研究成果をわかりやすく普及するための研究情報誌「環境儀」については、平成23年度から平成27年度において合計20号を発行した。また、研究所ホームページから実施している読者向けアンケートでは、「専門的で難しい」、「イラストがあるとわかりやすくなる」といった意見がみられたため、そのような結果を踏まえ、専門的な用語についてはコラムを使って解説し、さらに理解しやすい編集に努めた。

国立環境研究所ニュースについては、年6回発行し、国環研における最新の研究活動を紹介した。

2) 刊行物については、紙の使用量節減を目的とし、平成24年度から原則として電子情報により提供することとした。なお、紙媒体での提供が広報資料として必要なものについては、発行部数の見直しを行いつつ、電子情報での提供と並行して紙媒体の発行を行った。

3) 写真を用いて研究内容や成果をわかりやすく解説した「NIES GRAPHICS」を作成し、イベント等で配付することにより成果普及を図るとともに、災害環境研究については各種の研究成果をとりまとめた「災害環境研究サマリー」を作成し、成果普及を図った。

4) 国環研の活動について理解を深めていただくことを目的に、一般市民を対象としたメールマガジンを平成24年12月から毎月発行している。

①-2 関連する資料編

資料24 誌上・口頭発表件数等

資料25 論文の被引用数等の評価

資料26 誌上発表・口頭・ポスター発表・長年の研究業績に対する受賞一覧

資料27 広報・成果普及等業務計画

資料28 プレスリリース一覧

資料29 マスメディアへの当研究所関連の掲載記事・放映番組の状況

資料26 広報・成果普及等業務計画（再掲）

資料31 国立環境研究所ホームページのアクセス件数（ページビュー）

資料32 国立環境研究所刊行物

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

＜評定と根拠＞

①発表論文、誌上発表及び口頭発表は適切に実施されているか

(a)発表論文、誌上発表及び口頭発表の件数

平成23年度から平成27年度までの誌上発表論文数（平均年間約652件）、査読付き発表論文数（平均年間451件）、口頭発表件数（平均年間約1,347件）は、第2期中期目標期間の年平均値をすべて上回り（各々3%、4%、6%程度上回った）、目標の達成を果たしており、高く評価できる（資料24）。また、平成23年度から平成26年度にかけ、誌上発表論文数や口頭発表件数は増加の傾向が見られ、成果の拡大・成長へ向けた取組が功を奏したことが伺える。平成27年度では誌上、口頭発表の件数が減少したが、これは第3期中期計画期間の最終年度であることから、成果とりまとめや報告書執筆が進められたことや、平成28年度以降の第4期中長期計画（平成28年4月～）への準備作業に各研究者のエフォートが振り向けられた等の理由が考えられる。

発表論文のうち、英語論文の質などに関する実績については、トムソン・ロイター社が整備しているデータベースであるESI（Essential Science Indicators）を用いて2005年から2014年（10年間）にかけてのデータを分析した（資料25）。ESIで設定される22の研究分野のうち、数学を除く21分野で論文が発表されるなど、広範囲の研究分野に亘り成果を上げていると共に、論文の質に関する指標である相対被引用度では、ESIに格納されている国環研の論文に係る相対被引用度の平均値は1.37であり、世界標準（1.0）を上回る質の高い論文を発表しており評価できる。さらに、国際共著率（全論文数のうち、海外の研究機関に属する研究者と共に著で書かれた論文数の比率）に関しても、50%を超える研究分野が論文発表をした21分野中5分野あるなど、国際的な中核研究機関としての役割を果たしていることを伺わせる。

以上のことから、研究成果の発表について、第3期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第2期中期目標期間中と同程度に確保できるように努めるとともに、その量・質とともに、適切に実績が積み重ねられていると評価できる。【B】

(b)発表論文等の受賞状況

平成23年度から平成27年度における、論文賞等誌上発表に対する受賞数は7件程度（平成27年度は7件）、口頭・ポスター発表に対する受賞数は（平成25年度を除き）9件程度（平成27年度は7件）、対象分野への長年の研究業績に対する受賞（功労賞、学術賞等）は10件程度（平成27年度は12件）となっており評価できる（資料26）。【B】

②マスメディアを通じた研究成果等の普及

(a)プレスリリース件数の合計数

プレスリリースについては、第2期中期目標期間の年間平均件数36件に対し、平成23年度から平成27年度の平均実績は45件で125%、うち研究成果に関する発表件数は第2期中期目標期間の年間平均件数12件に対し、平成23年度から平成27年度の平均実績は16件で133%となっており、中期目標を上回っており評価できる（資料28）。【A】

(b)広報・成果普及等業務計画に基づく実施状況

第3期中期計画の数値目標達成のため、毎年度広報・成果普及等業務計画（資料27）に基づき、国環研の研究成果について、マスメディアを通じた積極的な発信を進めており評価できる。【B】

(c)国環研がマスメディアへ掲載・放映された件数

研究者と広報室が連携しわかりやすいプレスリリースに努め、積極的にマスメディアの取材・要望に応じており評価できる。また、国環研の研究が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演の平成23年度から平成27年度の平均実績は159件、新聞報道の平成23年度から平成27年度の平均実績は、は353件であり評価できる。【B】

③インターネット等を通じた研究成果等の普及は適切に実施されているか

(a)ホームページから新たに提供したコンテンツの件数

平成23年度から平成27年度に、ホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は47件であり、国環研の最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供することに努めており評価できる。【B】

(b)利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるような、ホームページの機能強化状況

国環研ホームページについては、平成25年7月に利用者が必要な情報に効率的にアクセスしやすくなるようリニューアルを行っており評価できる。平成23年度から平成27年度のアクセス件数は、合計2億3,065万件であった。平成27年度より「熱中症予防情報サイト」のコンテンツ運用が環境省に完全移管したことにより、平成27年10月以降のアクセス件数が減少しているものの、平成23年度から平成26年度にかけてのアクセス件数は増加しており、機能強化の効果が出ているといえ評価できる。【B】

(c)刊行物等の広報手段を活用した研究活動・研究成果の解説・普及状況

刊行物については、毎年度、研究報告や環境儀、国環研ニュースなどの刊行等により、研究成果の解説、普及に努めており評価できる。【B】

(d)広報・成果普及等業務計画に基づく実施状況

(a)～(c)のとおり、広報・成果普及等業務計画に基づき、国環研の研究成果等について、国環研ホームページを通じ正確かつ分かりやすく発信するとともに、刊行物等を活用した研究成果の解説・普及に努めた。さらに、メールマガジンを毎月1回発行し、幅広くタイムリーな情報提供を行っており評価できる。【B】

総合評価

発表論文、誌上発表及び口頭発表は適切に実施されたと考える。マスメディアを通じた研究成果等の普及は適切に実施されたと考える。インターネット等を通じた研究成果等の普及は適切に実施されたと考える。以上のとおり、研究成果の提供等については各種の媒体を通じて着実な業務運営を実施しており、所期の目標を達成できた。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
発表論文、誌上発表及び口頭発表については、量・質ともに着実に実績を残している。マスメディアを通じた研究成果等の普及については、より報道・放映に取り上げられる話題づくりや交流など今後も工夫を重ねていくことが必要である。インターネット等を通じた研究成果等の普及については、ホームページのアクセス件数の増加に見られるとおり、利用者の要望を反映したリニューアルなどが適切に実施されたものと評価する。 以上のとおり、研究成果の提供等については、媒体により実績にばらつきはあるものの着実な業務運営	<評定に至った理由> ① 発表論文、誌上発表及び口頭発表は適切に実施されているか ・発表件数の第3期平均値は、いずれも基準値を上回った。 ・平成17年度から26年度までの国環研の論文全体に対する相対被引用度の平均値1.37からは、世界標準（1.00）を上回る論文の質の高さが維持されていることが伺える。 ② マスメディアを通じた研究成果等の普及は適切に実施されているか		

<p>を実施しており、引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース数（研究成果に関するプレスリリース数）においては、第3期平均値が基準値の33%増であり、「A」とした。 ・広報・成果普及等業務計画に基づき、成果の発信を実施。 <p>③ インターネット等を通じた研究成果等の普及は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性に配慮し、国環研ホームページの機能強化やコンテンツの改善が図られており、中期目標期間におけるアクセス数も着実に増えている。 ・刊行物及び電子情報等を活用した研究成果等の解説・普及が行われた。 <p>上記より、本項目については、各指標の評価及び法人の自己評価等を踏まえ、総合的に判断した。</p>
--	---

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・平成27年度は少し目標達成率が低い項目があったが、第3期中期目標期間中においては、発表論文数や口頭発表件数など、第2期中期目標期間中と同程度を確保できたことは評価する。また、プレスリリース件数も中期目標を上回っていたことは、活動が高かったことを意味する。

4 項目別評価調書（第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 3. (2)	研究成果の活用促進
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 (第1号、第2号省略) 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成基準	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標)	—	—	103	146	139	149	167	
環境標準物質の外部研究機関等への提供件数	—	—	103	146	139	149	167	
微生物保存株の外部研究機関等への提供件数	—	—	374	374	411	398	360	
実験水生生物等の試料等の外部研究機関等への提供件数	—	—	77	90	97	115	98	
共同研究の実施件数	—	—	43	56	57	62	58	
国の審議会等への参加件数	—	—	651	655	588	619	532	
研究者1人当たりの国の審議会等への参加件数	—	—	3.3	3.4	3.0	3.0	2.6	
職務発明の認定件数	—	—	1	0	6	9	11	
特許出願の件数	—	—	0	3	6	8	12	
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額 (千円)	全体額の内数 (17,443,001)	全体額の内数 (16,038,932)	全体額の内数 (15,662,866)	全体額の内数 (15,790,803)	全体額の内数 (16,018,071)	括弧内の数字は研究所の全体額		
決算額 (千円)	全体額の内数 (15,501,742)	全体額の内数 (14,534,643)	全体額の内数 (15,918,798)	全体額の内数 (17,344,268)	全体額の内数 (20,297,039)	括弧内の数字は研究所の全体額		
従事人員数 (常勤職員)	全体の内数 (257)	全体の内数 (251)	全体の内数 (254)	全体の内数 (265)	全体の内数 (268)	括弧内の数字は各年度の研究所全体の常勤職員数		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第2 3. (2) 研究成果の活用促進> 研究基盤としてのデータベースや保存試料などの外部研究機関等への提供や、産学官交流の促進、アジア地域等での環境産業育成を図る政策展開との連携等を通じて、研究成果の活用促進に努める。知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。
(2) 中期計画	

<第1 3. (2) 研究成果の活用促進>

研究基盤としてのデータベースや保存試料などの外部研究機関等への提供や、産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。

また、アジア地域等をはじめとした国際的な研究事業については、産官学の連携の下でアジア等の環境産業の育成を図ろうとする政策展開と連携して、研究成果を社会実装に反映できるようにすることを念頭に置きつつ推進する。

(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等

- | | |
|--|--|
| ①研究基盤（データベース、保存試料など）の外部研究機関等への提供を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか | (a)ホームページにおけるデータベースの提供状況
(b)環境標準物質、微生物保存株、実験水生生物等の試料等の外部研究機関等への提供件数 |
| ②産学官交流の促進を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか | (a)大学、企業、独法等との共同研究の実施件数
(b)国の審議会等への参加件数
(c)環境政策への貢献状況 |
| ③特許等の精選・活用は適切に実施されているか | (a)職務発明の認定件数
(b)特許出願の件数 |

(4) 法人の業務実績等・自己評価

①－1 主な業務実績等

1. 研究基盤としての様々なデータベース（地球環境モニタリングデータ、温室効果ガス排出量、化学物質の安全情報や測定法、全国の大気・水質に関する環境数値情報、侵入生物の生態学的情報、生物多様性ウェブマッピングシステム等）合計64件を、国環研のホームページから提供した。
2. 教育、研究開発のリソースとして、環境計測研究センターでは環境標準物質、微生物系統保存施設では微生物保存株、水環境実験施設では実験水生生物の分譲を行った。
3. 産学官交流を通じた研究成果の活用促進については、大学との教育・研究交流や企業との共同研究等を通じ、その促進に努めた（資料2、3、4、5）。さらに平成26年度には、産学官連携のより適切で円滑な実施を図るため、利益相反マネジメントポリシーおよび利益相反マネジメント実施規程を制定した。また、国や地方自治体の審議会等への参画、各種委員会で指導的役割を果たすこと等を通じ、国環研の科学的知見を環境政策の検討に活かすように努めた（資料10、11）。
4. 知的財産については、資料33に示すように特許等の取得を着実に進めている。さらに知的財産の取得を進め、社会への積極的な活用を図るための支援として、特許事務所と契約し、特許等の取得や実施許諾に係る法的な判断が必要な事項について、また取得された特許等の活用等のための契約内容について、相談等が可能な体制を整備している。
5. 特許の精選や活用を重視した知的財産の管理の充実を目的として、平成24年度に知的財産ポリシーの制定及び職務発明規程の改正を行い、機関一元管理の原則の下で、知的財産審査会を開催し、職務発明の認定、特許出願を行ったほか、特許の活用促進方策に関する検討を行った。また、知的財産のより一層の活用促進に繋がるよう、職務発明規程を成果有体物を含めた知的財産取扱規程として改正するとともに、共同研究実施規程についても知的財産の取扱に関する規程の充実を図る改正を行った（いずれも平成27年4月1日より施行）。

	<p>6. アジア地域等をはじめとした国際的な研究事業については、国際環境研究事業戦略調整費による課題を推進した。具体的には、産官学連携の下でアジア等の環境産業の育成を図ろうとする政策展開と連携して、汚水処理技術の評価方法を標準化し、生活環境・衛生状態の改善および環境産業の育成を図る研究事業を進めた。</p>
	<p>①－2 関連する資料編</p>
	<p>資料2 1) 共同研究契約について（再掲） 2) 協力協定等について（再掲） 資料3 地方環境研究所等との共同研究実施課題一覧（再掲） 資料4 大学との交流協定等一覧（再掲） 資料5 大学の非常勤講師等委嘱状況（再掲） 資料10 各種審議会等委員参加状況（再掲） 資料11 環境政策への主な貢献事例（再掲） 資料33 登録知的財産権一覧</p>
	<p>②自己評価</p>
	<p>（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）</p> <p>①研究基盤（データベース、保存試料など）の外部研究機関等への提供を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか</p> <p>(a)ホームページにおけるデータベースの提供状況 データベースについては、国環研の公開電子情報管理規程に基づき適切に公開することができており評価できる。また、引き続き、データベースの充実を図り、研究成果の活用に努めており評価できる。【B】</p> <p>(b)環境標準物質、微生物保存株、実験水生生物等の試料等の外部研究機関等への提供件数 教育や研究のリソースとして、環境標準物質等を様々な外部研究機関へ分譲した。最終年度の提供総件数は中期計画開始時期と比較し約13%増加しており、適切な活用が行われていると評価できる。【B】</p> <p>②産学官交流の促進を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか</p> <p>(a)大学、企業、独法等との共同研究の実施件数 第3期中期期間を通して、共同研究の実施件数が着実に増加しており評価できる。また、産学官連携のより適切で円滑な実施に向け、利益相反マネジメントに係る規程を制定するなど体制整備を行っており評価できる。 【B】</p> <p>(b)審議会等への参加件数 国や地方自治体等の審議会、検討会、委員会等の政策検討場の場に第3期中期目標期間を通して継続的に研究者1人あたり3件程度参画し、国環研の研究成果や知見を提示するなど研究成果の活用するよう努めており評価できる。引き続き審議会等において国環研の研究成果や知見を積極的に活用していく。【B】</p> <p>(c)環境政策への貢献状況 資料11に示すとおり、国や地方自治体の審議会等への参画、各種委員会で指導的役割を果たすこと等を通じ、国環研の科学的知見が環境政策の検討に活かされており評価できる。今後とも関連学会や研究機関等と連携しつつ引き続き積極的に環境省等の政策立案等に貢献していく。さらに、アジア地域をはじめとした国際的な研究事業については、世界に通用する静脈産業育成に向けた環境省の政策展開とも連携しつつ、第3期中期期間を通して研究を進めており評価できる。今後も、これらの海外展開の取組を通じて、研究成果の活用促進に努めて</p>

いく。【B】

③特許等の精選・活用は適切に実施されているか

(a)職務発明の認定件数

知的財産の取得・活用を積極的に支援し、職務発明規程に基づく知的財産審査会の運営を行った結果、今中期計画開始期と比較し大幅に増加し、知的財産管理が着実な充実が図られており評価できる。【B】

(b)特許出願の件数

知的財産の権利化後の実施可能性を重視した知的財産審査会を運営し、今中期計画開始期に比べて出願件数は着実に伸びており評価できる。今後もより適切な管理の実施に努める。【B】

総合評価

上記①～③の各評価軸において評価指標ごとに自己評価を行った結果、研究成果の活用促進については着実に進められており、知的財産の管理や利益相反マネジメントに関する規程の拡充が行われ、適切で円滑な産学官連携に向けた体制整備が進められている。研究開発成果の最大化に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成できたと考えられ評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)

(期間業務評価)

評定

【B】

評定

【B】

研究成果の活用促進については、データベース及び保存試料等の外部研究機関等への提供や、共同研究の実施・審議会等を通じた環境施策への貢献など着実に進められているほか、知的財産の管理や利益相反マネジメントに関する知的財産ポリシー、知的財産取扱規程及び共同研究実施規程の改正が行われ、適切で円滑な産学官連携に向けた体制整備が進められている。引き続き、中期目標の達成に向けて、これらの計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。

今後も、関連規程や知的財産審査会を適正に運用しつつ、研究成果が職務発明や特許出願に結びつき、社会実装に反映されるよう努めてもらいたい。

<評定に至った理由>

- ① 研究基盤（データベース、保存試料など）の外部研究機関等への提供を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか
 - ・研究基盤としてのデータベース計64件をホームページから提供した。
 - ・環境標準物質等の外部研究機関への提供件数は、年度により増減があるものの、第3期を通じて概ね適切に活用された。
- ② 産学官交流の促進を通じて、研究成果の活用は適切に実施されているか
 - ・共同研究の実施件数（第3期平均値）55件
 - ・審議会等の参加延べ人数（第3期平均値）609人
- ③ 特許等の精選・活用は適切に実施されているか
 - ・知的財産ポリシー、知的財産取扱規程等の関係規程を改正した。知的財産審査会の運営により、職務発明の認定（第3期平均件数5.4件）及び特許出願（第3期平均件数5.8件）に増加傾向が見られた。

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・研究成果の活用促進については、すべての評価指標等において満足できるものであったと思われる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1 3. (3)	社会貢献活動の推進
当該項目の重要度、難易度	(重要度及び難易度は未設定のため記載しない)
当該事務実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人国立環境研究所法 第11条第1項 (第1号、第2号省略) 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標)	—	—	3,811	4,830	4,865	4,663	5,028	23,197【平成23～27年度までの累計】
一般公開の見学者数	—	—	24	27	35	30	42	158【平成23～27年度までの累計】
各種イベントの開催件数	—	—	4,986	5,919	6,088	5,825	5,970	28,788【平成23～27年度までの累計】
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)		
予算額 (千円)	全体額の内数 (17,443,001)	全体額の内数 (16,038,932)	全体額の内数 (15,662,866)	全体額の内数 (15,790,803)	全体額の内数 (16,018,071)	括弧内の数字は研究所の全体額		
決算額 (千円)	全体額の内数 (15,501,742)	全体額の内数 (14,534,643)	全体額の内数 (15,918,798)	全体額の内数 (17,344,268)	全体額の内数 (20,297,039)	括弧内の数字は研究所の全体額		
従事人員数 (常勤職員)	全体の内数 (257)	全体の内数 (251)	全体の内数 (254)	全体の内数 (265)	全体の内数 (268)	括弧内の数字は各年度の研究所全体の常勤職員数		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第2 3. (3) 社会貢献活動の推進> 研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会貢献に一層努める。具体的には成果発表会・公開シンポジウムの開催（年1回以上）、一般の国民を対象とした見学会の積極的な実施と対応及び普及啓発、並びに各種のシンポジウム、ワークショップ等の実施や参画を通じた成果の分かりやすい説明及び環境教育活動への取組を一層進める。見学対応においては、展示内容や展示方法を工夫しつつ、わかり易く興味を持てる説明に努める。
(2) 中期計画	<第1 3. (3) 社会貢献活動の推進> 研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会貢献に一層努める。具体的には、以下の取組を推進する。 ①研究成果の国民への普及・還元活動 ア. 公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施 公開シンポジウムや研究所施設の公開イベントにおいて、最新の研究成果について、研究者から直接国民にインパクトのあるメッセージを発信する。 イ. 各種イベント、プログラムへの参加 シンポジウムやワークショップ等の開催又は参加に努めるほか、環境省や地方公共団体等とも連携し、環境保全を広く国民や地域社会に訴えるイベントや、若い世代に環境研究の面白さを伝えるためのイベントやプログラムにも積極的に参加する。 ウ. 研究所視察者・見学者の対応

	<p>視察者・見学者の希望を十分把握した上で、研究活動に支障のないよう留意しつつ、視察者・見学者が満足するような見学コースの設定に努める。なお、見学対応においては、展示内容や展示方法を工夫しつつ、わかり易く興味を持てる説明に努める。</p> <p>②環境教育及びさまざまな主体との連携・協働</p> <p>ア. 環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等国民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、各種体験学習プログラム等の実施又は参加により積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。</p> <p>イ. 環境問題に取り組む国民やN G Oを含む関係機関等に対して、適切な助言や必要に応じて共同研究、講師派遣等を行うことにより一層の連携・協働を図り、地域や社会における環境問題の解決に貢献する。</p>
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等
	<p>①研究成果の国民への普及・還元活動が適切に実施されているか</p> <p>②環境教育及びさまざまな主体との連携・協働は適切に実施されているか</p> <p>(a)公開シンポジウム等の開催状況・参加者数 (b)各種イベントの開催状況・開催件数 (c)研究所視察・見学の人数</p> <p>(a)環境教育のための体験学習プログラム等の実施状況 (b)市民団体等との連携・協働の実施状況</p>
	(4) 法人の業務実績等・自己評価
	<p>①－1 主な業務実績等</p> <p>①研究成果の国民への普及・還元活動</p> <p>1. 公開シンポジウム、研究施設公開</p> <p>(1) 公開シンポジウム（研究成果発表会）</p> <p>毎年度、国立環境研究所公開シンポジウムを東京と東京以外の都市で開催しており、多数の参加者を得ている。</p> <p>平成23年度「ミル・シル・マモル～命はぐくむ環境を目指して～」東京546名、京都224名</p> <p>平成24年度「大震災と環境再生～災害に立ち向かう環境研究の最前線～」東京707名、京都250名</p> <p>平成25年度「国境のない地球環境～移動する大気・生物・水・資源～」東京644名、京都234名</p> <p>平成26年度「低炭素社会に向けて～温室効果ガス削減の取り組みと私たちの未来～」東京690名、奈良411名</p> <p>平成27年度「最新技術で迫る環境問題～テクノロジーで環境を読み解く～」東京435名、大阪253名</p> <p>シンポジウムでは、国環研において実施した観測・調査・研究を通じて得られた経験や知見について、主要テーマについての講演と20件程度のポスター発表を行った。また、講演会、ポスターセッションにおいては参加者と発表者との活発で有意義な意見交換を行い、「内容がよくわかった」などの感想をいただいた。なお、講演に用いた資料や動画等については、過去のものも含め、わかりやすく整理してホームページに掲載し、成果の普及に努めた。</p>   <p>(2) 一般公開</p> <p>一般公開については例年、春と夏の2回行っている。</p> <p>平成23年度は東日本大震災による施設等の被災により、4月の春の一般公開を中止した。夏の一般公開は平</p>

成23年7月23日（土）に、「夏の大公開」として開催し、来訪者数は3,811名であった。平成24年度は、春570名、夏4,260名、平成25年度は、春425名、夏4,440名、平成26年度は、春519名、夏4,144名、平成27年度は、春595名、夏4,433名となっており、毎年大勢の方に来訪いただいている。（資料34）。5年間の合計では2万3千名余りとなった。

夏の大公開では子どもから大人までの全ての年齢層を対象に、講演や研究施設の説明に加え、体験型イベントや環境学習に資する展示等を実施した。

また、今まで以上に公共交通機関を利用した来所を促進するため、昨年度に引き続き国立研究開発法人産業技術総合研究所と連携して、つくばセンターと結んだ無料循環バス「環境研・産総研号」を運行するとともに、JRひたち野うしく駅との間で無料バスの運行を行い、自家用車の使用抑制を図った。



2. 各種イベント、プログラムの開催・参画

毎年度、研究成果の普及・還元の一環として、国立環境研究所の主催、共催で各種シンポジウム、ワークショップ等を開催している（資料35）。

平成23年度は、国内14件、国外10件、
平成24年度は、国内18件、国外9件、
平成25年度は、国内26件、国外8件、
平成26年度は、国内23件、国外7件、
平成27年度は、国内32件、国外10件を開催した。

平成27年度の例

参画したイベント等	開催時期	実施内容
エコライフ・フェア 2015	平成27年6月	代々木公園に専用ブースを出展し、地球温暖化などに関する研究成果を多くの方に説明した。
創エネ・あかりパーク 2015	平成27年10、11月	創エネ・あかりパーク2015実行委員会の主催イベント。総入場者数約15万1千人。自転車発電により、家庭からのCO2排出量がどの位削減できるのか、考える体験イベントを行った。
うしくみらいエコフェ スタ	平成27年10月	牛久市の主催イベント。自転車発電により、家庭からのCO2排出量がどの位削減できるのか、考える体験イベントを行った。
つくば科学フェスティ バル2015	平成27年10、11月	つくば市の主催イベント。自転車発電等により家庭からのCO2排出量がどの位削減できるのか、考える体験イベント等を行った。
テクノロジー・ショ ーケース 2016	平成28年1月	つくばサイエンスアカデミーの主催イベント。ポスター発表を実施した。

3. 研究所視察者・見学者への対応

各年度における視察者・見学者の受入状況（一般公開を除く）は、次のとおりである（資料34）。

(1) 平成23年度

国内（学校・学生、市民、企業、官公庁等）：50件 804人

海外（政府機関、研究者、JICA研修員等）：29件 371人

(2) 平成24年度

国内（学校・学生、市民、企業、官公庁等）：54件 814人

海外（政府機関、研究者、JICA研修員等）：32件 275人

(3) 平成25年度

国内（学校・学生、市民、企業、官公庁等）：54件 977人

海外（政府機関、研究者、JICA研修員等）：25件 246人

(4) 平成26年度

国内（学校・学生、市民、企業、官公庁等）：63件 958人

海外（政府機関、研究者、JICA研修員等）：24件 204人

(5) 平成27年度

国内（学校・学生、市民、企業、官公庁等）：56件 631人

海外（政府機関、研究者、JICA研修員等）：35件 311人

5年間で、国内277件4,184人、国外145件1,407人、合計422件5,591人となった。

見学対応による研究者等への負担を軽減し、一層の効率化を図りつつ対応能力を向上させる必要があることから、基本的な見学コースを設定し、企画部スタッフによる説明対応を充実させるとともに、パネル等の展示スペースの活用や、施設見学用のパンフレット、DVD、パネル、展示物等の整備、改善を進めた。

なお、平成23年度から平成27年度において、次代を担う青少年を対象に、環境保全に関する知識や情報を普及・啓発し環境教育を行うことを目的として、高校生を対象としたサイエンスキャンプ（H26年度まで）を実施した。

また、要請に応じて「つくば科学出前レクチャー」や各種団体等の主催する講演会・学習会等に研究者を講師として派遣し、環境保全活動を行う学校や市民を支援した。

さらに、市民団体等の見学を積極的に受け入れ、研究成果の紹介や環境保全活動のための助言等を行った。

①-2 関連する資料編

資料34 研究所視察・見学受入状況

資料35 ワークショップ等の開催状況

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

①研究成果の国民への普及・還元活動

公開シンポジウムでは、わかりやすく効果的な講演等を心がけたことにより、研究成果について参加者から高い関心が示され、講演内容についても高い評価が得られており評価できる。

なお、災害環境研究については、平成25年度に福島県郡山市で報告交流会を、平成26年度には仙台市で第3回国際世界防災会議の一環としてシンポジウムを開催するなど、一般市民や研究者、行政職員など多数の参加者を得て、国環研が東日本大震災の復興・再生に向けて行っている研究成果の普及を図っており評価できる。

夏の大公開では、全所一丸となって対応し、多くの来場者に国環研の活動成果の普及を図っており評価できる。また、公開に際し、国立研究開発法人産業技術総合研究所との交通連携を前年度に引き続き実施し、公共交通機

関を利用した環境負荷の少ない来所を推進することにより来場者に環境への関心を高めており評価できる。アンケート結果からは、大部分の来場者から研究内容に興味を持つことができたとの回答を得られ、わかりやすく効果的な一般公開が実施できることを示しており評価できる。【B】

②環境教育及びさまざまな主体との連携・協働

サイエンスキャンプ、つくば科学出前レクチャー等への講師派遣等、積極的に協力・活動を行っており評価できる。

さらに、「つくば科学フェスティバル」等の地方公共団体主催のイベントにも積極的に参加し、地域社会や若い世代の環境研究への関心を高めており評価できる。【B】

総合評価

①研究成果の国民への普及・還元活動を、②環境教育及びさまざまな主体との連携・協働については、わかりやすく効果的な社会貢献活動が実施できたと考える。以上のとおり、社会貢献活動の推進については視察・見学や各種イベントの開催を通じて着実な業務運営を実施しており、評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>研究成果の国民への普及・還元活動等については、業務実績報告を読む限り、わかりやすく効果的な社会貢献活動が行われているものと評価する。なお、来年度以降、評価指標に対応した資料作成を検討したい。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後、社会貢献活動については、研究所員の負担とのバランスに配慮しつつ、長期的には特定地域に偏らない国内展開を目指し、視察・見学や各種イベントの開催を通じて着実な業務運営を実施されたい。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>① 研究成果の国民への普及・還元活動が適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウムやワークショップ等の開催を通じ、わかりやすく効果的な社会貢献活動を実施した。 <p><参考> 第3期実績（期間平均）</p> <p>一般公開見学者 4,639人、</p> <p>各種イベント開催件数 31件、</p> <p>国立環境研究所視察・見学受入れ数 5,757人</p> <p>② 環境教育及びさまざまな主体との連携・協働は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイエンスキャンプ、つくば科学出前レクチャーへの講師派遣、「つくば科学フェスティバル」等の地方公共団体主催イベントへの参加・協力など効果的な活動を実施した。 <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においても、研究所員の負担とのバランスに配慮しつつ、研究所の視察・見学や各種イベントの開催等、社会貢献活動を適切に実施されたい。</p>		

4. その他参考情報

4 項目別評定調書（第2 業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 1.	研究所の運営・支援体制の整備
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ									
	主な評価指標及び参考指標								
		達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第3 1. 研究所の運営・支援体制の整備> 独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るために、次の諸点に留意しつつ、適切な体制の確立を図る。 (1) 研究活動については、その内容について評価を行い、それを反映して研究プログラムを構成する研究プロジェクトを見直すなど、柔軟に運営する。 (2) 国内外の関係機関との連携を強化する。 (3) コンプライアンス徹底、広報・アウトリーチ活動を強化する。 なお、体制については、理事長の指揮のもと絶えず検討し、必要に応じ見直しを行い、独立行政法人として効率的で自立した運営が可能な組織とする。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図る。
(2) 中期計画	<第2 1. 研究所の運営・支援体制の整備> 独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るために、研究推進体制とともに、効率的な運営と研究支援を確保するための体制を構築する。 (1) 研究活動については、その内容について評価を行い、それを反映して研究プログラムを構成する研究プロジェクトを見直すなど、柔軟に運営する。 (2) 環境情報の収集・整理・提供を担う組織と、企画部・総務部を一つの部門に統合し、運営の効率化と研究支援の強化を図る。 (3) つくばの国環研本構と福島県における研究拠点が連携して、効率的・効果的に研究活動を進めるための体制を構築する。 (4) 国内外の関係機関との連携強化のための体制を構築する。 (5) コンプライアンス徹底のための体制、広報・アウトリーチ活動のための体制を強化する。 なお、体制については、理事長の指揮のもと、絶えず検討し、必要に応じ見直しを行い、独立行政法人として効率的で自立した運営が可能な組織とする。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図る。
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	

	<p>①つくばの国環研本構における運営・支援体制の整備は適切に実施されているか</p> <p>②福島県の研究拠点における運営・支援体制の整備は適切に実施されているか</p>	<p>(a)研究評価の実施及び評価結果の研究運営への反映状況</p> <p>(b)コンプライアンスの体制整備状況</p> <p>(c)広報・アウトリーチの実施に係る体制整備状況</p> <p>(a)国環研内の準備状況</p> <p>(b)関係機関との連携状況</p>
(4) 法人の業務実績等・自己評価		
①－1 主な業務実績等		
<p>1. 環境研究の柱となる8分野を担う下記の8研究センターを基本とする研究体制の下で研究を推進した。</p> <p>地球環境研究センター</p> <p>資源循環・廃棄物研究センター</p> <p>環境リスク研究センター</p> <p>地域環境研究センター</p> <p>生物・生態系環境研究センター</p> <p>環境健康研究センター</p> <p>社会環境システム研究センター</p> <p>環境計測研究センター</p> <p>また、毎年度研究評価を実施しその結果を運営に反映させるよう、外部研究評価委員会等の体制を整備している。なお、外部研究評価においては、各研究センターの活動全体について評価対象とするとともに、各分野（研究プログラム以外）、課題対応型研究プログラム（重点研究プログラム及び先導研究プログラム）、環境研究の基盤整備（「地球環境の戦略的モニタリング、地球環境データベースの整備、地球環境研究支援」と「子どもの健康と環境に関する全国調査の総括的な管理・運営」）並びに「災害と環境に関する研究」については、個別に評価の対象としている。</p> <p>2. 環境情報の収集・整理・提供を担う環境情報センターを、平成23年度から環境情報部として企画部・総務部と同じ管理部門に統合し、運営の効率化と研究支援の強化を図った。また、国内外の関係機関との連携強化のため、研究連携部門を新たに設置し、審議役を配置するとともに、企画部の広報・国際室を改組して国際室を独立させ、海外との連携強化のための体制の強化を図る等、運営の効率化と研究支援の強化を図った。</p> <p>3. 東日本大震災に際しては、理事長のリーダーシップの基で機動的に様々な取組みを進めた。震災により被災した研究所の施設の復旧等については、理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急的な措置を講じるとともに、所員の安全・安心を平時から確保していくため、緊急時の避難等に必要なインフラ、装備の整備を進めた。また、夏期の節電対策についても、環境研究を実施する機関として自ら率先して取組むこととし、節電対策本部を設置して組織をあげて取組んだ。さらに被災地の復旧・復興を研究面から支援するため、震災直後に理事長を本部長とする復旧・復興貢献本部を設置し、理事長（復旧・復興貢献本部長）を長とする「放射性物質・災害環境研究チーム」を中心に、全所的かつ機動的に災害環境研究の推進を図った。また、福島県が設置する福島県環境創造センターについて、その整備経費及び関連する国環研職員の人事費が政府予算案に計上されたことを受け、復旧・復興貢献本部の下にNIES復旧・復興貢献プロジェクトチームを設置し、同センターと連携して効率的・効果的に研究活動を進めるための体制についての検討を開始した。</p> <p>その後、災害環境研究の現地研究拠点となる福島支部の平成28年度開設に向け、平成25年10月に福島支部準備室を設置して、所内連携をより一層強化し、支部設置に向けた諸準備を進めるとともに、総合的、分野横</p>		

断的に研究を推進した。また、平成26年7月には福島県福島市に福島出張所を開設し、福島県内の関係機関の動向や関連情報を把握するとともに、これら関係機関との間で福島支部開設のために必要な連絡調整を行った。さらに、福島支部を置くこととなる福島県環境創造センターについては、効率的・効果的な研究実施体制の構築に向けて、平成27年4月に福島県及びJAEAと「環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定」を締結するとともに、研究の連携や中長期ロードマップなどの検討・調整を重ねた。

4. 国内外の関係機関との連携強化のため、各研究センターで連携活動を進めるとともに、研究連携部門として平成24年度より審議役を配置し、企画部が全所的な観点から調整することにより戦略的・効果的な推進を図った。また、平成28年1月に第1回NIES国際フォーラム『アジアにおける持続可能な未来：熱望を行動に換えて』を開催した。

5. コンプライアンスの徹底を図るため、国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針（平成22年9月8日）及びコンプライアンス委員会運営要領（平成22年10月6日）に基づく、所内のコンプライアンスチェック体制の確認、法令等に基づく届出のチェック等に加え、平成25年度より所員を対象としたコンプライアンス研修会を行った。出張等により受講が出来なかった者に対して映像研修を実施し、その結果、前年度に比べ受講率が上昇した。

また、文部科学省のガイドライン見直しに対応し、研究不正防止に係る規程、研究費の不正使用防止に係る規程の改正を行った（平成27年4月1日より施行）。

6. 広報・アウトリーチ活動については、広報委員会の下に広報戦略推進ワーキンググループを設置し、第3期中期目標期間における広報の実施に向けた検討や実施状況のモニタリング等を行った。

また、広報・アウトリーチ活動については、広報・情報関連業務の強化策について検討を進め、平成28年3月に広報委員会と環境情報委員会を統合して新たに広報・環境情報委員会を設置するとともに、広報や情報発信に關係する各種委員会を分科会として整理し、体制を整備した。

①-2 関連する資料編

資料22 外部研究評価結果総括表

資料36 国立環境研究所の組織

資料37 職員・契約職員採用実績の状況及び人員の構成

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

①つくばの国環研本構における運営・支援体制の整備は適切に実施されているか

(a)研究評価の実施及び評価結果の研究運営への反映状況

所内公募型提案研究及び分野横断型提案研究については、毎年度、内部の研究評価委員会で評価を行っており評価できる。結果については、国環研内に公表するとともに、各人の研究活動にフィードバックすることを求めており評価できる。外部研究評価では、委員のコメントを踏まえ各研究センターが工夫を重ねたことにより、資料22に示すように、平成23年度から平成27年度の年度評価の全体の平均評点が4.02、4.27、4.17、4.28、4.30と年々高まり、それらを踏まえた第3期中期計画事後評価においても、全体の平均評点が4.40と高い評価を受けており評価できる。外部研究評価の結果については、内部の研究評価委員会等において検討を行い、国環研の考え方を取りまとめ、ホームページで公表するとともに、第4期中長期計画に反映させており評価できる。【B】

(b)コンプライアンスの体制整備状況

コンプライアンス基本方針、コンプライアンス委員会及び関連規程に基づく体制を整備し、その徹底を図っており評価できる。今後も体制について絶えず検討し、柔軟に運営し、必要に応じ見直しを行う。【B】

(c)広報・アウトリーチの実施に係る体制整備状況

広報・アウトリーチ活動については、広報委員会の下に広報戦略推進ワーキンググループを設置し、第3期中期目標期間における広報の実施に向けた検討や実施状況のモニタリング等を行った。

また、広報・アウトリーチ活動については、平成28年3月に広報委員会と環境情報委員会を統合して新たに広報・環境情報委員会を設置するとともに、広報や情報発信に関する各種委員会を分科会として整理し、体制を整備しており評価できる。【B】

②福島県の研究拠点における運営・支援体制の整備準備は適切に実施されているか

(a)国環研内の準備状況

東日本大震災直後は復旧・復興貢献本部、平成25年10月からは福島支部準備室を中心として、災害環境研究の一体的推進を図るとともに、福島支部設置に向けた諸準備を進めており評価できる。また、福島出張所を開設して福島県周辺の情報収集や連絡調整を進めており評価できる。【B】

(b)関係機関との連携状況

効率的・効果的な研究実施体制の構築に向けて、福島県及びJAEAと「環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定」を締結し、また研究の連携や中長期ロードマップなどの検討・調整を進めており評価できる。【B】

総合評価

第3期中期計画では想定していなかった東日本大震災があったが、理事長の強いリーダーシップの下で、研究所自身の復旧と被災地への貢献の両面から震災直後から機動的な措置を講じ、災害環境研究の立ち上げにつなげるなど適切に対応できたと考えている。

所内の研究活動については、研究評価や結果の反映を含めて8研究センターを中心に適切に進められており、また、コンプライアンスや広報・アウトリーチ活動についても推進体制が整備できており、つくばの国環研本構における運営・支援体制の整備は適切に実施されていると考えている。また、平成25年10月に設置した福島支部準備室を中心に災害環境研究を全所的に進めるとともに、福島県及びJAEAと連携して福島支部を置くこととなる環境創造センターの研究計画や体制の検討を進めている。全体を通じて着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成できたと評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
所内の研究活動については、研究評価や結果の反映を含めて8研究センターを中心に適切に進められ、コンプライアンスや広報・アウトリーチ活動についても推進体制が整備できており、国環研本構（つくば）における運営・支援体制の整備は適切に実施されている。災害環境研究に関しては、平成25年10月に設置した福島支部準備室を中心に推進し、福島県及びJ		<評定に至った理由> ① つくばの国環研本構における運営・支援体制の整備は適切に実施されているか ・研究評価については、内部評価・外部評価とともに、評価結果を公表し、個人の研究活動や研究計画、第4期中長期計画に反映した。 ・コンプライアンス基本方針等に基づくコンプライア	

<p>JAEAと連携して環境創造センターの研究計画や体制の検討を進めている。引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>平成28年度の福島支部開所に向け、福島県及びJAEAとの情報共有を密に行い、計画的かつ効率的に研究計画及び研究体制が整備されるよう、準備を進められたい。</p>	<p>システムチェック体制や研修会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・アウトリーチ活動について、広報戦略推進ワーキンググループを設置し、平成27年度末には体制の見直しを実施した。 <p>② 福島県の研究拠点における運営・支援体制の整備準備は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島支部（平成28年4月開設）の準備について、平成25年10月の福島支部準備室の設置、平成26年の福島出張所の設置により、所内外の関係機関と連絡・調整を着実に実施した。平成27年4月の福島県及びJAEAとの連携協定により、研究の連携や中長期的な研究計画について検討を実施した。
---	--

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・第3期中期目標では想定していなかった東日本大震災が生じたが、適切な活動の下、災害環境研究の立ち上げを行った功績は大きい。さらに、福島県およびJAEAとの連携を行うことによる福島支部の設置準備も着実な業務運営と思われる。

4 項目別評定調書 (第2 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 2.	人材の効率的な活用
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
	主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
(参考指標)	—	257	201	221	244	256	235	
客員研究員の委嘱・招へい人数	—	76	71	62	83	89	78	
共同研究員の受入人数	—	101	86	65	75	58	47	
研究生の受入人数	—	5	15	18	19	18	21	
管理部門における高度技能専門員の人数	—							

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第3 2. 人材の効率的な活用> (1) 人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用などにより人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・継承できる体制を構築する。 (2) 管理部門の事務処理能力の更なる向上を図るため、研修会や関係するセミナーへの参加や高度技能専門員の積極的な活用を図る。 (3) 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜見直しを行う。また、学術論文の形になりにくい環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。
(2) 中期計画	<第2 2. 人材の効率的な活用> (1) 人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用などにより人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。また、研究開発力強化法に基づく人材活用方針を積極的に運用するとともに、適宜内容の充実を図る。各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・継承できる体制を構築する。 (2) 管理部門の事務処理能力の更なる向上を図るため、研修会や関係するセミナーへの参加や高度技能専門員の積極的な活用を図る。 (3) 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜見直しを行う。また、学術論文の形になりにくい環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等
	<p>①研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか</p> <p>(a)研究系常勤職員の採用・活用状況 (b)研究系契約職員の採用・活用状況 (c)客員研究員や連携研究グループ長等、外部の研究者の採用・活用状況</p> <p>②管理部門における事務処理能力の向上は適切に実施されているか</p> <p>(a)管理部門職員の各種研修への参加状況 (b)管理部門における高度技能専門員等の活用状況</p> <p>③職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか</p> <p>(a)職務業績評価の実施状況</p>
	(4) 法人の業務実績等・自己評価
	①－1 主な業務実績等
	<p>1. 研究部門における人材活用</p> <p>(1) 第3期中期計画に基づく研究計画を踏まえ、8つの研究分野を担当する8研究センター・研究室の構成に対応する研究者を配置した（資料3-7）。</p> <p>(2) 研究業績等により当該分野において優れた研究者として認められており、国環研の目的を達成するために必要な者を採用するフェロー制度を平成23年度に創設した（資料3-7）。</p> <p>(3) 外部の研究者を連携研究グループ長として委嘱し、所内研究者と連携して研究の推進を図る制度を平成24年度に創設し、研究の推進を行った（資料6）。</p> <p>また、外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等の優れた研究者等に国環研においてもその能力を発揮してもらうため、客員研究員を委嘱・招へいした。また、大学等からの受入申請に基づき、共同研究員、研究生を受け入れた（資料6）。</p> <p>(4) 優れた人材の確保</p> <p>「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）を踏まえ、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスマーチント制度及び年俸制を平成27年度に導入したほか、これまで研究所外に籍を有している者であって、高度で専門的な知識・経験を有し、特に優れた研究者として認められ、管理職相当の職として、研究所の目的を達成するために必要な者を採用する特任フェロー制度を平成27年度に創設した。</p> <p>(5) 若手研究者、女性研究者、外国人研究者</p> <p>「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針（平成23年2月3日作成。以下、「人材活用方針」という。）」に基づき、研究系常勤職員として、若手研究者（平成26年度末において37歳以下の研究者）、女性研究者を採用する等、研究活動の基盤の強化等を図った（資料3-7）。</p> <p>(6) 近年の労働関係法令の見直しや福島支部の開設準備等に対応していくため、平成26年2月に管理部門に人事課を設置し、人事管理機能の強化を図った。</p> <p>2. 企画・管理・情報部門（管理部門）における事務処理能力の向上</p> <p>(1) 企画・管理・情報部門の職員を各種研修へ参加させるとともに、研修会を企画、実施し、職員の事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上を図った。なお、平成26年度においては、キャリアアップ研修（若</p>

	<p>手事務職員) や管理職マネジメント研修など新たな取組を行った (資料 3 9)。</p> <p>(2) I T の専門家や翻訳能力に優れた者など、高度な技術又は専門的な能力を有する高度技能専門員 (契約職員) を、企画部、総務部、環境情報部に配置した (資料 3 7)。</p>
	<p>3. 職務業績評価等能力向上のための取組</p> <p>職員の職務活動について、面接を交えた目標設定と業績評価を行い、課題については指導や助言を行う職務業績評価を実施した。研究系職員の評価においては、学術面のみならず、環境政策対応を含めた社会貢献状況についても評価の対象とした。また、職務業績の評価結果については、翌年度の 6 月期業績手当及び昇給に反映させた (資料 4 0)。</p>
	<p>①－2 関連する資料編</p>
	<p>資料 6 客員研究員の受け入れ状況 (再掲)</p> <p>資料 3 7 職員・契約職員採用実績の状況及び人員の構成 (再掲)</p> <p>資料 3 9 研修の実施状況 (H 2 7)</p> <p>資料 4 0 職務業績評価の実施状況</p>
	<p>②自己評価</p> <p>(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)</p> <p>①研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか</p> <p>(a)研究系常勤職員の採用・活用状況</p> <p>研究系常勤職員 1 0 2 人 (パーマネント研究員 4 4 人、任期付研究員 5 8 人) を新たに採用するなど、優れた人材の登用及び最適な配置を行っている。更に、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスアポイントメント制度を導入するなど評価できる。【B】</p> <p>(b)研究系契約職員の採用・活用状況</p> <p>研究系契約職員として、専門的・技術的能力の維持・継承の観点からフェロー 2 1 人を採用したほか、高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を、特別研究員、准特別研究員、リサーチアシスタントとして採用し、平成 2 7 年度末の人員は 1 5 7 人であった。更に、優れた人材の確保を図るため、年俸制を平成 2 7 年度に導入したのに加え、これまで研究所外に籍を有している者であって、高度で専門的な知識・経験を有し、特に優れた研究者として認められ、管理職相当の職として、研究所の目的を達成するために必要な者を採用する特任フェロー制度を平成 2 7 年度に創設しており、人的資源を最適配置し、優秀な研究者の登用を行ったほか、優秀な人材を確保するための制度を創設するなど評価できる。【B】</p> <p>(c)客員研究員や連携研究グループ長等、外部の研究者の採用・活用状況</p> <p>5 年間において、大学及び研究機関の研究者 1 7 人を連携研究グループ長に委嘱し、研究を推進しており評価できる。また、外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等の優れた研究者等に国環研においてもその能力を発揮してもらうため、第 3 期中期目標期間の最終年度である平成 2 7 年度は、客員研究員 2 3 5 人を委嘱・招へいし、更に、大学等からの受入申請に基づき、共同研究員 7 8 人、研究生 4 7 人を受け入れるなど、外部研究者の円滑な交流を図っており評価できる。【B】</p> <p>②管理部門における事務処理能力の向上は適切に実施されているか</p> <p>(a)管理部門職員の各種研修への参加状況</p> <p>企画・管理・情報部門の職員を各種研修へ参加させるとともに、研修会を企画、実施し、職員の事務処理等に</p>

に関する知識及び事務管理能力の向上を図っており評価できる。【B】

(b) 管理部門における高度技能専門員等の活用状況

I T の専門家や翻訳能力に優れた者など、高度な技術又は専門的な能力を有する高度技能専門員（契約職員）を、企画部に 3 人、総務部に 7 人、環境情報部に 1 1 人を配置しており評価できる。【B】

③ 職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか

(a) 職務業績評価の実施状況

職員の職務活動について、面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施しており評価できる。研究系職員の評価においては、学術面のみならず、環境政策対応を含めた社会貢献状況についても、評価の対象としている。職務業績の評価結果については、翌年度の 6 月期業績手当及び昇給に反映させており評価できる。【B】

今後、若い年代層の雇用と育成に努めるなど、人材活用方針の積極的運用を進めるとともに、事務処理能力及び業務環境のさらなる向上を図る等、人材の効率的活用を図っていく。

総合評価

研究実施部門において、研究系常勤職員 102 人（パーマネント研究員 44 人、任期付研究員 58 人）を新たに採用し、優れた人材の登用及び最適な配置を行うなど、適切に人材の採用・活用を実施している。また、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進し、優れた人材の確保を図るため、クロスマーチン制度及び年俸制を平成 27 年度に導入したのに加え、これまで研究所外に籍を有している者であって、高度で専門的な知識・経験を有し、特に優れた研究者として認められ、管理職相当の職として、研究所の目的を達成するために必要な者を採用する特任フェロー制度を平成 27 年度に創設するなど評価できる。管理部門においても、各種研修へ参加させるとともに、研修会を企画、実施し、職員の事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上を図るなど適切な取組が実施されており評価できる。

その他、面接による目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施し、その評価結果は翌年度の 6 月期業績手当や昇給に反映させるなど、職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されており、所期の目標を達成したと評価できる。【B】

主務大臣による評価

（見込評価）

（期間業務評価）

評定

【B】

評定

【B】

研究実施部門においては、研究系常勤職員 83 人（パーマネント研究員 35 人、任期付研究員 48 人）を新たに採用し、適切に人材の採用・活用を実施しており、管理部門においても、研修会を企画、実施し、職員の事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上を図るなど適切な取組が実施されている。

人事評価については、面接による目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施し、評価結果は翌年度の 6 月期業績手当や昇給に反映させるなど、職務能力向上のための取組が適切に実施されている。

＜評定に至った理由＞

- ① 研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか
 - ・第 3 期中に研究系常勤職員 102 人（パーマネント研究員 44 人、任期付研究員 58 人）を採用した。
 - ・特任フェロー制度の創設、クロスマーチン制度及び年俸制の導入も実施した。
- ② 管理部門における事務処理能力の向上は適切に実施されているか
 - ・各種研修へ参加させたり、所内で研修会を企画し、実施した。

<p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後も、外部の研究者を連携研究グループ長とする連携研究や、若手、女性、外国人の研究者の雇用・育成を実施し、積極的な人材活用を推進されたい。</p> <p>また、次期中長期目標・中長期計画の策定において、クロスアポイントメント制度や年俸制の導入に向けて、必要な条件整備等について検討されたい。</p>	<p>③ 職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価については、面接による目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施した。（研究職は社会貢献状況も評価の対象。）
---	---

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・研究実施部門における研究系常勤職員の新たな採用など、優れた人材の登用や最適な配置を十分に実施している。
- ・また、クロスアポイントメント制度や年俸制などを組み入れることにより、人材の効率的な活用に努めていることは評価できる。

4 項目別評定調書 (第2 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 3. (第3) (第4)	財務の効率化 (財務内容の改善に関する事項) (予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画)
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
	主な評価指標及び参考指標	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
(評価指標)								
運営費交付金 に係る業務費 のうち、業務 経費の削減率 (対前年比)	1%以上	—	4.2%減	20.4%減	1.8%減	1.1%増	47%増	
運営費交付金 に係る業務費 のうち、一般 管理費の削減 率(対前年比)	3%以上	—	19.9%減	0.7%増	6.8%減	5.7%増	2.4%減	
競争的な外部 資金の獲得額 (千円)	第2期中期 目標期間の 年平均額	2,008,343	1,991,736	1,588,814	1,300,608	1,350,704	1,417,448	1,529,862千円 (第3期中期目標期 間の年平均)
(参考指標)								
総人件費(千 円)	11,904 百万 円(5年間)	2,782,000	2,034,506	2,025,370	2,026,800	2,320,559	2,394,018	10,801百万円(5年 間)
研究系職員の 給与水準(ラ スパイレス指 数)	—	104.0	104.6	102.8	103.7	104.0	105.9	
事務系職員の 給与水準(ラ スパイレス指 数)	—	102.5	104.7	100.7	106.2	101.4	110.6	
自己収入全体 の獲得額(千 円)	—	—	3,172,331	4,051,846	3,573,418	3,695,329	3,710,569	
政府業務委託 の獲得額(千 円)	—	—	852,928	2,223,735	2,038,342	1,816,548	1,992,822	
関連公益法人 等との契約件 数	—	—	24	23	27	24	26	
関連公益法人 等との契約金 額(千円)	—	—	230,143	190,206	228,089	211,986	175,734	

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	
<第3 3. 財務の効率化>	(1) 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費

については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(2) 国環研の知的・物的能力を、業務に支障のない範囲で、所外の関係機関等に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。

(3) 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」等に基づき、原則として一般競争入札によるものとし、契約の適正化を着実に実施するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

<第4 財務内容の改善に関する事項>

第3の3 「財務の効率化」で定めた事項に配慮した中期目標の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金の第3期中期目標期間中の年平均額については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、第2期中期目標期間中の年平均額と同等程度を確保することを目指す。その際、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

(2) 中期計画

<第2 3. 財務の効率化>

(1) 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費(「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。)のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(2) 国環研の知的・物的能力を、業務に支障のない範囲で、所外の関係機関等に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。

(3) 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」等に基づき、原則として一般競争入札によるものとし、契約の適正化を着実に実施するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

<第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置>

第2の3「財務の効率化」で定めた事項に配慮した中期目標の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄付金等についても、引き続き、確保に努める。特に、競争的な外部資金の第3期中期目標期間中の年平均額については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、第2期中期目標期間中の年平均額と同等程度を確保することを目指す。その際、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

<第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画>

[運営費交付金算定ルール]

$$\text{①人件費} = A \times \alpha \times \beta \times \sigma + \text{退職手当} + D$$

A : 直前の年度における役職員給与(退職手当を除く)及び法定福利費

α : 昇給原資率(業務の実績及び社会一般の情勢を勘案して決定する。)

β : 給与改善率(業務の実績及び社会一般の情勢を勘案して決定する。)

σ : 人件費調整率(平成23年度は1%を削減する。)

D : 研究開発力強化法第33条の規定に基づく研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率化推進を図るために必要な人件費相当額のうち、平成17年度末における若手研究者(平成17年度末において37才以下の研究者をいう。)に係る人件費の合理化相当額

$$\text{②業務費} = B \times \gamma \times \delta \times \pi - \lambda + C + E$$

B : 直近の年度における運営費交付金業務費(C及びEを除く。)の額

γ : 消費者物価指数(前年度における実績値を使用する2。)

δ : 効率化係数(業務経費については、毎年度1%以上、一般管理費については、毎年度3%以上の削減を図る。)

π : 政策係数(各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数を決定する。)

λ : 自己収入相当額(過去の実績を勘案し、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

C : 衛星による地球環境観測経費(計画に基づき、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

E : 「子どもの健康と環境に関する全国調査」経費(計画に基づき、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

(1) 予算 平成23年度～平成27年度収支予算

(2) 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画

(3) 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画

(3) 主な評価軸(評価の視点)、指標等

①給与水準の適正化等は適切に実施されているか

(a)給与水準の適正化のための取組

(b)国家公務員と比べた給与水準の状況

②自己収入の確保は適切に実施されているか

(a)自己収入全体の獲得額

(b)競争的な外部資金の獲得額

(c)政府業務委託の獲得額

③契約の適正化は適切に実施されているか

(a)内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況

(b)関連公益法人等との契約状況

	(4) 法人の業務実績等・自己評価
	①－1 主な業務実績等
	<p>【以下、第2.3】</p> <p>1. 業務費の削減</p> <p>業務費の削減については、政府の運営費交付金予算に係る措置として、業務経費分（「衛星による地球環境観測経費」、「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」及び「放射性物質・災害と環境に関する研究」の業務経費（以下「対象外経費」という。）を除く。）を対前年度1%減額、一般管理費分を対前年度3%減額された交付金が交付されており、対象外経費を除いた決算額についても削減が図られている。</p> <p>2. 給与水準の適正化等</p> <p>(1) 国家公務員の給与法及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえ、平成23年度に給与規程の改正を実施し、平成24年度から2ヶ年間にわたり給与の大幅削減を行った。</p> <p>(2) 平成25年1月から退職手当の段階的な引き下げ、平成26年1月から55歳を超える職員の昇給抑制措置を講じた。</p> <p>(3) 国環研の平成23年度から平成27年度の給与水準（ラスパイレス指数）は、国家公務員を100として研究系職員が平均104.2、事務系職員が平均104.7であった。</p> <p>なお、ラスパイレス指数は、計算対象が年度を通じて給与が満額支給されている職員に限定されるなどの諸要件があるため、他機関との人事異動による影響を受けやすく、年度ごとの変動が大きいという特性があるが、今後とも、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、給与水準の適正化に取り組んでいく。</p> <p>3. 知的・物的能力の提供等による自己収入</p> <p>(1) 自己収入の一部である競争的資金等については、第2期中期目標期間の年平均額である基準値（2,008百万円）に対して平成23年度の1,992百万円から平成25年度の1,301百万円まで減少傾向が続いたが、平成26年度には1,351百万円、平成27年度には1,417百万円と増加した。減少傾向の要因としては、競争的資金等の大半を占める環境省の環境研究総合推進費委託費獲得額が、第3期中期目標期間を通して第2期中期目標期間の年平均額を相当前回っていたこと、(2)に述べるように環境省の東日本大震災復興特別会計及びエネルギー対策特別会計予算による研究業務等を受託し、研究資源の一部をそちらに振り向けたこと等があげられる。（資料41）。</p> <p>なお、科学研究費補助金等の研究者個人に交付される研究補助金（間接経費を除き、法人の収入に算入しない。環境研究総合推進費もここに含まれる）の交付額は、平成23年度から平成25年度は第2期中期目標期間の年平均額（646百万円）以上または同程度であったが、平成26年度には463百万円と下回った。平成27年度には489百万円と増加に転じている（資料43）。</p> <p>(2) 一方、政府業務受託費は、第2期中期目標期間の平均値1,286百万円に対し、環境省の東日本大震災復興特別会計（平成24年度：695百万円、平成25年度：900百万円、平成26年度からは運営費交付金化）およびエネルギー対策特別会計（平成26年度：719百万円、平成27年度：882百万円）が加わったことにより大幅に増加した。このため、自己収入の総額については、第2期中期目標期間の平均値（3,550百万円）に対し、平成23年度は3,172百万円と下回ったものの、それ以降は平成24年度4,052百万円、平成25年度3,573百万円、平成26年度3,695百万円、平成27年度3,711百万円と上回っている。</p>

4. 契約の適正化

(1) 取組の経緯等

契約の適正化については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」等を実施することにより、契約の適正化を着実に推進するとともに、外部有識者と監事で構成する契約監視委員会を設置して随意契約や一者応札等の点検・見直しを行っている。契約監視委員会では、各年度の契約の状況と改善の状況の点検を行っている。

(2) 契約の状況

平成23年度から平成27年度の契約の状況は以下のとおりとなっている（表「平成23年度から平成27年度における契約の状況」）。5年間の契約の推移を見ると、総じて一般競争等の競争性のある契約は増加傾向を示している一方、競争性のない随意契約は概ね減少傾向にある。

直近の平成27年度における契約状況は、契約件数は610件、契約金額は11,564百万円であった。また、競争性のある契約は386件（63.3%）、9,045百万円（78.3%）、競争性のない随意契約は224件（36.7%）、2,519百万円（21.8%）であった。

平成26年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数、金額ともに増加している（件数は28件・7.8%、金額は3,252百万円・56.3%の増）。これは第3期中期計画期間（平成23年度～27年度）の当初に発生した東日本大震災によって、当研究所の施設も被災するなど、震災の影響により事務・事業の実施が後ろ倒しになったことで中期計画の最終年であった平成27年度に調達が増加したこと、また、所内において追加的な予算措置（研究基盤整備費）がされたこと等により調達全般について増加傾向であったものと考えている。なお、件数の増加に比して契約金額の増加率が大きいことについては、一件あたりの契約額が高額な契約が複数あったことによる。

競争性のない随意契約の割合についても、前年度と比較して、件数、金額ともに増加している（件数は57件・34.1%、金額は269百万円・12%の増）。この主な原因については、上記のとおり調達全般について増加傾向にあったこと、また、一件あたりの契約額が高額な契約が複数あったことによるものと考えている。

平成23年度から平成27年度における契約の状況
(単位：件、百万円)

契約区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争等	一般競争 (不落隨契を含む。)	235	2,173	293	6,255	274	5,839	354	5,739	378	8,843
		52.5%	29.2%	63.6%	74.2%	62.7%	79.1%	67.4%	71.4%	62.0%	76.5%
	企画競争	2	24	3	45	2	19	2	32	4	164
		0.4%	0.3%	0.7%	0.5%	0.4%	0.2%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%
	参加者確認公募	26	147	14	88	17	86	2	22	4	38
		5.8%	2.0%	3.0%	1.0%	3.9%	1.2%	0.4%	0.3%	0.7%	0.3%
	計	263	2,344	310	6,388	293	5,944	358	5,793	386	9,045
		58.7%	31.5%	67.2%	75.7%	67.0%	80.5%	68.2%	72.1%	63.3%	78.2%

競争性 のない 随意契 約	あらかじめ相手 方が指定されて いるもの (注3)	110	4, 223	87	649	66	559	60	660	74	726
		24. 6%	56. 7%	18. 9%	7. 7%	15. 78	7. 6%	11. 4%	8. 2%	12. 1%	6. 3%
		その他	75	879	64	1, 397	78	879	107	1, 590	150
			16. 7%	11. 8%	13. 9%	16. 6%	17. 8%	11. 9%	20. 4%	19. 8%	24. 6%
	計	185	5, 102	151	2, 046	144	1, 438	167	2, 250	224	2, 519
		41. 3%	68. 5%	32. 8%	24. 3%	33. 0%	19. 5%	31. 8%	28. 0%	36. 7%	21. 8%
	合計	448	7, 446	461	8, 434	437	7, 381	525	8, 043	610	11, 564

(注1) 少額随意契約を除く。

(注2) 各欄の下段の率は合計に対する構成比率

(注3) 受託業務における再委任指定等

(3) 一者応札・応募等の改善

平成23年度から平成27年度における一者応札・応募の状況は以下のとおりとなっている（表「平成23年度から平成27年度における一者応札・応募の状況」）。

一者応札がなかなか低くならない要因は研究・開発事業等に係る調達の特質にあると考えられることに加え、東日本大震災に関連した、放射性物質汚染廃棄物の処理や多媒体での放射性物質の環境動態解明に関する調査研究の本格化に伴う特殊な調査・研究業務や研究用備品の購入等の増加が原因と考えられる。なお、一者応札の改善を目的として、公告期間及び入札等から業務開始までの適切な準備期間の確保、入札説明書等の国環研・つくば市商工会・筑波研究学園都市交流協議会・つくば市研究支援センター等のホームページへの掲載、郵便入札制度を導入した。

また、更なる応札者拡大のため、平成27年度調達等合理化計画に基づき、参入要件及び仕様書記載の明確化など契約手続き全般における応札者拡大に向けた改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックシートを整備し、入札公告前から契約締結にかかる一連の契約プロセスにおいて調達担当職員と研究ユニットにおけるクロスチェックを実施した。さらに、一者応札・応募率の改善の取組を十分に実施しているにもかかわらず調達内容の特殊性から一者応札が改善されていない調達については形式的に競争入札に付している側面があるため、調達価格だけではない調達に係る事務コストを含む全体コストの改善を図る観点から公募（入札可能性調査）を実施した。

平成23年度から平成27年度における一者応札・応募の状況 （単位：件、億円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2者 以上	件数	105 (41.3%)	79 (26.6%)	59 (21.0%)	69 (19.3%)	83 (21.5%)
	金額	11.8 (53.6%)	44.0 (71.8%)	21.3 (39.5%)	12.8 (22.0%)	23.5 (26.0%)
1者	件数	149 (58.7%)	218 (73.4%)	222 (79.0%)	289 (80.7%)	303 (78.5%)

	以下	金額	10.2 (46.4%)	17.3 (28.2%)	32.7 (60.5%)	45.2 (78.0%)	66.9 (73.9%)
合計	件数		254 (100%)	297 (100%)	281 (100%)	358 (100%)	386 (100%)
	金額		22.0 (100%)	61.3 (100%)	54.1 (100%)	57.9 (100%)	90.5 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(4) 調達に関するガバナンスの徹底

契約は原則として一般競争によることとしているが、随意契約は所内に設置している契約審査委員会の審査・承認を経て行った。また、契約の適正化については、透明性を高めた競争入札が可能な業務と研究成果の質を優先して契約の相手方を選ぶ業務（随意契約）とを峻別していくことも必要であることから、それを契約審査委員会における審査に反映した。

また、研究活動における不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監視のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月）を策定したことを受け、外部講師を招いたコンプライアンス研修を平成25年度より実施し、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けているところ。

調達手続き全般に関するマニュアルを作成するとともに調達担当職員等を対象とした説明会を毎年度実施しているところであるが、当該マニュアルに仕様書等の作成に係る優良事例・不適切事例を盛り込み、組織全体で共有することにより調達手続きの更なる適正化・円滑化を図った。

(5) 研究・開発事業等に係る調達の検討

本課題への対応として内閣官房が設置した「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」において、研究開発の特性に応じた調達のあり方について検討・情報共有が行われ、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」が取りまとめられた。これを受け、競争性・透明性を確保しつつ、研究開発の特性に応じ合理的かつ効果的な調達を行うため、総合評価落札方式、企画競争、参加者確認公募方式を積極的に活用した。

(6) 関連公益法人等との契約

一般財団法人地球・人間環境フォーラム（平成23年度～27年度の期間）及び一般社団法人泥土リサイクル協会（平成25年度～27年度の期間）の事業収入に占める国環研との取引に係る額の割合が三分の一以上であるため、当該法人は独立行政法人会計基準で定める「関連公益法人等」に該当している（なお、資金拠出や人事等の要件には該当していない）。

当該2法人との契約はすべて一般競争入札によるものであり（少額随意契約を除く。）、各種の研究支援業務を中心としたものであった。これらについて契約監視委員会において点検が行われた結果、妥当であるとの評価がなされた。

(7) その他

会計検査院からの指摘に対しては適切に対応した。

【以下、第4】

5. 中期計画に基づき、予算を作成した。過去5年間の執行状況は、次のとおりである。

予 算 の 執 行 状 況 (単位：百万円)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
運営費交付金	12,104 (13,523)	10,016 (12,111)	11,515 (11,688)	12,543 (11,782)	16,199 (12,051)
業務経費	8,875 (9,996)	7,068 (8,599)	8,586 (8,319)	9,200 (8,115)	12,781 (8,555)
人 件 費	2,823 (3,053)	2,539 (3,026)	2,468 (2,896)	2,855 (3,207)	2,942 (3,050)
一般管理費	406 (474)	409 (486)	461 (473)	488 (459)	476 (445)
受託経費等	3,321 (3,182)	3,916 (4,050)	3,784 (3,558)	3,599 (3,688)	3,735 (3,703)
施設整備費	77	603	621	1,198	363
補助金	(263)	(263)	(332)	(363)	(330)
合 計	15,502 (16,968)	14,535 (16,424)	15,920 (15,578)	16,340 (15,791)	20,297 (16,084)

注1) 上段が、決算報告書に基づく執行額であり、下段括弧書きが年度計画に基づく予算額である。(なお、受託経費等の下段括弧書きは予算額ではなく収入額である。)

注2) 業務経費については「衛星による地球環境観測経費」、「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を含む。

注3) 施設整備費補助金については、繰越及び政府補正予算による措置が執行額の一部に含まれている。

① 2 関連する資料編

資料4.1 自己収入の確保状況 (H2.7)

資料4.4 光熱水費の推移

②自己評価

(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)

①給与水準の適正化等は適切に実施されているか

(a)給与水準の適正化のための取組

国家公務員の給与法及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえ、平成23年度に給与規程の改正を実施し、平成24年度から2ヶ年間にわたり給与の大幅削減を行った。また、平成25年1月から退職手当の段階的な引き下げ、平成26年1月から55歳を超える職員の昇給抑制措置を講じるなど、所期の目標を達成したと認められる。【B】

(b)国家公務員と比べた給与水準の状況

国環研の平成23年度から平成27年度の給与水準(ラスパイレス指数)は、国家公務員を100として研究系職員が平均104.2、事務系職員が平均104.7であった。

ラスパイレス指数は、計算根拠となる経費に超過勤務手当が含まれていないことや管理職手当の適用範囲の違いなどの諸要件により、給与水準は他機関との人事異動による影響を受けやすく、特に国との人事交流者が多い事務系職員は、人件費の水準が変わらなくてもラスパイレス指数が高くなる特性がある。また、研究系職員は、その大半が博士号取得者であることを考慮に入れれば、適正な給与水準の範囲であると認められる。【B】

②自己収入の確保は適切に実施されているか

(a)自己収入全体の獲得額

第3期中期目標期間の年平均額は3, 641百万円で、第2期中期目標期間の年平均額3, 550百万円とほぼ同額（103%）であり、適切に確保されている。【B】

(b)競争的な外部資金の獲得額

平成23年度から平成27年度までの年平均額は1, 530百万円で、第2期中期目標期間の年平均額である基準値2, 008百万円のおよそ8割であった。この要因は、平成24年度以降、(c)に述べるような政府業務等を受託し、研究資源の一部をそちらに振り向けたためである。今後も、そのような政策貢献度の高い研究業務と、競争的資金獲得による研究業務のバランスに配慮しつつ、競争的な外部資金の確保に努める必要がある。

【C】

(c)政府業務委託の獲得額

政府業務受託費は、第2期中期目標期間の平均額1, 286百万円に対し、第3期中期目標期間の平均額は1, 785百万円（139%）であり、約4割増加している。平成24年度より東日本大震災復興特別会計（平成26年度からは運営費交付金化）および平成26年度よりエネルギー対策特別会計による研究業務を受託したこと、平成27年度に文部科学省より新たな研究業務「気候変動適応技術社会実装プログラム」を受託したことにより平成24年度以降大幅に増加した。東日本大震災復興への貢献やエネルギー対策、気候変動への適応策といった社会からの緊急の要請に対応する業務委託を獲得したことは高く評価できる。【A】

③契約の適正化は適切に実施されているか

(a)内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況

契約の適正化について、随意契約については、所内に設置している契約審査委員会において、審査・承認を経て行っており、また、外部有識者と監事で構成する契約監視委員会において、契約の状況と改善の状況について点検を行っていることから、契約の適正化は適切に実施されていると認められる。【B】

(b)一者応札・応募等の改善の状況

一者応札・応募等の改善のために平成27年度より調達等合理化計画に基づき実施したクロスチェックプロセスの改善効果は、クロスチェックシートの導入により、所内において、仕様書案作成の段階から一者応札の改善の観点に対する一定の意識が生まれ、一者応札改善の観点における研究者と調達担当者との相互のコミュニケーションも生じ、一者応札に係る問題提起及び認識の共有には効果があったと思料される。

また、一者応札が複数年続いている契約の中には形式的に入札に付していた側面があったが、平成27年度に調達等合理化計画に基づき実施した入札可能性調査により競争性の有無を事前に調査・確認し、競争性がないことが認められた調達案件を随意契約とすることにより、通常の一般競争入札を実施した場合と比較し、調達に係る事務コスト及び事務の効率化を図ることができた。なお、競争性の有無を事前に確認するための調査の過程で複数の応募があり、一者応札が改善されたものがあった。【B】

(c)調達に関するガバナンスの徹底

契約は原則として一般競争によることとしているが、随意契約は所内に設置している契約審査委員会を審査・承認を経て行った。審査においては、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点に加え、透明性を高めた競争入札が可能な業務と研究成果の質を優先して契約の相手方を選ぶ業務（随意契約）とを峻別していくことも必要であることから、それを契約審査委員会における審査に反映した。

また、研究活動における不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に実施している外部講師を招いたコンプライアンス研修について、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けているところ。

調達手続き全般に関するマニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに仕様書等の作成に係る優良事例・不適切事例を盛り込み、毎年度実施している調達担当職員等を対象とした説明会等の機会を捉えて組織全体で共有し、調達手続きの更なる適正化・円滑化を図った。【B】

(d)研究・開発事業等に係る調達の検討

競争性・透明性を確保しつつ、研究開発の特性に応じて合理的かつ効果的な調達を行うため、総合評価落札方式、企画競争、参加者確認公募方式を積極的に活用した。【B】

(e)関連公益法人等との契約状況

独立行政法人会計基準で定める「関連公益法人等」に該当している2法人との契約はすべて一般競争入札によるものであり（少額随意契約を除く。）、各種の研究支援業務を中心としたものであった。これらについて契約監視委員会において点検が行われた結果、妥当であるとの評価がなされており、適切に契約が実施されていると認められる。【B】

総合評価

第3期中期目標期間の競争的な外部資金等の獲得額は、第2期中期目標期間の年平均額である基準値のおよそ8割にとどまったものの、自己収入全体の獲得額については第2期中期目標期間の年平均額とほぼ同額であり、適切に確保されている。また、業務費の削減、給与水準の適正化等及び契約の適正化については、適切に実施しているものと評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
平成23年度から平成26年度までの競争的な外部資金等の獲得額は、第2期中期目標期間の年平均額である基準値のおよそ78%にとどまったくものの、自己収入全体の獲得額については基準値とほぼ同額であり、適切に確保されている。今後も、政策貢献度の高い受託収入と競争的資金とのバランスをとりつつ、自己収入の確保に努められたい。		<評定に至った理由> ① 給与水準の適正化等は適切に実施されているか ・国家公務員に準じた給与規程に基づき、支給を実施した。 ・ラスパイレス指数の第3期平均（研究系職員104.2、事務系職員104.7）が基準値を上回った。 ② 自己収入の確保は適切に実施されているか ・競争的資金の第3期平均獲得額は基準額の76%（「C」）だが、政府からの業務委託の増加（第2期年	

<p>推進することとなったため、一者応札の改善やガバナンスの徹底など積極的に取り組むことを期待する。</p> <p>以上のように、引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>また、公共サービス改革基本方針（平成27年7月閣議決定）による官民競争入札の導入については、次期中長期目標・中長期計画に記載されることとなる事項であり、予定どおり円滑に実施できるよう、導入に向けての具体的な検討を進められたい。</p>	<p>平均額の39%増で「A」) 等が競争的資金の減少を補い、自己収入全体の第3期年平均額（3,640百万円）は、第2期年平均額（3,550百万円）を上回ったため、適切に確保されたと判断した。</p> <p>③ 契約の適正化は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度までは「随意契約等見直し計画」に基づき、平成27年度からは「調達等合理化計画」に基づき、調達手続等の合理化、契約監視委員会等による随意契約の点検等の取組を着実に実施した。 <p>上記より、本項目については、各指標の評価及び法人の自己評価等を踏まえ、総合的に判断した。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>第3期中期目標期間の終了に伴う、国立研究開発法人国立環境研究所法第12条第3項に基づく国庫納付額は、7億4139万円であった。多額の国庫納付が生じた要因の分析及び改善策の検討を速やかに行い、第4期中長期目標期間においては、計画的かつ効率的な予算の配分及び執行に努めるとともに、独立行政法人会計基準（平成27年1月改訂）等に基づく財務管理を着実に実施されたい。</p>
---	--

4. その他参考情報

＜審議会の意見等＞

- 競争的な外部資金等の獲得額は第2期中期目標期間の基準値に及ばなかったものの、自己収入全体の獲得額については、ほぼ同額であったことは適切な展開がなされていると考える。

4 項目別評定調書（第2 業務運営の効率化に関する事項、）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 4.	効率的な施設運用
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
	主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第3 4. 効率的な施設運用> (1) 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。なお、生態系研究フィールドⅡについては、当該フィールドで現在実施している研究が平成27年度を目途に終了することから、当該フィールドにおける機能を国環研本構の敷地内を含む他の場所に確保し、当該フィールドについては、現在実施している研究が終了した後、速やかに、国庫納付する。 (2) 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直すなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図るとともに、計画的な施設の改修・保守管理を行う。
(2) 中期計画	<第2 4. 効率的な施設運用> (1) 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。なお、生態系研究フィールドⅡについては、当該フィールドで現在実施している研究が平成27年度を目途に終了することから、当該フィールドにおける機能を国環研本構の敷地内を含む他の場所に確保し、当該フィールドについては、現在実施している研究が終了した後、速やかに、国庫納付する。 (2) 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直すなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図るとともに、計画的な施設の改修・保守管理を行う。
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	①保有資産の見直しは適切に実施されているか (a)研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び必要な更新、整備等の状況 ②研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施され (a)スペース利用の効率化の状況 ているか (b)既存施設の計画的な改修・保守管理状況
(4) 法人の業務実績等・自己評価	
①－1 主な業務実績等	

1. 保有資産の見直し

(1) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)(以下、「閣議決定」という。)を踏まえ、保有資産の保有の見直しを進めた。平成27年度には、大気拡散実験棟を廃止した。また、生態系研究フィールドⅡについては、当該フィールドで実施している研究が平成27年度に終了したことから、当該フィールドにおける機能を国環研本構の敷地内を含む他の場所に確保し、速やかに、国庫納付することとしている。

(2) 第3期中期計画期間内において、研究施設や高額な研究機器について、中期計画等に基づき計画的・効率的な利活用を図るために必要な更新、整備等を行った(資料46)。また、第4期中長期計画(平成28年4月~)の策定への反映を念頭に置いた大型施設のあり方を検討するために、大型施設検討委員会を設置・開催し、各施設の詳細な現状把握を行い結果をとりまとめ、第4期中長期計画(平成28年4月~)の策定へ向けて適正かつ効率的な施設運用のための検討を行った。

(3) 東日本大震災の復旧・復興に貢献するため、災害環境研究への取組、特に、新たに震災放射線関連研究への取組が必要となったことから、平成24年度につくば本部の既存施設を改修して新たに震災放射線研究エリアを創出した。また、福島県南相馬市の放射線対策総合センター内にフィールド調査用の実験室(南相馬実験室)を設置し、採取した環境試料等の選別および分析前処理等に必要な設備機器類を整備した。

その後、災害環境研究については、効率的・効果的な実施を図るため、放射線による環境汚染・健康被害の防止について最大限配慮した管理体制のもと、つくば本部および南相馬実験室の震災放射線研究エリアにおいて震災放射線研究に関する研究基盤整備を進めた。さらに、福島県が整備する環境創造センターについては、平成28年度より国環研の新たな現地研究拠点となることから、施設設計に向けた福島県・JAEAとの協議・調整の場に参画し、つくば本部と連携して効率的・効果的な整備・運用が図られるよう検討を進めた。

2. 研究施設の効率的な利用の推進等

(1) スペース課金制度実施規定に基づき、各ユニット長が業務方針・計画に照らして真に必要なスペースの規模、利用頻度の少ない機器・物件の整理・効率課の可能性を毎年検討し、不用スペースを返還することとしており、平成23年度から5年間の合計で2,269m²のスペースについて利用再配分を決定する等、スペースの効率的な利用を図った(資料47)。

(2) 研究施設の保守管理については、老朽化した施設の改修等を行うとともに、耐震改修工事についても計画的に行なった(資料45)。

①-2 関連する資料編

資料45 完了した主要営繕工事

資料46 研究基盤整備の概要

資料47 スペース課金制度の概要と実施状況

②自己評価

(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)

①保有資産の見直しは適切に実施されているか

(a)研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握、及び必要な更新、整備等の状況

大型施設のあり方を検討するために、大型施設検討委員会を開催し各施設の現状を把握しており評価できる。その結果に基づき廃止する施設や機器の処遇の決定と新たな大型施設や機器の設置を検討しており、第4期中長期において効率的な施設運用を行うことが可能となっており評価できる。【B】

②研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか

(a)スペース利用の効率化の状況

スペース課金制度実施規定に基づき5年間の合計で2,269m²のスペース再配分を行う等、研究施設の有効活用を行っており評価できる。【A】

(b)既存施設の計画的な改修・保守管理状況

研究施設の保守管理については、老朽化した施設の改修等を行うとともに、耐震改修工事を計画的に進めており評価できる。また、当初計画にはなかった改正水質汚濁防止法に対応するための実験排水施設更新工事を平成24年度補正予算により実施し、所全体の調整及びつくば市との協議を適切に行い大規模な工事を完了させており評価できる。【B】

総合評価

東日本大震災に伴い新たに必要となった災害環境研究のための実施スペースの確保については、既存施設の利用を見直すことで震災放射線研究エリアという新しいスペースを確保するほか、福島県内にフィールド調査用の実験室を確保することにより対応しており評価できる。既存施設についても、大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び必要な更新、整備等の状況、スペース利用の効率化の状況、既存施設の計画的な改修・保守管理状況については、上記のとおり適切に実施されており、所期の目標を達成できた。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)

(期間業務評価)

評定

【B】

評定

【B】

東日本大震災後、新たに必要となった災害環境研究のための実施スペースについては、既存施設を改修して震災放射線研究エリアを確保したほか、福島県内にフィールド調査用の実験室を整備した。既存施設についても、大型研究施設や高額な研究機器の現状を把握し、必要な更新、計画的な改修等を適切に実施している。

引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。

なお、保有資産の見直しについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成27年度をもって研究が終了するフィールドについて、所定の手続の下に適切に対応されたい。

<評定に至った理由>

- ① 保有資産の見直しは適切に実施されているか
 - ・平成27年度をもって研究が終了する生態系フィールドⅡについて、平成28年度中に国庫返納手続が終了するよう事前調査等の準備を実施した。
- ② 研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか
 - ・つくば本講の既存施設を改修した震災放射線研究エリアや福島県内にフィールド調査用実験室を確保。
 - ・スペース課金制度によるスペースの再配分を実施した(5年間で 計2,269m²)。

各年度においては、23年度 959m²、24年度 872m²、25年度 281m²、26年度 0m²、27年度 157m² という実績であり、東日本大震災後の2年は、活発な再配分が実施されたと判断した。

 - ・老朽化した施設の改修及び耐震工事について計画的に実施した。
 - ・大型施設検討委員会による現状把握と第4期中長期計画に向けた施設運用の検討を実施した。

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・東日本大震災に伴い新たに必要となった災害環境研究のための実施スペースの確保は十分に評価できる。

4 項目別評定調書 (第2 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 5.	情報技術等を活用した業務の効率化
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

	主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
(参考指標)	—	—	76.0	80.2	89.3	100	100	
情報セキュリティ研修の受講率(%)	—	—	55.6	37.5	65.3	91.5	100	
情報セキュリティに係る自己点検の実施率(%)	—	—						

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p><第3 5. 情報技術等を活用した業務の効率化></p> <p>(1) 各種業務の効率化に資するため、コンピュータシステムに関する最適化計画に基づくこれまでの取組を踏まえ、所内ネットワークシステム及び人事・給与システム、会計システム等の基幹システムの適切な管理・運用を行う。</p> <p>(2) 研究業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースを適切に運用する。</p> <p>(3) 情報セキュリティポリシー及び実施手順等に従い適切な情報セキュリティ対策を進めるとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の適切な見直しを行う。さらに、情報端末やソフトウェア資産等の集中管理を進める。</p>
(2) 中期計画	<p><第2 5. 情報技術等を活用した業務の効率化></p> <p>(1) 各種業務の効率化に資するため、コンピュータシステムに関する最適化計画に基づくこれまでの取組を踏まえ、所内ネットワークシステム及び人事・給与システム、会計システム等の基幹システムの適切な管理・運用を行う。</p> <p>(2) 研究業務の効率化に資するため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 研究関連情報データベースを適切に運用する。 イ. 研究に必要な文献等の効率的な入手と利用管理のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。 ウ. 環境観測データに係るテレメータシステムを引き続き活用する。 <p>(3) 情報セキュリティポリシー及び実施手順等に従い適切な情報セキュリティ対策を進めるとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の適切な見直しを行う。更に、情報端末やソフトウェア資産等の集中管理を進める。</p>
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	<p>①情報技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の (a) イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況 効率化は適切に実施されているか</p> <p>(b) 人事・給与システム、会計システム等の業務システ</p>

	ムの管理・運用状況
②情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか	<p>(a)研究関連データベースの運用状況</p> <p>(b)電子ジャーナルシステムの利用促進状況</p> <p>(c)テレメーターシステムの運用状況</p>
③情報セキュリティ対策は適切に実施されているか	<p>(a)情報セキュリティ研修の受講状況</p> <p>(b)情報セキュリティに係る自己点検の実施状況</p>
(4) 法人の業務実績等・自己評価	
①－1 主な業務実績等	<p>1. 「国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画」（資料48）に基づき導入した、コンピュータシステム及びネットワークシステムの調達については、今中期計画中にそれぞれ調達のための入札を実施し、平成25年3月にネットワークシステムを、平成25年6月にコンピュータシステムをそれぞれ更新し、本システムの安定運用を行った。平成27年6月には、スーパーコンピュータシステムの性能強化を遅滞なく実施し、安定稼働を行っている。</p> <p>また、外部ネットワーク回線である、つくばWANが平成27年度末をもって運用を終了したことから、新たなネットワーク回線として、国立情報学研究所が運用する学術情報ネットワーク（SINET）への接続のための切り替え作業を平成27年度内に適切に実施した。</p> <p>さらに、主として企画部及び総務部等の管理部門対象とし、情報技術を活用した業務の効率化のため、以下の支援を行った。これらの支援は、今後も継続して行っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 業務用PC一括管理システムの運用管理 イ. 職員等基本データベースシステムの更新・運用 ウ. 研究関連情報データベースの更新・運用 エ. 各種データベースシステム（内部・外部）開発・運用 オ. 各種システムの運用支援（人事・給与システム／会計システム） カ. 複合機認証プリント機能（複合機の最適配置）支援 <p>2. 人事・給与システムを適正かつ安定的に稼働させることにより、給与の支払業務の効率化・最適化を図るとともに、会計システムを適正かつ安定的に稼働させることにより、会計業務の効率化と正確性の向上を図った。</p> <p>3. 研究基盤としての様々なデータベース（地球環境モニタリングデータ、温室効果ガス排出量、化学物質の安全情報や測定法、全国の大気・水質に関する環境数値情報、侵入生物の生態学的情報等）等、合計64件のデータベースを国環研のホームページから提供した。また、研究業務効率化支援として、研究関連情報データベース（研究者データベース、研究課題データベース、研究成果データベース）を適切に運用するとともに、研究部門からの要望に応じたデータベースの設計・開発を行う等、IT関連の技術支援を行った。</p> <p>4. 電子ジャーナル等を研究者が円滑に検索・利用できるようインターネット上の「国立環境研究所ジャーナルポータル」を適正に運用するとともに、非購読ジャーナルについても論文単位で入手できるように整備する等、サービス向上と事務の効率化を図った。さらに、独立行政法人図書館コンソーシアム連絡会のメンバー機関と電子ジャーナルの購読コスト削減に関する意見交換・検討を行うとともに、利用統計に基づいたコスト対比を行い、高コストジャーナルを論文単位での購入に切り替える等のコスト削減を行った。</p> <p>5. ネットワークシステムを活用した、環境観測データのテレメーターシステムを効率的に運用し、落石岬（北海道）や波照間島（沖縄県）等所外にある遠隔地施設での環境観測結果ならびに観測所管理データ等をリアルタイ</p>

ムで安定的かつ安全に国環研に転送した。また、海外サイトでのデータ転送等についてシステムの検討を行った。

6. 所内情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、情報セキュリティ対策の重要性を周知することを目的に、国立環境研究所情報セキュリティポリシー（資料49）及び実施手順書等に基づく情報セキュリティ教育として、所内全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施してきた。平成26年度には平成27年3月に改定した情報セキュリティポリシーの内容を事前に盛り込んだ形で実施した。また、平成27年度においては、前年度に研修を受講した者を対象に、eラーニングによる研修を新たに導入し、効率的かつ効果的な教育の実施に努めた。さらに、外国人の研究者及びスタッフ向けに英語による研修を引き続き実施するとともに、研修実施期間中に参加できなかった者に対しては、集合型研修の内容を動画配信するなど教育の徹底に努めた。これらの結果、研修受講率は、平成26年度以降100%を達成している。

7. 情報セキュリティ研修の結果を踏まえ、情報セキュリティ対策に係る自己点検を実施しており、平成26年度からは、外国人の研究者及びスタッフ向けに英語の自己点検も実施するなど、情報セキュリティ対策の重要性が所内全職員により一層浸透するよう努めた。自己点検実施率は、平成27年度は100%を達成した。

8. 平成27年度は、日本年金機構の個人情報流出問題を踏まえ、情報セキュリティ対策強化実施計画を策定した。具体的には、標的型攻撃に対する注意喚起、意識の啓発を図ることを目的として、標的型攻撃メール訓練を実施するとともに、セキュリティインシデント発生時における対処手順等を定めたCSIRT（Computer Security Incident Response Team、シーサート）運用手順書の整備及びCSIRTの設置を行った。また、セキュリティ対策向上に資する機器の導入や情報の機密性に対応したネットワークシステムの再構築を行い、情報セキュリティ対策をより一層強化した。

①-2 関連する資料編

資料48 国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画（概要）

資料49 国立環境研究所情報セキュリティポリシーの概要

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

①情報技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか

(a) イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況

平成25年3月にネットワークシステムを、平成25年6月にコンピュータシステムの更新を着実に実施するとともに、イントラネット上での業務用データベースの活用を引き続き適切に実施することにより、各種業務の効率化に寄与しており評価できる。また、平成27年6月にスーパーコンピュータの性能強化を遅滞なく実施し、安定稼働できており評価できる。また、外部ネットワーク回線である、つくばWANが平成27年度末をもって運用を終了したことから、新たな外部ネットワーク回線である学術情報ネットワーク（SINET）への接続切り替え作業を平成27年度内に遅延なく実施しており評価できる。【B】

(b)人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況

人事・給与システムについては、法令改正・規則改正等に合わせシステムの内容の変更を行うだけでなく、安定的な運用ができるよう設定等の適宜見直しを隨時行うことにより、給与支払い業務の効率化・最適化を図っており評価できる。

また、会計システムを導入することにより、予算・決算業務、契約業務、収入・支出業務、旅費業務及び資産管理業務の効率化と正確性の向上を図っており評価できる。【B】

今後も、所内における効率的かつ合理的なシステムの導入の検討を引き続き実施し、効果的な仕組みを構築できるよう取り組む。

②情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか

(a)研究関連データベースの運用状況

従来から運用しているものを含めた合計64件の各種データベースについて、引き続き安定的に運用、提供するとともに、研究業務の効率化支援として研究関連情報データベースを適切に運用し、研究部門からの要望に応じたデータベースの設計・開発を行う等のIT関連の技術支援を行い、研究業務の効率化に寄与しており評価できる。【B】

(b)電子ジャーナルシステムの利用促進状況

インターネット上の「国立環境研究所ジャーナルポータル」を適正に運用するとともに、非購読ジャーナルについても論文単位で入手できるように整備すること等により、サービス向上と事務の効率化を図っており評価できる。また、利用統計に基づいたコスト対比を行い、高コストジャーナルを論文単位での購入に切り替える等のコスト削減を図っており評価できる。【B】

(c)テレメータシステムの運用状況

ネットワークシステムを活用した、環境観測データのテレメータシステムを効率的に運用し、落石岬や波照間島等所外にある遠隔地施設での環境観測結果ならびに観測所管理データ等をリアルタイムで安定的かつ安全に国環研に転送しており評価できる。【B】

3. 情報セキュリティ対策

(a)情報セキュリティ研修の受講状況

情報セキュリティ研修については、平成27年度より新たにeラーニングによるオンライン研修を実施しており、効率的かつ効果的な方法によって教育を実施した点を評価できる。また、研修受講率も平成26年度以降100%となっており、高い水準の受講状況となっている点を評価できる。【B】

(b)情報セキュリティ対策に係る自己点検の実施状況

情報セキュリティ対策に係る自己点検について、より情報セキュリティ対策が浸透するよう、平成26年度から外国人の研究者及びスタッフ向けに英語版もあわせて実施することで、全所的な点検が実施できるようにしており評価できる。また、自己点検実施率も平成27年度は100%となっており評価できる。【B】

(c)その他

日本年金機構の問題を踏まえた対処を盛り込んだ情報セキュリティ対策強化実施計画を策定し、新たに、標的型攻撃メール訓練、CSIRTの設置、セキュリティ対策強化のためのネットワークシステムの再構築等を行い、大いに評価できる。【A】

総合評価

上記のとおり、情報技術等を活用した業務の効率化については、情報技術等を活用した各種業務の効率化、情報技術等を活用した研究業務の効率化、情報セキュリティ対策等を適切に実施しており、評価できる。特に情報セキュリティ対策の一環として実施している情報セキュリティ研修及び自己点検については、平成26年度及び平成27年度は高い水準で実施しており評価できる。また、平成27年度においては、日本年金機構の個人情報

	流出問題を踏まえ、情報セキュリティ対策強化実施計画を策定し、情報セキュリティ対策の更なる強化を行っており、所期の目標を達成したと評価できる。今後とも引き続きこれらの業務を適切に実施する。【B】		
主務大臣による評価			
(見込評価)		(期間業務評価)	
評定	【B】	評定	【B】
<p>人事・給与システム等の各種業務の効率化、研究部門の要望に応じた研究関連情報データベース等による研究業務の効率化、電子ジャーナルのサービス向上など、適切に実施されている。情報セキュリティ対策においては、情報セキュリティ研修において、平成26年度に受講率100%を達成するなど、確実に成果を挙げている。特に、情報セキュリティについては、サイバー攻撃等による個人情報流出等の危険を回避するため、セキュリティインシデント発生時の手続き等の明確化を図り、職員に周知を徹底する等、万全の策を講ずることが必要である。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>また、平成28年度からは、福島県三春町に、災害環境研究の推進拠点となる福島支部が開設されることから、つくば本講と福島支部の連絡調整・情報共有の円滑化を図るため、情報技術等を活用した会議システムの導入を検討されたい。</p>			
<p><評定に至った理由></p> <p>① 情報技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に更新したコンピュータシステム及びネットワークシステムの安定運用を実施した。 ・スーパーコンピュータシステムの機能強化を図った。 ・人事給与システム及び会計システムについて適正かつ安定的な運用を実施した。 <p>② 情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究基盤としてのデータベースを64件提供し、研究関連情報データベースの適切な運用を実施した。 <p>③ 情報セキュリティ対策は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修に加え、新たにeラーニングによるオンライン研修を実施した。 ・「情報セキュリティ対策強化実施計画」を策定し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図った。 <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においては、福島支部を含め、万全な情報セキュリティ対策等を講じられたい。</p>			

4. その他参考情報

4 項目別評定調書 (第2 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 6.	業務における環境配慮等
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標								
	達成目標	基準値等 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(評価指標)								
CO2 総排出量 (t) (平成 13 年度比 25% 以上削減)	平成 13 年度比 25% 以上削減	20,866 (平成 13 年度)	12,767 (-38.8%)	12,767 (-38.8%)	14,141 (-32.2%)	13,599 (-34.8%)	12,859 (-38.4%)	
(参考指標)								
年間を通した電力消費量 (Mwh)	—	29,264 (平成 22 年度)	23,457 (-19.8%)	25,324 (-13.4%)	26,163 (-10.6%)	25,217 (-13.8%)	24,404 (-16.6%)	東日本大震災発生前の平成 22 年度を参考値とした
床面積当たりの上水使用料 (m ³ /m ²)	—	2.16 (平成 13 年度)	1.00 (-53.7%)	1.07 (-50.5%)	1.04 (-51.9%)	0.89 (-58.8%)	0.91 (-57.9%)	CO2 総排出量の基準年度である平成 13 年度を参考値とした

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<p><第3 6. 業務における環境配慮等></p> <p>業務に当たっては、物品及びサービスの購入・使用並びに施設の整備及び維持管理に際しての環境配慮を徹底するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められた目標を踏まえ、その目標を達成している状況の維持を図ることや、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく環境負荷の低減に資する物品調達を進めること等により、電気・ガス等の資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理の徹底、化学物質管理の強化に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組む。</p> <p>また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>
(2) 中期計画	<p><第2 6. 業務における環境配慮等></p> <p>国環研は、我が国の環境研究の中核的機関であることから、自らの業務における環境配慮についても一層の徹底とともに、先導的に環境負荷の低減を図ることとし、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100% 調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。</p> <p>(2) 温室効果ガスについては、一層の削減を図ることとし、平成 13 年度比で 25 % 以上削減することを目標とする。</p> <p>(3) 上水使用量については、これまでに整備した実験廃水の構内での再利用施設を引き続き活用する他、所内の給水装置を調査し、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。</p> <p>(4) 廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量については、リユースの一層の推進を図るため、不要物の情報提供を行う所内ネットワークシステムを使いやすく改良する等、一層の廃棄物発生量の削減を目指す。</p>

	<p>(5) 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化、通勤に伴う環境負荷削減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。</p> <p>(6) 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年取りまとめ環境報告書として公表する。</p> <p>(7) また、国環研では国民の環境保全に対する关心を高め、環境問題に関する科学的理性和研究活動へ理解を増進するため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努めることとしているが、更に国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についても同様に積極的な発信に努める。</p>
	(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等
	①業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか (a)環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の成果（環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況）
	(4) 法人の業務実績等・自己評価
	①－1 主な業務実績等
	<p>1. 環境配慮憲章に基づく環境配慮</p> <p>国環研が定めた環境配慮憲章（資料50）に基づき、環境管理委員会及び安全管理委員会等の所内管理体制を活かして、環境配慮の着実な実施を図った。主な取組は、以下のとおりである。</p> <p>2. グリーン調達の実施</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、国環研として策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」により、環境に配慮した物品及びサービスの調達を行った。</p> <p>3. 省エネルギー等の取組</p> <p>(1) 省エネルギーの計画的推進のため、国立研究開発法人国立環境研究所環境配慮に関する基本方針（資料52）における「省エネルギーに関する基本方針」に基づき、研究計画との調整を図りつつ、エネルギー管理のきめ細かな対応等に取り組んだ。また、夏季冷房の室温設定を28℃、冬季暖房の室温設定を19℃に維持するよう努めた。</p> <p>(2) 平成23年3月の東日本大震災後に電力削減義務を課せられたことにより、研究所の節電アクションプランを作成し、節電対策の実施状況や対策の指示などを行うために、節電対策本部が設置された。電力単価の大幅なアップを考慮し、夏季及び冬季のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ。その結果、平成27年度は、夏季の電力消費量は東日本大震災発生前の平成22年度に比べて74.5%に、また、ピーク電力は73.4%に抑制することができた。なお、夏季のみならず冬季においても職員に対し節電の取組について呼びかけた結果、年間を通じた電力消費量は平成22年度に比べて83.4%に抑制することができた。</p> <p>(3) 平成27年度における電気・ガス等使用量から推計されるCO2総排出量は12,859tであり、平成13年度(20,866t)比(*)で38.4%の削減となった。なお、環境省が公表している平成27年度排出係数を用いた場合では22.7%の削減となる（資料53）。</p> <p>(*)「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月31日閣議決定）で定めた基準年度。（以下「政府計画の基準年度」という。）</p> <p>(4) 床面積当たりの上水使用量については、平成12年12月に一般実験廃水の再利用施設を整備し、平成13年度以降順調に稼動していることや、節水に関して職員の意識を向上させる取組の実施等により、平成27年度には0.91m³/m²に減少し、平成13年度(*) (2.16m³/m²) 比で57.9%の削減となった。</p>

(*) 政府計画の基準年度

4. 廃棄物・リサイクルの取組

(1) 国立研究開発法人国立環境研究所環境配慮に関する基本方針（資料5-2）における「廃棄物・リサイクルに関する基本方針」に基づき、平成26年12月1日よりプラスチック容器等の分別収集を始め、廃棄物の分別収集を従前より徹底するとともに、広報活動等による周知・啓発を図り、廃棄物の減量化及びリサイクルに努めた。また、廃棄物等の発生量を日々計測し、集計整理した。

平成27年度より、老朽化した所内一般廃棄物用焼却炉の更新を行わず、所外運搬処理とし、つくば市クリーンセンターにて熱回収が行われた（資料5-4）。

(2) 廃棄物の排出抑制・減量化については、分別の徹底や、会議のペーパーレス化によるコピー用紙の削減等を着実に実施した。

5. 化学物質等の適正管理

(1) 国立研究開発法人国立環境研究所環境配慮に関する基本方針（資料5-2）における「化学物質のリスク管理に関する基本方針」に基づき、インターネットを用いた化学物質管理システムの運用により薬品の貯蔵・使用の正確な実態の把握に努めた。また、平成27年度に、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されることに伴い、「有機溶剤等の取り扱いを含めた『化学物質のリスクアセスメントと取り扱いについて』をテーマとする労働安全衛生セミナーを実施し、効果的な管理や取扱いに関する教育を実施した。

(2) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「P R T R 法」という。）に基づき、ダイオキシン類の環境排出量の届出を行うとともに、同法に基づく届出対象の基準に達しなかった化学物質についても、使用状況に関する所内調査により排出・移動量の見積りを自主的に行った（資料5-5）。

6. アスベスト対策の実施

アスベスト対策については、対策が必要とされた16棟のうち、平成27年度末までに、技術的に撤去が不可能な動物棟機械室を残して15棟のアスベスト除去工事が完了した。

7. 環境配慮の取組状況の公表

環境配慮について取りまとめた、「環境報告書」を毎年度作成し、ホームページ等で公表した。また、国環研の一般公開の際に環境配慮の取組実例とあわせて紹介した。

8. 環境マネジメントシステムの運用

環境に配慮した取組の一層の充実を図るため、平成19年4月に策定した「環境マネジメントシステム運営規程」に基づき、つくば本構を対象として環境マネジメントシステムを運用した（資料5-6）。

①-2 関連する資料編

資料5-0 国立研究開発法人国立環境研究所環境配慮憲章

資料5-2 国立研究開発法人国立環境研究所環境配慮に関する基本方針

資料5-3 所内エネルギー使用量・CO₂排出量・上水使用量の状況

資料5-4 廃棄物等の発生量

資料5-5 排出・移動された化学物質量

	資料5 6 環境マネジメントシステムの実施概要		
	②自己評価		
	<p>総合評価</p> <p>①業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか</p> <p>(a)環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の成果（環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況）</p> <p>省エネルギー等の取組については、東日本大震災を契機とした節電アクションプランに基づく夏季の節電対策の強化により、電力消費量は震災前よりかなり低い水準で推移しており評価できる。施設面からも、E S C O事業（平成17年7月1日～平成23年6月30日）の着実な推進により、大幅な省エネルギー・CO₂削減が図られてきたが、太陽光パネルの増設等、引き続き省エネルギー等の推進に努めており評価できる。</p> <p>廃棄物・リサイクルの取組については、引き続き処理・処分の対象となる廃棄物の発生量について削減に努めるほか、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。</p> <p>化学物質等の管理については、引き続き体制の整備を進め化学物質管理システムを運用した。また、「化学物質のリスクアセスメントと取り扱いについて」をテーマとする労働安全衛生セミナーを引き続き実施し、化学物質等の効果的管理、取扱いに関する教育を実施した。所内アスベスト対策については、引き続き職員とのリスクコミュニケーションに努めて、その着実な実施を図った。</p> <p>平成27年度の環境報告書については、平成28年6月に公表予定である。</p> <p>平成19年度に開始した環境マネジメントシステムは、平成27年度も概ね順調に運用できた。引き続き、その着実な運用に努めるとともに、より国環研の実態に即したシステムとなるよう検討を進めた。</p> <p>上記のとおり、着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成したと評価できる。【B】</p>		
	主務大臣による評価		
	(見込評価)		(期間業務評価)
	評定	【B】	評定 【B】
	<p>環境配慮（環境マネジメントシステム）は、夏季の節電をはじめとするエネルギー使用量及び上水使用量の抑制など、その運用により具体的な成果を上げている。引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後も、国立環境研究所環境配慮憲章及び環境マネジメントシステム運営規程により、着実な運用に努め、より国環研の実態に即したシステムとなるよう改善を検討されたい。</p>		
	<p><評定に至った理由></p> <p>① 業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮に関する基本方針及び環境マネジメントシステム運営規程に基づき、電気・ガス・上水の節約、廃棄物等発生量の削減に努めた。 ・CO₂総排出量について、第3期中期目標期間のすべての年度において、対平成13年度比25%以上の削減目標を達成した。 ・グリーン調達や廃棄物リサイクル、化学物質管理システムの運用等による適正管理を行い、アスベスト除去工事、職員教育の実施など、環境配慮の取組を着実に実施した。 <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においては、福島支部を含め、一層の環境配慮を実施されたい。</p>		

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- ・環境マネジメントシステムが第3期中期目標期間中も順調に運用できたことは評価できる。今後のさらなる向上が望まれる。

4 項目別評定調書（第2 業務運営の効率化に関する事項、）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 7.	内部統制の推進
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第3 7. 内部統制の推進> 適切な内部統制を確保し、業務運営の適正化・効率化を図るため、以下のとおり進行管理を行う。 (1) 研究の実施に当たっては、毎年度の研究計画を計画年度等の妥当性を精査しつつ作成・公表するとともに、研究責任者による進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受け、研究所全体としてフォローアップを行う。 (2) 業務運営については、毎年度、理事長等によるユニット評価や業務実績報告書の作成を通じた自己点検を行い、その結果を翌年度の業務に反映するなど、業務運営の改善を促進する。 (3) 理事会に加え、ユニット長会議や研究評価委員会を定期的に開催し、適切な進行管理を行う。 (4) 社会的信頼に応える良質な業務運営管理の確保するため、コンプライアンス基本方針に基づく取組を進めるとともに、監査結果を一層適切に活用する。特にコンプライアンス委員会において、その体制の強化や取組状況のフォローアップを行う。
(2) 中期計画	<第2 7. 内部統制の推進> 適切な内部統制を確保し、業務運営の適正化・効率化を図るため、以下のとおり進行管理を行う。 (1) 研究の実施に当たっては、毎年度の研究計画を計画年度等の妥当性を精査しつつ作成・公表するとともに、研究センター長やプログラム総括者等による進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受け、研究所全体としてフォローアップを行う。 (2) 業務運営については、毎年度、理事長等によるユニット評価や業務実績報告書の作成を通じた自己点検を行い、その結果を翌年度の業務に反映するなど、業務運営の改善を促進する。 (3) 理事会に加え、ユニット長会議や研究評価委員会を定期的に開催し、適切な進行管理を行う。 (4) 社会的信頼に応える良質な業務運営管理の体制を確保するため、コンプライアンス基本方針に基づく取組を進めるとともに、監査結果を一層適切に活用する。特にコンプライアンス委員会において、その体制の強化や取組状況のフォローアップを行うとともに、法令違反が生じないよう、業務に即したチェックリストを作成し、必要な点検を実施する。
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	①業務の進行管理は適切に実施されているか ②(a)研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進

	行管理の実施状況
②コンプライアンスは確実に実施されているか	(b)外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 (c)階層的な所内会議等を活用した進行管理の実施状況 (a)コンプライアンス委員会の取組状況 (b)職員のコンプライアンス意識の向上を図るための研修等の実施状況
③監査は適切に実施されているか	(a)監事監査の実施状況 (b)内部監査の実施状況
(4) 法人の業務実績等・自己評価	
①－1 主な業務実績等	<p>1. 研究計画については、環境研究の柱となる研究分野、課題対応型の研究プログラム、環境研究の基盤整備及び災害環境研究を対象に、各年度ごとの研究計画を作成し、ホームページで公表した。また、平成28年度の研究計画の作成も進めた。研究活動については、国環研内部で各研究センター長やプログラム総括を中心に研究の進行管理を行った。平成23年度以降（第3期中期計画開始以降）、毎年、外部研究評価委員による年度評価を受けるとともに、平成27年度には第3期中期計画の事後評価も受けた（平成27年12月18日）。外部研究評価委員による評価及び意見等を内部の研究評価委員会等で検討し、今後の研究の進め方に活用・反映した。さらに、この評価および意見に対する国環研の考え方をとりまとめ、公表した。課題対応型の研究プログラムでは、所内外の識者による研究プログラム助言会合や国外の識者による個別の助言も受け、今後の研究の進め方に活用・反映させた。また、平成27年8月には国際アドバイザリーボードを開催し、研究所で進めている研究全體に対して国外の識者から助言を受け、得られた助言をとりまとめた報告書を作成して、研究所ホームページで公表した。報告書の内容は、第4期中長期計画等に反映させた。さらに、平成27年度は第4期中長期計画（平成28年4月～）の事前評価を受けた（平成28年3月15日）。その結果は平成28年6月に公表する。</p> <p>2. 環境情報の収集・整理・提供を担う環境情報センターを、平成23年度から環境情報部として企画部・総務部と同じ管理部門に統合し、運営の効率化と研究支援の強化を図った。</p> <p>3. さらに、所内各層で研究所のミッション、課題等を共有しつつ、対応を検討・周知する体制として、理事会に加え、幹部会、研究評価委員会、室長クラス以上で構成する運営協議会等を定期的（原則毎月）に開催した。また、各種委員会を設置し、特定テーマの検討を効率的・効果的に進めた（資料57）。</p> <p>このほか、理事長のマネジメントを支援する体制として、理事長、理事、審議役及び管理部門の部長等による定例会議を開催し、所内外の状況変化を情報共有しつつ、理事長のリーダーシップの下で、国環研のミッションを踏まえた運営上の課題（リスク）の把握、対応の方向性の検討等を行った。</p> <p>また、幹部会を活用して次期中長期計画の検討を進め、第4期中長期計画を策定した。</p> <p>4. コンプライアンスについては、コンプライアンス基本方針に基づく取組を進めた。特に法令違反が生じないよう、業務に関連した関係法令リストの逐時の更新を図り、所内に周知するとともに、職員の意識の一層の向上を図るための研修を実施するなど取組を進めた（資料39）。</p> <p>5. 研究不正・研究費の不正使用については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月改正）を踏まえ、研究上の不正行為の防止等および会計業務に係る不正行為に関する所内規程</p>

を改正し、防止の徹底を図っている。

6. 内部統制全般に関する制度については、平成27年4月より施行された独立行政法人通則法に対応し、内部統制システムの整備に関する事項を加えた業務方法書の改正を行うとともに、新たに「国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」を制定した。また、基本規程に基づく個別規程として、平成28年1月には、中長期計画の策定及び評価に関する手続き等を定めた「国立研究開発法人国立環境研究所中長期計画の策定及び評価に関する規程」を制定した。さらに、「国立研究開発法人国立環境研究所内部統制推進規程」、「国立研究開発法人国立環境研究所リスク管理規程」策定の準備を行った（平成28年4月1日制定・施行）。

7. 監査とその結果の活用については、以下のとおりである。

(1) 監事監査

毎年度の監事監査計画に基づき、全ての研究センター及び管理部門を対象として、有効性及び効率性、適正性の観点から業務の進捗状況及び理事長のガバナンス、人件費及び給与水準、契約手続、業務運営上のリスクについて監査を実施した。また、毎月の理事会に監事の出席を求め、業務執行に関する重要事項について意見を求めている。

なお、第三期中期計画期間が開始された平成23年度から現在までに実施した監事監査においては、業務の執行に係る法令違反等の重大な事実は認められていない。

(2) 内部監査

毎年度の内部監査計画に基づき、所内業務の実施状況等に係る監査を実施するとともに、指摘事項に係る対応状況の確認等のフォローアップを実施した。

①－2 関連する資料編

資料39 研修の実施状況（H27）（再掲）

資料57 研究所内の主要委員会一覧

②自己評価

（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載）

①業務の進行管理は適切に実施されているか

(a)研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況

各研究センター長やプログラム総括を中心とし、各年度の研究計画の作成とホームページでの公表を行うとともに、平成28年度研究計画の作成準備や研究の進行管理を行い、研究の促進を図っており評価できる。【B】

(b)外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況

外部研究評価委員による年度評価、第3期中期計画の事後評価、第4期中長期計画（平成28年4月～）の事前評価、及び国内外の専門家からの助言を受け、その評価・助言を研究計画に反映するなど今後の研究の進め方に有効活用し適切に対応しており評価できる。【B】

(c)階層的な所内会議等を活用した進行管理の実施状況

業務運営全般については、理事長のマネジメント及び所内各層での体制の下で、中期計画及び年度計画の遂行・進行管理に努めており評価できる。特に、幹部会を活用して次期中長期計画に向けた検討を行っており評価できる。今後も適切な進行管理に努める。【B】

②コンプライアンスは確実に実施されているか

(a)コンプライアンス委員会の取組状況

各種法手続きが適正に行われているかの確認を行っており評価できる。また、コンプライアンスの確実な実践に資するため、研究業務等の遂行上関係する法令等に基づく許可・届出・報告状況を一覧表に整理した上で所内に周知し、適正な履行の徹底に努めており評価できる。【B】

(b)職員のコンプライアンス意識の向上を図るための研修等の実施状況

平成25年度よりコンプライアンスに係る研修を開催しており評価できる。また、出張等により受講が出来なかつた者に対しては映像研修を実施した結果、受講率が上昇しており評価できる。

研修については、今後も開催を予定している。【B】

③監査は適切に実施されているか

(a)監事監査の実施状況

毎年度の監事監査計画に基づき、全ての研究センター及び管理部門を対象として、有効性及び効率性、適正性の観点から業務の進捗状況及び理事長のガバナンス、人件費及び給与水準、契約手続、業務運営上のリスクについて監査を実施しており評価できる。また、毎月の理事会に監事の出席を求め、業務執行に関する重要事項について意見を求めており評価できる。

なお、第三期中期計画期間が開始された平成23年度から現在までに実施した監事監査においては、業務の執行に係る法令違反等の重大な事実が報告されておらず評価できる。【B】

(b)内部監査の実施状況

毎年度の内部監査計画に基づき、所内業務の実施状況等に係る監査を実施するとともに、指摘事項に係る対応状況の確認等のフォローアップを実施しており評価できる。【B】

総合評価

研究業務の進行管理については、環境研究の柱となる研究分野、課題対応型の研究プログラム、環境研究の基盤整備及び災害環境研究等に対して研究計画を作成し、ホームページで公表を行うとともに、各研究センター長やプログラム総括を中心に研究の進行管理を行い、研究の促進を図っており評価できる。また、毎年外部研究評価委員による年度評価を受けるとともに、平成27年度には国際アドバイザリーボードによる助言、第3期中期目標期間の事後評価及び第4期中長期計画（平成28年4月～）の事前評価も受けており評価できる。外部研究評価委員会による評価及び意見等を内部の研究評価委員会等で検討し、今後の研究の進め方に活用・反映した。さらに、この評価および意見に対する国環研の考え方をとりまとめ、公表も行うなど、専門家による評価・助言を有効活用し適切に対応しており評価できる。

業務運営全般については、理事長のマネジメント及び所内各層での体制の下で、中期計画及び年度計画の遂行・進行管理に努めており評価できる。なお、幹部会を活用して次期中長期計画の検討を進め、第4期中長期計画を策定したところである。

コンプライアンスについては、各種法手続きが適正に行われているかの確認を行うとともに、コンプライアンスの確実な実践に資するため、研究業務等の遂行上関係する法令等に基づく許可・届出・報告状況を一覧表に整理した上で所内に周知し、適正な履行の徹底に努めており評価できる。また、平成25年度よりコンプライアンスに係る研修を開催し、出張等により受講が出来なかつた者に対しては映像研修を実施し、極力、未受講者の数を減らすよう努めた。

	<p>また、内部統制に係る制度に関しても、研究不正や研究費の不正使用に係る所内規程を文部科学省のガイドライン見直しに対応して平成26年度に改正強化するとともに、改正通則法に対応するため業務方法書を改正し、新たに「国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」を制定した。さらに、本基本規程に基づく個別規程として、中長期計画の策定及び評価に関する規程や、内部統制推進規程、リスク管理規程を策定、又はその準備をするなど、着実に整備を進めている。</p> <p>監事監査については、毎年度の監事監査計画に基づき、全ての研究センター及び管理部門を対象として、有効性及び効率性、適正性の観点から業務の進捗状況及び理事長のガバナンス、人件費及び給与水準、契約手續、業務運営上のリスクについて監査を実施しており評価できる。また、毎月の理事会に監事の出席を求め、業務執行に関する重要事項について意見を求めている。内部監査については、毎年度の内部監査計画に基づき、所内業務の実施状況等に係る監査を実施するとともに、指摘事項に係る対応状況の確認等のフォローアップを実施しており評価できる。なお、監事監査、内部監査ともに、特段の問題は認められなかった。</p> <p>上記のとおり、着実な業務運営がなされており、所期の目標を達成したと評価できる。【B】</p>
主務大臣による評価	
(見込評価)	(期間業務評価)
評定 【B】	<p>評定 【B】</p> <p><評定に至った理由></p> <p>① 業務の進行管理は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究センター長やプログラム総括を中心に進行管理を実施した。 毎年度、外部研究評価委員会による年度評価を受け、平成27年度は第3期中期目標期間の期間実績評価（事後評価）も受けた。また、平成27年度は海外の有識者による国際アドバイザリーボードを開催し、その助言・評価を、第4期中長期計画等に反映した。 理事長のマネジメントの下、所内各層において、情報共有・課題対応の体制を整え、第4期中長期計画の検討にも幹部会を活用した。 平成23年度に環境情報部（前身は環境情報センター）を企画部・総務部と同じ管理部門に統合し、運営の効率化と研究支援を強化した。 <p>② コンプライアンスは確実に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可・届出・報告状況を一覧表にして周知する等、各種法手続の適正な履行を徹底した。 コンプライアンス研修（平成25年度以降）を2回開催する等、職員教育を着実に実施した。 研究不正や研究費の不正使用に係る所内規程を改正し、新たに「国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」を制定し、研究不正防止、内部統制推進、リスク管理に関する規程の準備を行うなど、着実に内部統制規程の整備を実施した。 <p>③ 監査は適切に実施されているか</p>

- ・監事は、毎月の理事会に出席し、業務執行に関する重要事項について意見を求められるほか、監事監査計画に基づく監査を実施した。
- ・第3期中期目標期間に実施された監事監査において、法令違反等の重大な事実について指摘はなかった。
- ・内部監査は、内部監査計画に基づき実施され、その指摘事項について、フォローアップも実施した。

<今後の課題>

第4期中長期目標期間においては、福島支部を含めた研究業務の進行管理やコンプライアンスの徹底等、内部統制の強化を着実に実施されたい。

4. その他参考情報

4 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2 8.	安全衛生管理の充実
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
主な評価指標及び参考指標	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第3 8. 安全衛生管理の充実> 事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、職場における危険防止・健康障害防止の措置の徹底、安全・衛生教育訓練の推進、メンタルヘルス対策等職員の健康管理への配慮等、安全衛生管理の一層の充実を図る。
(2) 中期計画	<第2 8. 安全衛生管理の充実> 事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、職場における危険防止・健康障害防止の措置の徹底、安全・衛生教育訓練の推進、メンタルヘルス対策等職員の健康管理への配慮等、安全衛生管理の一層の充実を図る。
(3) 主な評価軸(評価の視点)、指標等	<p>①健康管理は適切に実施されているか</p> <p>(a)健康診断の実施状況 (b)カウンセリングの実施状況 (c)保健指導の実施状況</p> <p>②作業環境は適切に確保されているか</p> <p>(a)労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況 (b)作業環境における放射線量の測定状況</p> <p>③所内教育は適切に実施されているか</p> <p>(a)実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況 (b)健康管理に関するセミナーの実施状況</p>
(4) 法人の業務実績等・自己評価	
①-1 主な業務実績等	
1. 健康管理の状況	
(1) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等を実施したほか、行政指導勧奨に基づく紫外線・赤外線業務等に従事する者に対する健康診断を行った。また、希望者に人間ドック、胃がん検診及び歯科検診を実施した。	
(2) 震災放射線研究の実施に伴い、所員の安全・安心を確保するため、同研究従事者に対し、電離放射線障害	

	<p>防止規則と同等の健康診断を実施した。</p> <p>(3) 職員のメンタルヘルス対策として、専門医療機関における相談や臨床心理士による特別労働相談を行う等、隨時カウンセリングが受けやすい体制を提供した。また、精神科の産業医を配置し、事業者も含めた相談・指導等を実施した。</p> <p>(4) 健康管理対策として、健診結果に基づき、産業医の指導の下、常勤の保健師による保健指導を行った。</p>
	<p>2. 作業環境測定の実施</p> <p>適切な作業環境を確保し、職員の健康を保持するために、労働安全衛生法に基づき作業環境測定を実施した。また、震災放射線研究の実施に伴い、定期的に構内の空間放射線量の測定を行ったほか、震災放射線研究に用いる施設内外の作業環境測定を実施した。</p>
	<p>3. 教育訓練の実施</p> <p>安全衛生管理に関する関係法令の周知等を図り、実験に伴う災害の発生を防止するため、放射線業務従事者教育訓練等を実施した。</p>
	<p>4. 健康管理に関するセミナーの実施</p> <p>メンタルヘルス対策、生活習慣病予防対策及びがん予防啓発のためのセミナー等を実施した。</p>
	<p>5. その他</p> <p>平成27年12月に改正施行された労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施に向け、所内衛生委員会でその実施体制、実施方法等について審議した。</p>
	<p>6. 安全管理体制の強化</p> <p>事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、総務課に安全管理係、衛生管理係を設置し、安全・衛生管理体制の強化を図った。</p>
①-2 関連する資料編	
資料58 安全衛生管理の状況	
②自己評価	
	<p>(自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載)</p> <p>①健康管理は適切に実施されているか</p> <p>(a)健康診断の実施状況</p> <p>労働安全衛生法で定められた定期健康診断等のほか、行政指導勧奨に基づく紫外線・赤外線業務等に従事する者に対する健康診断を実施した。また、震災放射線研究従事者への健康診断、希望者に人間ドック、胃がん検診、歯科検診等を幅広く実施しており評価できる。【B】</p> <p>(b)カウンセリングの実施状況</p> <p>メンタルヘルス対策としては、労働者が個別にカウンセリングを受けやすい体制を適切に提供した。また、精神科の産業医を配置し、事業者も含めた相談・指導等を実施しており評価できる。【B】</p>

(c)保健指導の実施状況

保健指導については、保健師による健診結果に基づく保健指導を適切に実施しており評価できる。【B】

②作業環境は適切に確保されているか

(a)労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況

有機溶剤等を取り扱う実験室及び空調設備のある一般事務室において、適正な作業環境の確保とともに職員の健康を保持するため作業環境測定、及び空気環境測定を行っており評価できる。【B】

(b)作業環境における放射線量の測定状況

放射線管理区域において、適正な作業環境の確保とともに職員の健康を保持するため作業環境測定を行っており評価できる。【B】

③所内教育は適切に実施されているか

(a)実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況

放射線業務従事者等に関係法令の等の周知並びに教育訓練を適切に実施しており評価できる。【B】

(b)健康管理に関するセミナーの実施状況

生活習慣病対策に関する各種セミナー、メンタルヘルスセミナー、職員の安全管理の一環としての救急救命講習会を適切に実施しており評価できる。【B】

総合評価

健康管理においては、労働安全衛生法で定められた定期健康診断等以外に行政指導勧奨に基づく紫外線・赤外線業務等に従事する者に対する健康診断等幅広く実施するとともに、保健師による健診結果に基づく保健指導を実施しており評価できる。メンタルヘルス対策としては、労働者が個別にカウンセリングを受けやすい体制を提供しており、また、平成26年度からは新たに精神科の産業医を配置し、事業者としての相談・指導等も隨時受けられる体制としており評価できる。

また、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤等を取り扱う実験室、放射線管理区域及び空調設備のある一般事務室において、適正な作業環境の確保とともに職員の健康を保持するため作業環境測定等を行っており評価できる。

関係法令に基づく教育訓練の他に、事故災害の予防措置等を図るため有機溶剤の取扱いを含めた「化学物質のリスクアセスメントと取り扱いについて」をテーマとする労働安全衛生セミナー等を開催した。その他、生活習慣病対策に関する各種セミナー、メンタルヘルスセミナー、職員の安全管理の一環としての救急救命講習会を実施しており評価できる。上記のとおり、健康管理、作業環境の確保、教育訓練のいずれについても適切に実施しており、所期の目標を達成できたことは評価できる。【B】

主務大臣による評価

(見込評価)

(期間業務評価)

評定

【B】

評定

【B】

健康管理においては、労働安全衛生法で定められた定期健康診断等以外に行政指導勧奨に基づく紫外線・赤外線業務等に従事する者に対する健康診断等幅広く実施するとともに、保健師による健診結果に基づ

<評定に至った理由>

- ① 健康管理は適切に実施されているか
・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等、行政指導勧奨に基づく紫外線・赤外線業務等に従事する者

<p>く保健指導を実施している。メンタルヘルス対策としては、労働者が個別にカウンセリングを受けやすい体制を提供しており、さらに、平成26年度からは新たに精神科の産業医を配置し、事業者としての相談も随時受けられる体制が整ったことは評価する。</p> <p>また、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤等を取り扱う実験室、放射線管理区域及び空調設備のある一般事務室において、適正な作業環境の確保とともに職員の健康を保持するため作業環境測定等を行っている。</p> <p>関係法令に基づく教育訓練の他に、事故災害の予防措置等を図るため有機溶剤取扱いのためのセミナーの他、生活習慣病対策に関する各種セミナー、メンタルヘルスセミナー、職員の安全管理の一環としての救命講習会等を実施している。上記のとおり、健康管理、作業環境の確保、教育訓練のいずれについても適切に実施している。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後は、健康診断の受診率、カウンセリング利用者数、教育訓練やセミナー等の参加者数を把握し、運用面での改善方策があるか、検討する必要がある。職員が安心して研究業務等に取り組めるよう、引き続き、安全衛生管理の体制整備、運用改善に努められたい。</p>	<p>に対する健康診断等を幅広く実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウンセリング及び精神科の産業医による相談等の体制を整備した。常勤保健師による保健指導も実施した。 <p>② 作業環境は適切に確保されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤等を取り扱う実験室、放射線管理区域及び空調設備のある一般事務室において、適正に作業環境測定等を実施した。 <p>③ 所内教育は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく教育訓練、事故災害の予防措置等のセミナー、各種健康セミナー等を実施した。 <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においては、福島支部を含め、安全衛生管理体制の一層の充実を図られたい。</p>
--	--

4. その他参考情報

<審議会の意見等>

- メンタルヘルス対策として、個別にカウンセリングを受けやすい体制を提供しており、さらに精神科の産業医を配置したことは評価できる。

4 項目別評定調書（第5 その他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第5 1.	施設・設備の整備及び維持管理
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
	主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第5 1. 施設及び設備の整備に関する計画> 良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備に努める。
(2) 中期計画	<第9 1. 施設・設備の整備及び維持管理> 良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備に努める。
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	①施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されて (a)中期計画の施設・整備に関する計画とおりに進捗しているか。 (b)施設・設備の維持管理の状況
(4) 法人の業務実績等・自己評価	①- 1 主な業務実績等
I 業務の実績	中期計画の施設・設備に関する計画に基づき、計画的に施設・設備の改修を行った。また、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断された建物が16棟あり、前中期計画期間内に9棟実施済み、今期も6棟実施した。今期に、技術的に撤去が不可能な動物棟機械室を残して、15棟のアスベスト除去工事が完了した。 第3期中期計画期間内における主な施設・設備の整備状況は以下のとおりである。東日本大震災により被害を受けた研究所の施設・設備の被害状況を把握・調査を行い、平成23年度の第3次補正予算により、壁等の配置を工夫し剛性を高めるなど耐震性を向上させた復旧工事や、改正水質汚濁防止法に基づく新たな構造等基準に適合させる改修を行うため、平成24年度政府補正予算により、配管敷設替え工事を完了した。 また、所内各施設の日常的な保守・運転・監視・点検等を行うとともに、経年劣化等により故障した各種設備類の修繕等を適切に実施した。（資料45）

	①－2 関連する資料編		
	資料4.5 完了した主要営繕工事（再掲）		
	②自己評価		
	<p>①施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているか</p> <p>(a)中期計画の施設・整備に関する計画とおりに進捗しているか。</p> <p>研究施設・設備については、老朽化した施設の改修等を行うとともに、耐震改修工事を計画的に進めており評価できる。</p> <p>また、当初計画にはなかった平成23年度補正予算にて東日本大震災復旧工事にて壁等の配置を工夫し剛性を高めるなど耐震性を向上させ、平成24年度補正予算にて改正水質汚濁防止法に基づく新たな構造等基準に適合させる配管敷設替え工事を所全体の調整及びつくば市との協議を適切に行い大規模な工事を完了させたことは評価できる。【B】</p> <p>(b)施設・設備の維持管理の状況</p> <p>関連予算を活用し、施設・設備の維持管理を適切に行っており評価できる。【B】</p>		
	<p>総合評価</p> <p>中期計画の施設・整備に関する計画とおりに進捗しているか、施設・設備の維持管理の状況については、上記のとおり適切に実施されており、所期の目標を達成した。なお、昭和49年に国立公害研究所として発足以来、順次施設を増築してきたところであるが、当初に建築された施設については42年が経過し、現状においても法定耐用年数を超過している施設もあり、今後の研究に支障が生じないよう老朽化対策が必要である。【B】</p>		
	主務大臣による評価		
	(見込評価)		(期間業務評価)
	評定	【B】	評定 【B】
	<p>第3期中期目標期間における施設・設備の整備、維持管理については、予算執行面も含めての検証が必要だが、中期計画の施設及び設備の整備に関する計画により、概ね適切に実施されている。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>次期中長期目標・中長期計画の策定においては、本中期目標期間中の問題点及び改善方策を検討した上で、施設及び設備の整備計画を定める必要がある。</p>		<p><評定に至った理由></p> <p>① 施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の工事について、第3期中期目標期間内に終了しなかったため、施設整備費補助金を平成28年度に繰り越した。 ・施設・設備の整備・維持管理は概ね適切に実施した。 <p><今後の課題></p> <p>第4期中長期目標期間においては、繰越を減らすよう、施設整備費補助金の計画的な執行に努められたい。</p>

4. その他参考情報
<審議会の意見等>
・老朽化対策の必要性は大いに認める。

4 項目別評定調書（第5 その他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第5 2.	人事に関する計画
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)

2. 主要な経年データ								
	主な評価指標及び参考指標							
	達成目標	基準値等 (前中期目標 期間最終年 度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
(参考指標)								
若手研究者の採用者数	—	—	28	7	9	15	9	
女性研究者の採用者数	—	3	6	3	6	4	6	

3. 中期目標、中期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
(1) 中期目標	<第5 2. 人事に関する計画> 人件費の削減に伴い、ポストドクターなどの契約研究職員が研究所の研究能力に占める比率が高まってきた。このため、将来に向けての研究所の活力を維持するため、研究職員の能力開発を適正に行う体制を確保するとともに、若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の研究参画意欲の一層の促進を図る。
(2) 中期計画	<第9 2. 人事に関する計画> (1) 方針 人件費の削減に伴い、ポストドクターなどの研究系契約職員が研究所の研究能力に占める比率が高まってきた。このため、将来に向けての研究所の活力を維持するため、研究系職員の能力開発を適正に行う体制を確保するとともに、若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の研究参画意欲の一層の促進を図る。 (2) 人員に係る指標 (参考1) 1) 期初の常勤職員数 282人 2) 期末の常勤職員数の見込み 307人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,289百万円 但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費の範囲（役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費を除いた額）の費用である。 なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、11,904百万円である。（国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。）
(3) 主な評価軸（評価の視点）、指標等	①所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか (a)人材活用方針に基づく取組の実施状況

	(b)研修の実施状況 (a)男女共同参画に係る職場環境整備の状況 (b)外国人研究者に係る職場環境整備の状況
	②所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか (4) 法人の業務実績等・自己評価
	①－1 主な業務実績等
	<p>1. 人材活用方針に基づき、研究系常勤職員として、若手研究者（各年度末において37歳以下の研究者）を68人（パーマネント研究員22人、任期付研究員46人）、女性研究者を25人（パーマネント研究員11人、任期付研究員14人）採用する等研究活動等の基盤の強化を図った（資料37）。</p> <p>2. 人材活用方針に基づき、若年者、女性、外国人の一層の能力活用等を図るため、以下の取組を進めた。</p> <p>（1）若手研究者等の自立と活躍の機会を与えるため、外部競争的資金の応募に際し適切な指導助言を与えるとともに、内部公募型研究制度を活用して、新しい発想とアイデアに基づく研究の奨励を図った。平成28年度も引き続き、若手研究者の育成と研究の奨励を促進していく。また、若手研究員派遣研修実施要領に基づき、平成23年度から27年度中に6名の若手研究員を海外の研究機関へ派遣した。28年度も新たに2名を派遣予定である。</p> <p>（2）女性研究者等の研究参画推進も含め、男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、平成23年度に妊産婦が搾乳や休憩ができる休憩スペースを開設したが、更に利便性を図るため新たに1箇所増設した。また、平成24年度に開設した一時預り保育室については、平成27年度も順調に利用者増加に繋がっている。</p> <p>（3）平成23年度より外国人研究者が生活する上で生じる様々な問題について相談、解決を図ることができるよう、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに公益社団法人科学技術国際交流センターと契約し、生活支援を実施している。なお、生活支援制度については、当制度の目的が新規で生活を立ち上げる外国人研究者を対象としたものであることから、平成26年度に支援対象者を来日2年以内とする見直しを行い、制度の名称を「外国人研究者等生活支援制度」から「外国人研究者生活立ち上げ等支援制度」へと変更した。</p> <p>3. 任期満了となる任期付研究員38人を、テニュアトラックによりパーマネント研究員として採用した。</p> <p>4. 研究業績等により当該分野において優れた研究者として認められており、国環研の目的を達成するために必要な者を採用するフェロー制度を平成23年度に創設した。また、高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を、特別研究員、准特別研究員、リサーチアシスタントとして採用した（資料37）。</p> <p>5. 外部との連携を図りつつ国環研において必要な調査研究の適切な実施を図るため、国内外の大学、研究機関等から連携研究グループ長17人（平成23年度から平成27年度の延べ人数、以下同じ）、客員研究員等1,157人を委嘱・招へいするとともに、共同研究員383人、研究生331人を受け入れた（資料6）。</p>
	①－2 関連する資料編
	資料6 客員研究員等の受入状況（再掲） 資料37 職員・契約職員採用実績の状況及び人員の構成（再掲）
	②自己評価
	（自己評価を評定の根拠とともに記載。今後の課題等があればあわせて記載） ①所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか

(a)人材活用方針に基づく取組の実施状況

人材活用方針に基づき、研究系常勤職員として、テニュアトラックを活用しつつ若手研究者（各年度末において37歳以下の研究者）を68人（パートナント研究員22人、任期付研究員46人）、女性研究者を25人（パートナント研究員11人、任期付研究員14人）採用する等研究活動等の基盤の強化を図っており評価できる。また、フェロー制度や連携研究グループ長制度等により、優れた研究者の活用に努めており評価できる。

【B】

(b)研修の実施状況

若手研究者等の自立と活躍の機会を与えるため、外部競争的資金の応募に際し適切な指導助言を与えるとともに、所内公募型研究制度を活用して、新しい発想とアイデアに基づく研究の奨励を図っており評価できる。また、若手研究員派遣研修実施要領に基づき、海外の研究機関への派遣研修を実施するなど、研究系職員の能力開発を適正に行う体制を確保しており評価できる。平成28年度においても継続して実施する予定である。【B】

②所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか

(a)男女共同参画に係る職場環境整備の状況

女性研究者等の研究参画推進も含め、男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、平成23年度に妊娠婦が搾乳や休憩ができる休憩スペースを開設したが、更に利便性を図るために新たに1箇所増設しており評価できる。

また、平成24年度に一時預り保育室を開設しており、利用者も順調に増加し、高い稼働率で利用されており評価できる。【B】

(b)外国人研究者に係る職場環境整備の状況

平成23年度より外国人研究者が生活する上で生じる問題について相談、解決を図ることができるよう担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国際交流センターと契約し、生活支援を実施しており評価できる。生活支援制度については適宜支援内容等の見直し・改善を図っており、今後も上記契約先と調整しつつ必要な見直しを行っていく予定である。【B】

総合評価

人材活用方針に基づき、研究系常勤職員として、テニュアトラックを活用しつつ若手研究者、女性研究者を採用する等研究活動等の基盤の強化を図っており評価できる。また、フェロー制度や連携研究グループ長制度等により優れた研究者の活用に努めており評価できる。

若手研究者については、自立と活躍の機会を与えるため、外部競争的資金の応募に際しての適切な指導助言、所内公募型研究制度を活用して新しい発想とアイデアに基づく研究の奨励、若手研究員派遣研修実施要領に基づく海外の研究機関への派遣研修の実施など、研究系職員の能力開発を適正に行う体制を確保しており、所内人材の研究能力開発は適切に実施していると考えている。

また、女性研究者等の研究参画推進も含め、男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、平成23年度に妊娠婦が搾乳や休憩ができる休憩スペース、平成24年度には、一時預り保育室も開設するなど、男女共同参画に係る職場環境整備を図る一方、外国人研究者に關しても、平成23年度より外国人研究者が生活する上で生じる問題について相談、解決を図ることができるよう担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国際交流センターと契約し、生活支援を実施しており評価できる。また生活支援制度については必要に応じて支援内容等の見直しを行い、改善を図るなど所内人材の職場環境整備を適切に実施しており評価できる。

今後とも、優秀かつ多様な職員及び契約職員の採用を進めるとともに、研究参画意欲の一層の促進を図り、国

	環研の活力の維持に努めることとしており、所期の目標を達成したと評価できる。【B】		
	主務大臣による評価		
	(見込評価)		
評定	【B】	評定	【B】
<p>人材活用方針に基づき、研究系常勤職員として、テニュアトラックを活用しつつ若手研究者、女性研究者を採用する等研究活動等の基盤の強化を図っている。また、フェロー制度や連携研究グループ長制度等により優れた研究者の活用に努めている。</p> <p>引き続き、中期目標の達成に向けて計画的な取組を継続することで、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中に着実に達成できると判断する。</p> <p>今後とも、優秀かつ多様な職員及び契約職員の採用・育成を進めるとともに、次期中長期目標・中長期計画の策定においては、クロスアポイントメント制度や年俸制の導入、及び若手・女性・外国人研究者について何らかの具体的目標を設定するよう検討されたい。</p>			
<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>① 所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材活用方針に基づき、第3期中期目標期間中に研究系常勤職員として、テニュアトラックを活用し、若手研究員（68人）及び女性研究員（25人）を採用した。 ・競争的資金への応募時に適切な助言指導、所内公募型研究制度による研究の奨励、若手研究員派遣研修実施要領に基づく海外研究機関への派遣の実施など、若手研究員の能力開発体制を確保した。 <p>② 所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性研究員のための休憩スペース及び一時預かり保育室の整備及び適切な運用を実施した。 ・外国人研究員のための生活支援制度の改善など、多様な人材の確保のための環境整備に努めた。 <p>＜今後の課題＞</p> <p>第4期中長期目標期間においても、優秀かつ多様な職員の採用及び育成を推進し、中長期的な視点で人事に関する計画を検討し実施されたい。</p>			

4. その他参考情報
<審議会の意見等>
<ul style="list-style-type: none"> ・研究系常勤職員として、テニュアトラックを活用しつつ若手研究者や女性研究者を採用するなど、計画的な人材基盤強化を図っていることは大いに評価できる。また、フェロー制度や連携研究グループ長制度もうまく活用している。外国人研究者に対する生活支援は重要であるので、今後も進めて頂きたい。